

## バーゼルⅡに関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、同年 12 月 27 日追加、  
平成 19 年 3 月 23 日追加、同年 5 月 9 日追加、同年 9 月 28 日追加、  
同年 12 月 6 日追加、平成 20 年 3 月 31 日追加、同年 11 月 17 日追加、  
同年 12 月 24 日追加、平成 21 年 3 月 27 日追加、同年 9 月 24 日修正、  
平成 22 年 3 月 31 日追加・修正、同年 12 月 17 日修正、  
平成 23 年 3 月 31 日修正、同年 9 月 12 日追加・修正、  
平成 25 年 3 月 28 日追加・修正、同年 9 月 20 日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

### 【総論、自己資本比率計算】

#### 【第 2 章～第 5 章（国際統一基準、国内基準）関係】

＜投資損失引当金・偶発損失引当金等の取扱い＞

【関連条項】第 1 条、第 6 条第 7 条等、第 10 条等、第 71 条

第 1 条－Q1 投資損失引当金・偶発損失引当金について、一般貸倒引当金や個別貸倒引当金と同様の取扱いが認められますか。（平成 20 年 12 月 24 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

一般的に、投資損失引当金や偶発損失引当金は、信用リスクにかかる引当金として実務的に定着しており、一般貸倒引当金、あるいは個別貸倒引当金の計上方法に準じた取扱いとなっていることから、内部格付手法においては、適格引当金（第 1 条）として、標準的手法においては、一般貸倒引当金（第 6 条第 7 条等）、あるいは個別貸倒引当金（第 10 条等、第 71 条）と同様のものとして、取扱うことで差し支えはありません。

ただし、投資損失引当金や偶発損失引当金などの勘定科目を有している場合でも、それが、一般貸倒引当金に準じる形で計上されているもの、あるいは、個別貸倒引当金に準じる形で計上されているものとを適切に区分した上で、告示上、その性格に応じた引当金の勘案を行う必要があります。

＜海外営業拠点＞

【関連条項】第 2 条、第 25 条、第 37 条、第 78 条、第 136 条等

第2条－Q1 海外駐在員事務所は「海外営業拠点」に該当しますか。

(A)

海外駐在員事務所は、「海外営業拠点」に該当しません。したがって、海外に駐在員事務所のみを有している銀行には、国際統一基準は適用されません。

<連結における重要性の原則>

【関連条項】第3条、第26条

第3条－Q1 連結の範囲について、連結財務諸表規則第2項に規定する重要性の原則は適用されますか。

(A)

金融子会社（「保険会社等」を除く）のうち、連結財務諸表規則第5条第1項各号に該当しないものについては、同条第2項（重要性の原則）を適用せず、連結の範囲に含めます。

<決算日が異なる場合>

【関連条項】第3条、第26条

第3条－Q2 親会社と子会社の決算日が異なる場合、どのように扱いますか。

(A)

- (1) 子会社は、原則として親会社の決算日（連結決算日）に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる仮決算を行うものとします。
- (2) 親会社と子会社の決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行っても差し支えありません。ただし、資産・負債等に重要な変動がある場合及び連結会社間の取引に係る重要な不一致がある場合には必要な調整を行うものとします。
- (3) 子会社のオフ・バランス取引は、当該子会社の財務諸表基準日現在のオフ・バランス取引残高を基礎として連結するものとします。
- (4) 第2条のマーケット・リスク相当額の算出にあたっては、子会社のマーケット・リスク相当額は親会社の算出基準日現在で算出するものとします。

<在外子会社の円換算相場>

【関連条項】第3条、第26条

第3条－Q3 在外子会社の財務諸表項目を円換算する際、どの時点の為替相場を適用しますか。

(A)

在外子会社の財務諸表項目（資本勘定等を除く）を円換算する際の為替相場は、本邦における次のいずれかの為替相場を継続して適用するものとします。

- ① 子会社の決算日における為替相場（TTM）

② 親会社の決算日（連結決算日）における為替相場（TTM）

＜マーケット・リスク相当額不算入の特例＞

【関連条項】第4条、第16条、第27条、第39条

第4条-Q1 自己資本比率の計算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる当期の期中に係る条件（以下「期中の量的基準」といいます。）は、いつの時点で満たすことを確認するのですか。

(A)

期中の量的基準は、連結ベースの特定取引勘定の資産及び負債の合計額（特定取引勘定設置銀行以外の銀行においては、連結ベースの商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額をいう。以下、まとめて「対象勘定合計額」という。）を日次で算出したものが基準を満たすことを確認します。

ただし、当面は、毎月末において対象勘定合計額が基準を満たすことを確認する方法を用いて差し支えありません。

なお、マーケット・リスク相当額を算入する銀行は、期中の量的基準を確認することは不要です。

＜連結子会社の少数株主持分＞

【関連条項】第5条、第28条

第5条-Q1 「連結子会社の少数株主持分」とは、どのような勘定をいつのですか。（平成25年9月●日削除）

(A)

「連結子会社の少数株主持分」とは、連結子会社の資本勘定のうち親会社（または連結会社）以外の株主の出資比率に対応する部分であり、連結貸借対照表に「少数株主持分」として計上された額をいいます。

ただし、基本的項目に算入できる「連結子会社の少数株主持分」は、普通株及び非累積配当型永久優先株に係る少数株主持分だけであり、期限付優先株等補完的項目に該当するものに係る少数株主持分は含まないので留意が必要です。

また、連結子会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の再評価に関する「再評価差額金」の少数株主持分相当額のうち、支配獲得後の増減に係る部分については、自己資本比率算出上は「少数株主持分」から控除し、それぞれ「評価差額金」、「再評価差額金」に合算することに留意が必要です。その他有価証券の「評価差額金」を例にとると、以下の通りの扱いとなります。

＜国際統一基準適用行の場合＞

合算後の「評価差額金」が正の値であれば、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額を補完的項目に算入し、合算後の「評価差額金」が負の値であれば、当該金額を基本

的項目から控除する。

〈国内基準適用行の場合〉

合算後の「評価差額金」が負の値であれば、当該金額を基本的項目から控除する（合算後の「評価差額金」が正の値であっても、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額の補完的項目への算入は行わない）。

〈非累積配当型永久優先株〉

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条－Q2 「非累積配当型永久優先株」とは、どのような株式をいつのですか。（平成25年9月20日削除）

(A)

「非累積配当型永久優先株」とは、優先株の一種で配当に関する優先権において、ある事業年度の配当が優先配当率に達しなくても翌期に繰り越しが認められない優先株をいいます。

なお、配当に関する優先権が翌期以降に繰り越される「累積配当型永久優先株」は、基本的項目の対象とならないので留意することが必要です。

〈転換社債型新株予約権付社債〉

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条－Q3 「転換社債型新株予約権付社債」は基本的項目の対象とならないのですか。（平成25年9月20日削除）

(A)

国際統一基準の基本的項目は、連結貸借対照表の資本勘定（非累積配当型永久優先株を含み、補完的項目に該当するものとして別に定めるものを除く。）及び連結子会社の少数株主持分と定められています。

したがって、負債の部に計上している「転換社債型新株予約権付社債」は基本的項目の対象とはなりません。

〈償却済の営業権等〉

【関連条項】第5条第2項、第17条第2項、第28条第2項、第40条第2項第5条、第17条、第28条、第40条

第5条－Q4 既に償却済の営業権、連結調整勘定も普通株式等Tier1資本に係る調整項目又はコア資本に係る調整項目に含まれるのですか基本的項目より控除するのですか。（平成25年9月20日修正）

(A)

既に償却済の営業権、連結調整勘定については、普通株式等Tier1資本に係る調整項目又はコア資本に係る調整項目に含める必要はありません基本的項目より控除する営業権及び連結調整勘定相当額とは、連結貸借対照表の資産の部に計上している営業権及び連結調整勘定

~~の未償却残高をいい、既に償却済の営業権、連結調整勘定については、基本的項目より除外する必要はありません。~~

<海外における土地の再評価差額金>

**【関連条項】第7条、第19条**

**第7条-Q1 海外における土地の再評価差額金に相当する額は、Tier2資本に係る基礎項目の額補完的項目に計上して差し支えありませんか。(平成25年9月20日修正)**

(A)

海外において、法律により土地の再評価が認められるとともに、財務上、我が国の再評価差額金に相当するものとして、再評価準備金等を計上することが認められており、連結貸借対照表に当該準備金等を計上している場合には、その額をTier2資本に係る基礎項目の額に含めて当該相当する額の45%に相当する額を補完的項目の額として計上して差し支えありません。

<~~持分法適用会社の「その他有価証券評価差額金」等~~>

**【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条等**

**第5条-Q6 持分法適用会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の「再評価差額金」はどういうに扱うのですか。(平成25年9月20日削除)**

(A)

~~持分法適用会社の計上するその他有価証券の「評価差額金」及び土地の「再評価差額金」のうち、連結財務諸表作成上「評価差額金」及び「再評価差額金」に計上される親会社持分相当額については、親会社本体の「評価差額金」、「再評価差額金」と同様に扱い、自己資本比率の算出において、そのまま「評価差額金」、「再評価差額金」として扱います。~~

~~その他有価証券の「評価差額金」を例にとると、以下の通りの扱いとなります。~~

<~~国際統一基準適用行の場合~~>

~~持分法適用会社のその他有価証券「評価差額金」の親会社持分相当分が含まれる連結財務諸表上の「評価差額金」が正の値であれば、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額を補完的項目に算入し、負の値であれば、当該金額(連結財務諸表上の「評価差額金」)を基本的項目から控除する。~~

<~~国内基準適用行の場合~~>

~~持分法適用会社のその他有価証券「評価差額金」の親会社持分相当分が含まれる連結財務諸表上の「評価差額金」が、負の値であれば、当該金額を基本的項目から控除する(正の値であっても、当該金額に見合う税効果勘案前の評価益の45%相当額の補完的項目への算入は行わない)。~~

＜社外流出予定額＞

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条等

第5条-Q7 「社外流出予定額（剩余金の配当の予定額）」とは、どの時点における剩余金の配当の予定額を指すのですか。（平成19年9月28日追加）

(A)

会社法の施行（平成18年5月）に伴い剩余金の配当が柔軟化されたこと、及びバーゼルⅡ（第3の柱）において自己資本比率等の四半期開示が実施されることを踏まえ、自己資本比率の算出における「社外流出予定額（剩余金の配当の予定額）」の取扱いについては、毎四半期（3月期、6月期、9月期及び12月期）における決算期末後3ヵ月以内に、①株主総会もしくは取締役会が剩余金の配当として決議した額または決議を予定している額、または、②株主総会における剩余金の配当に関する決議案として取締役会が決議した額または決議を予定している額、のいずれかに該当するものを指すこととします。

＜子会社の負債性資本調達手段等＞

【関連条項】第6条、第18条、第29条、第41条

第6条-Q1 子会社の「負債性資本調達手段」等の取扱いはどのようになるのですか。（平成25年9月20日削除）

(A)

子会社の「負債性資本調達手段」等は、補完的項目に含めて差し支えありません。

~~（例）累積配当型優先株式、アメリカの転換義務付証券、イギリスの永久劣後債、フランスの資本参加証券、ドイツの亨益権付証券及び期限付劣後債など。~~

＜期限付劣後債務の一部償還＞

【関連条項】第6条、第18条、第29条、第41条

第6条-Q2 残存期間が5年以内となった期限付劣後債務について、転換請求権の行使により基本的項目に該当する普通株式等によってその一部が既に償還された場合、その補完的項目への算入額の計算方法をどのように考えればよいのですか。（平成25年9月20日削除）

(A)

期限付劣後債務については、「残存期間が5年以内となったものにあっては、毎年、残存期間が5年となった時点における帳簿価格の20%に相当する額を累積的に減価するものとする」旨の規定があります。（第6条第1項等）残存期間5年以内において、転換請求権の行使により基本的項目に該当する普通株式等によってその一部が既に償還された期限付劣後債務については、残存期間が5年となった時点における帳簿価格によらず、期末帳簿残高（当初帳簿残高から期末までに基本的項目へと転換された額を控除した帳簿残高）並びに残存年数に基づき算出する減価額を用い、下記の算式により補完的項目への算入額を計算することと

します。

補完的項目への算入額＝期末帳簿残高－減価額<sup>(※)</sup>

<sup>(※)</sup>減価額＝期末帳簿残高×20%×(6年－期末における残存期間)（但し、「6年－期末における残存期間」の小数点以下は切り捨てとする）

<設例>転換請求権の行使により毎期20ずつ株式等への転換が進んだ場合

	0年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
期末時点での残存期間 (年)	6	5	4	3	2	1
①基本的項目への算入額	0	20	40	60	80	100
②期限付劣後債務の期末帳簿残高	200	180	160	140	120	100
(6年－期末における残存年数)	—	1	2	3	4	5
③減価額	—	180× 20%×1 =36	160× 20%×2 =64	140× 20%×3 =84	120× 20%×4 =96	100× 20%×5 =100
④補完的項目への算入額 (②－③)	200	144	96	56	24	0
⑤自己資本への算入額の合計額 (①+④)	200	164	136	116	104	100

<非連結子会社又は関連会社への出資>

【関連条項】第8条第8項第1号、第20条第5項第1号、第29条第6項第1号、第41条第5項第1号第8条第1項第2号等

第8条－Q1 「非連結子会社への出資」又は「関連会社への出資」の自己資本比率計算上の取扱いを教えてくださいはすべて自己資本から控除するのですか。(平成25年9月20日修正)

(A)

<国際統一基準行の場合>

非連結子会社又は関連会社が、第8条第8項第1号又は第20条第5項第1号に定める「その他金融機関等」に該当する場合、これらの者への出資が、下記に記載する表の上欄の資本調達手段のいずれに相当するかにより、同表の下欄に掲げる条文に従い、調整項目の額の計算対象に含める必要があります（ただし、第9条が適用される場合を除く。）。なお、この計算により調整項目の額とされた部分については、リスク・アセットの額を計算する必要はありません。

普通株式 (みなし普通株式を含む。)	その他 Tier1 資本調達手段	Tier2 資本調達手段

<u>第 8 条第 9 項第 1 号、第 10 項第 1 号（連結）</u>	<u>第 8 条第 8 項第 1 号（連結）</u> <u>第 20 条第 5 項第 1 号（単体）</u>	<u>第 8 条第 8 項第 2 号（連結）</u> <u>第 20 条第 5 項第 2 号（単体）</u>
<u>第 20 条第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号（単体）</u>		

以上に対し、関連会社のうち、第 8 条第 8 項第 1 号ニに定める「金融業務を営む関連法人等」に該当する者につき第 9 条により比例連結の方法を用いた場合には、同条及び監督指針の記載に従って自己資本比率を計算することとなり、上記取扱いは適用されません。また、その他金融機関等に該当しない非連結子会社又は関連法人等の株式その他の資本調達手段についても、上記取扱いは適用されず、当該資本調達手段のリスク・アセットの額を告示に従い計算する必要があります。

#### <国内基準行の場合>

非連結子会社又は関連会社が、第 29 条第 6 項第 1 号又は第 41 条第 5 項第 1 号に定める「その他金融機関等」に該当する場合、これらの者への出資が、下記に記載する表の上欄の資本調達手段のいずれに相当するかにより、同表の下欄に記載する条文に従い、同欄に記載する取扱いを行う必要があります。なお、これらの計算によりコア資本に係る調整項目の額とされた部分については、リスク・アセットの額を計算する必要はありません。

<u>対象普通株式等 (みなし普通株式を含む。)</u>	<u>左記以外の対象資本調達手段</u>
<u>第 29 条第 6 項第 1 号又は第 7 項第 1 号の規定に従い、コア資本に係る調整項目の額の計算対象に含める（第 32 条が適用される場合を除く。）。（連結）</u>	<u>第 76 条の 2 の 3 若しくは第 178 条の 2 の 3 又は第 302 条の 14 に従い、リスク・アセットの額を計算する。</u>
<u>第 41 条第 5 項第 1 号又は第 6 項第 1 号の規定に従い、コア資本に係る調整項目の額の計算対象に含める。（単体）</u>	

以上に対し、関連会社のうち、第 8 条第 8 項第 1 号ニに定める「金融業務を営む関連法人等」に該当する者につき第 32 条により比例連結の方法を用いた場合には、同条及び監督指針の記載に従って自己資本比率を計算することとなり、上記取扱いは適用されません。また、その他金融機関等に該当しない非連結子会社又は関連法人等の株式その他の資本調達手段についても、上記取扱いは適用されず、当該資本調達手段のリスク・アセットの額を告示に従い計算する必要があります。

(1) 第 8 条第 1 項第 2 号イからハまでに該当する子法人等の株式その他の資本調達手段は、自己資本の総額より控除します。この場合には、当該出資額をリスク・アセットに計

~~上する必要はありません。~~

- (2) ~~(1)以外の非連結子会社の株式その他の資本調達手段は、自己資本から控除する必要はありません。~~

**<関連会社への出資>**

**【関連条項】第8条第1項第2号等**

第8条-Q2 「~~関連会社への出資~~」はすべて自己資本から控除するのですか。(平成25年9月20日削除)

(A)

- (1) ~~第8条第1項第2号ニに該当する金融業務を営む関連法人等(以下「金融業務を営む関連法人等」という)の株式その他の資本調達手段は、自己資本の総額より控除するものとします(第9条を適用する場合を除く)。ただし、この場合には当該出資額をリスク・アセットに計上する必要はありません。~~
- (2) ~~「金融業務を営む関連法人等」のうち第9条により比例連結を用いた場合、及び「金融業務を営む関連法人等」以外の関連法人等の株式その他の資本調達手段は、自己資本から控除する必要はありません。~~

**<株式等エクスポージャーに対し計上されている投資損失引当金の取扱い>**

**【関連条項】第8条、第20条、第31条、第43条**

第8条-Q3 PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーに対し、投資損失引当金が計上されている場合、当該引当金により、株式等エクspoージャーにかかる期待損失額を減額することは可能ですか。(平成20年12月24日追加)

(A)

減額しても差し支えありません。

第10条-Q1 (平成25年3月28日削除)

**<複数の資産を裏付けとする資産に係る外国為替リスクの取扱い>**

**【関連条項】第11条等**

第11条-Q1 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産(ファンド)が特定取引勘定以外の勘定に属する場合、当該投資信託等の外国為替リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出は、どのように行えば良いですか。(平成19年5月9日追加)

(A)

第2条の算式におけるマーケット・リスク相当額の算出に際しては、特定取引勘定以外の勘定の取引に関しても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれることとなります。従って、特定取引勘定以外の勘定に属する投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産についても、当該投資信託等が外国為替リスクを伴う場合、当該投資信託等に係るマ

一ケット・リスク相当額を算出することとなります。その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、投資信託等ごとに一貫性をもって適用することを前提に、当該投資信託等への出資の基準通貨に基づいて外国為替リスクを評価する方法と、「第48条-Q1」に基づき、当該投資信託等の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の外国為替リスクを評価する方法のいずれかに拠って、マーケット・リスク相当額を算出することが可能です。

＜優先出資証券の算入限度超過額＞

【関連条項】第17条第3項、第18条、第40条第3項、第41条

第17条-Q1 単体自己資本比率（国際統一基準及び国内基準）の計算において、海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、基本的項目の25パーセントを限度とすることになっていますが、その超過部分はどのように扱いますか。

（平成20年3月31日修正）（平成25年9月20日削除）

(A)

海外特別目的会社の発行する優先出資証券で、基本的項目への算入限度を超過する分については、第18条第1項第4号及び同条第2項（又は第41条第1項第3号及び同条第2項）の要件を満たすことを前提として、補完的項目の算入対象とすることができます。

## 【附則（国際統一基準、国内基準共通）<総論、自己資本比率計算関係>】

<所要自己資本の額の下限>

【関連条項】附則（平成18年金融庁告示第19号）第9条、第13条、第24条、第36条、第47条

附則第9条－Q1 所要自己資本の額の下限（いわゆるフロア）を計算する際の参考手法はどういうに考えればよいですか。（平成19年9月28日修正、平成22年3月31日修正、平成25年3月28日修正）

(A)

内部格付手法又は先進的計測手法を新たに採用する金融機関に対しては、告示に定める一定期間中全体所要自己資本額のフロアの計算が求められますが、原則として、当該手法を採用する直前に採用していた手法が参考手法となります。ただし、基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、標準的手法を参考手法とすることも可能です。同様に、粗利益配分手法から先進的計測手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、基礎的手法を参考手法とすることも可能です。

なお、バーゼルⅠを常に参考手法として用いることが可能ですが、その際、信用リスクとオペレーション・リスク全体に適用することとなります。この場合、フロアの目的に鑑み、新所要自己資本の額としては、バーゼルⅢにおける経過措置期間の調整等（調整項目に係る経過措置、危機対応出資等）を行わないものとして算出した新所要自己資本の額を用いることとなります。

（注）バーゼルⅢ実施後のフロアの取扱いについては、現時点（平成25年3月28日時点）で、国際的な課題の一つであり、当該議論の結果によっては、本邦での取扱いが変更となる可能性があることに留意が必要です。

以下、具体例に沿って典型例を解説します（なお、バーゼルⅡ初年度の平成19年3月末をT期とし、特別な言及が無い場合には、T期より前はバーゼルⅠを、当該日以降は信用リスクに関しては標準的手法、オペレーション・リスクに関しては粗利益配分手法を適用しているものとします。）。

適用手法について次のとおり略称を使用します。

S A：標準的手法	B I A：基礎的手法
F I R B：基礎的内部格付手法	T S A：粗利益配分手法
A I R B：先進的内部格付手法	AMA：先進的計測手法

- ① T期以降、F I R B→A I R B→AMAの承認を受けた場合の参考手法  
(①' 上記①の場合で参考手法としてバーゼルⅠを用いる場合)
- ② T期以降、F I R B→AMA→A I R Bの承認を受けた場合の参考手法  
(②' 上記②の場合で参考手法としてバーゼルⅠを用いる場合)
- ③ T+1期以降、F I R B→A I R B→AMAの承認を受けた場合の参考手法

④ T + 1期以降、F I R B→A M A→A I R Bの承認を受けた場合の参考手法

①の場合

		F I R B		A I R B		A M A	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %	9 0 %	8 0 %		
	参照手法	バーゼル I		F I R B (or S A) T S A		F I R B (or S A) A M A	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			A I R B T S A (or B I A)			
	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %	9 0 %		8 0 %	

(①') の場合)

		F I R B		A I R B		A M A	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %		8 0 %	9 0 %	8 0 %
	参照手法	バーゼル I					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			9 0 %		9 0 %	8 0 %
	フロアの 水準	9 5 %			8 0 %	9 0 %	8 0 %

②の場合

		F I R B		A M A		A I R B	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %	8 0 %		9 0 %	8 0 %
	参照手法	バーゼル I		S A A M A		F I R B (or S A) A M A	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			F I R B T S A (or B I A)		A I R B T S A (or B I A)	
	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %		8 0 %		

(②') の場合)

		F I R B		A M A		A I R B	
		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %		8 0 %	9 0 %	8 0 %
	参照手法	バーゼル I					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	9 5 %	9 0 %		8 0 %	9 0 %	8 0 %

③の場合

		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準		90%	90%		80%	
	参照手法		S A T S A	F I R B (or S A) T S A	F I R B (or S A) AMA		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法					A I R B T S A (or B I A)	
	フロアの 水準					90%	80%

④の場合

		T	T + 1	T + 2	T + 3	T + 4	T + 5
信用 リスク	フロアの 水準		90%	80%		90%	80%
	参照手法		S A T S A	S A AMA	F I R B (or S A) AMA		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			F I R B T S A (or B I A)	F I R B T S A (or B I A)		
	フロアの 水準			90%	80%		

## 【標準的手法】

### 【第6章（標準的手法）－第1節（総則）及び第2節（リスク・ウェイト）関係】

＜複数の資産を裏付けとする資産の取扱い＞

#### 【関連条項】第48条

第48条－Q1 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）の信用リスク・アセットの額の算出は、どのように行えばいいですか。（平成18年12月27日追加、平成23年9月12日修正、平成25年9月20日修正）

(A)

投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、原則として、当該資産の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。その際、個々の銘柄名など、第48条に基づき標準的手法採用行が信用リスク・アセットの額を算出するのに必要とする以上の情報を、把握することを必ずしも求めるものではありません。また、当該資産の裏付けとなる個々の資産の把握に際しては、当該資産ごとに一貫性をもって用いることを前提に、決算期末の資産運用報告書等に代えて、決算期末前の直近の資産運用報告書等を参照することも可能とします。

他方、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な場合には、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトのうち最大のものを裏付けとなる個々の資産の把握が困難な部分の額（不明部分の額）に適用することにより、信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。具体的には、例えば以下のような方法が想定されます。

1) 裏付けとなる資産の運用に関する基準において、組み入れる資産の内容について制限されていない場合又は1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化商品を組入れることができる場合

前者による場合、当該ファンドにおいては組み入れる資産に何らの制限もないことから、裏付けとなりうる資産のリスク・ウェイトとして最大のものは、告示に定めるリスク・ウェイトにおいて最も高い資産、つまり1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーが該当します。

後者による場合も、明示的に1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーを組み入れることが出来ることから、裏付けとなりうる資産のリスク・ウェイトとして最大のものは1,250%となります。

よって、不明部分の額に適用されるリスク・ウェイトは1,250%となります。

2) 裏付けとなる資産の運用に関する基準において、組み入れる資産の内容について、証券化商品や金融機関等向けの出資を含まないことが定められている場合

この場合裏付けとなりうる資産は、証券化商品及び金融機関等向け出資を除く資産となるため、告示上 250%未満のリスク・ウェイトのうち最も高いリスク・ウェイトである 150%が不明部分について適用されることになります。

3) 裏付けとなる資産の運用に関する基準において、1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化商品の組み入れ割合が、全資産の 60%に制限されている場合であって、かつ、全組み入れ資産の把握が困難な場合

この場合、組み入れ資産の全てについて、その把握が困難であることから資産の運用に関する基準において認められる資産のうち、最も高いリスク・ウェイトを適用することになります。その上で、1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化商品の組み入れ割合は最大 60%となることから、保有するエクスポートナーについて 60%は 1,250%のリスク・ウェイトを適用し、残りの 40%については 1,250%に次いで高いリスク・ウェイトである 650%を適用することとなります。

1) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポートナーが当該裏付けとなり得る資産に含まれていないことが確認できる場合には、350%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポートナーへの最大投資可能額が特定可能な場合には、当該証券化エクスポートナーの最大投資可能額を自己資本控除した上で、残余の不明部分の額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除される証券化エクスポートナーの額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

2) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポートナー及び第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポートナーが当該裏付けとなり得る資産に含まれないことが確認できる場合には、150%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポートナーへの最大投資可能額及び第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポートナーへの最大投資可能額がいずれも特定可能な場合には、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポートナーへの最大投資可能額を自己資本控除した上で、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポートナーへの最大投資可能額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額及び残余の不明部分の額に 150%のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、

~~自己資本控除及び 350%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート~~の額について、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

③ 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポート、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポート及び第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150% とされる資産が当該裏付けとなり得る資産に含まれないことが確認できる場合には、100% のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポートへの最大投資可能額、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポートへの最大投資可能額及び第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150% とされる資産への最大投資可能額がいずれも特定可能な場合には、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポートへの最大投資可能額を自己資本控除した上で、第 249 条第 1 項第 1 号ロの表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポートへの最大投資可能額に 350% のリスク・ウェイトを乗じて得た額、第 6 章第 2 節に定めるリスク・ウェイトが 150% とされる資産への最大投資可能額に 150% のリスク・ウェイトを乗じて得た額及び残余の不明部分の額に 100% のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除される証券化エクスポートの額、350% のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及びリスク・ウェイトが 150% とされる資産の額について、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

(注) 上記例示は再証券化エクスポートを含まない場合を想定しています。再証券化エクスポートが含まれる可能性がある場合については、再証券化エクスポートのリスク・ウェイトに応じ、取り扱うことになります。

なお、裏付けとなる資産の運用に関する基準に基づき当該資産の信用リスク・アセットの額を算出する際には、標準的手法採用行は当該運用基準が遵守されているかについて、当該投資信託等に対する外部監査や当該投資信託等からの報告その他の方法を通じ、年 1 回以上確認していることが必要です。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等自体が把握できない場合には、上記事例の 1 と同様に、不明な部分の額に 1,250% のリスク・ウェイトを適用する必要があります。裏付けとなる個々の資産を把握することが困難な場合で、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトを当該投資信託等の額に適用することができないときは、第 247 条第 1 項第 1 号に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポートが当該裏付けとなる資産に含まれる可能性があることから、当該投資信託等の額を自己資本控除することとなります。

<レバレッジのかかった複数の資産を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】第 48 条

第 48 条-Q2 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（ファンド）で、レバレッジが掛かったものについては、どのように信用リスク・アセットの額を算出すれば良いですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

「第 48 条-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、原則として、当該資産の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。借入等によって当該投資信託等の裏付資産が膨らんでいる場合（レバレッジが掛かっている場合）においても、まず裏付けとなる資産の構成を「第 48 条-Q1」に基づき把握した上で、それら裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの総額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることとなります。その際、当該投資信託等のロング・ポジションの総額の把握が必要となります。なお、当該投資信託等を保有する金融機関における簿価が所要自己資本の額の上限となります。

同様に、ショート・ポジションを持つことによって当該投資信託等にレバレッジが掛かっている場合においても、まず裏付けとなる資産の構成を「第 48 条-Q1」に基づき把握した上で、それら裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの総額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることとなります。その際、当該投資信託等のロング・ポジションの総額の把握が必要となりますが、当該投資信託等のショート・ポジションについては、所要自己資本の算出にあたり考慮する必要はありません。また、当該投資信託等を保有する金融機関における簿価が所要自己資本の額の上限となります。

例えば、以下のような事例が考えられます。

<前提条件>

- 投資信託等の時価及び当該投資信託等を保有する金融機関における簿価：20 百万円
- 当該投資信託等の借入額：80 百万円（レバレッジ 5 倍）
- 運用報告書等に基づく情報
  - 株式ロング・ポジション：40 百万円
  - 株式ショート・ポジション：15 百万円
  - 日本国債のロング・ポジション：60 百万円
  - その他のロング・ポジション：20 百万円
  - その他のショート・ポジション：5 百万円
  - 当該投資信託等の運用基準によると、株式、日本国債以外では、「A」格以上の社債、邦銀預金でのみ資金を運用することが可能。

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
株式	40 百万円	15 百万円	100%
日本国債	60 百万円		0%
その他の資産	20 百万円	5 百万円	50%
合計	120 百万円	20 百万円	

当該投資信託等の裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの額

$$=50 \text{ 百万円}$$

当該投資信託等を保有する金融機関におけるリスク・ウェイト

$$=50 \text{ 百万円} \div 20 \text{ 百万円} = 250\%$$

当該投資信託等を保有する金融機関における所要自己資本の額

$$=20 \text{ 百万円} \times 250\% \times 8\% = 4 \text{ 百万円}$$

<非依頼格付の使用禁止>

【関連条項】第 48 条、第 49 条、第 256 条、第 284 条

第 49 条－Q1 どのようなものが「非依頼格付」となるのですか。（平成 19 年 3 月 23 日追加）

(A)

標準的手法を採用する金融機関がリスク・ウェイトの判定にあたり使用できる格付とは、中央政府に付与されたものを除き、適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付（依頼を受けて格付が開始されたことを指すものではなく、自己資本比率の算出時点において、発行体からの依頼が継続していることを要する）を指します。従って、適格格付機関が付与した格付であっても、公開情報のみに基づき付与された格付（いわゆる「勝手格付」）を含め、発行体からの依頼に基づくことなく付与された格付は、第 49 条に規定する「非依頼格付」に該当し、自己資本比率の算出上での使用は認められません。ただし、適格格付機関が個々の債券等の格付（個別格付）を付与することについて、発行体からの包括的な依頼を受けていることが特定できる場合や、適格格付機関が公表する情報等に基づき、標準的手法を採用する金融機関が使用しようとする格付が非依頼格付でないことが明らかになっている場合には、必ずしも個別格付毎に依頼の有無を確認することを要しません。

なお、上記に関らず、マーケット・リスク規制（標準的方式）において金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額を算出する場合、証券化エクスポートジャーの所要自己資本額を算出する場合（内部格付手法における外部格付準拠方式等を含む）、及び複数の資産を裏付けとする資産（いわゆる「ファンド」）について、裏付けとなる個々の構成資産の信用リスク・アセット額を算出する場合においては、適格格付機関が発行体からの依頼に基づくことなく付与した格付も使用できます（複数の資産を裏付けとする資産については、個々の構成資産の売買

について、金融機関自身が指図できるものを除く)。

<依頼の有無の特定>

【関連条項】第49条、第51条

第49条-Q2 適格格付機関が格付を付与している場合であっても、発行体による依頼の有無が特定できない場合は、無格付扱いとなりますか。(平成19年3月23日追加)

(A)

発行体又は適格格付機関等を通じた確認の結果、依頼の有無が特定できない格付については、無格付扱いとして差し支えありません。ただし、標準的手法を採用する金融機関が保有するエクスポートジャヤーに対して付与された個別格付について依頼の有無が特定できない場合であっても、当該発行体の他の債務に対する個別格付や債務者信用力格付が依頼に基づき付与されていることが特定できる場合には、第51条の規定(個別格付が付与されていないエクスポートジャヤーの取扱い)が適用されます。

なお、標準的手法を採用する金融機関が使用する格付について、依頼の有無を確認することなく無格付扱いとすることは認められませんが、具体的な確認方法は各金融機関の任意の方法によることとします。例えば、①適格格付機関の公表情報等に基づく確認、②適格格付機関への照会、③発行体への照会、④市場情報提供会社等の活用、といった手段が考えられます、各金融機関が通常用いることとしている確認手段を通じて依頼の有無が特定できない場合は、無格付として差し支えありません。

<格付等の使用基準の設定>

【関連条項】第50条、第1条第14号

第50条-Q1 適格格付機関は、我が国当局により選定されたもののみが使用できるのでしょうか。例えば、国際的な格付機関と提携している現地の格付機関等を連結ベースのリスク・アセット算出において使用する際には、我が国当局の承認が必要となるのでしょうか。

(A)

我が国の規制においては、国内外の別なく、格付機関が我が国基準に照らして適格であれば、適格格付機関として選定されることになっていることから、リスク・ウェイトの判定には海外のエクスポートジャヤーを含め、我が国当局が選定した適格格付機関の格付のみが使用可能となります。

<現金>

【関連条項】第55条

第55条-Q1 「現金」とは何を指しますか。

(A)

現金とは、連結貸借対照表の「現金勘定」を指すものとします。したがって、銀行券・硬

貨、外国通貨、金のほか、手形小切手等も含まれます。

<中央政府>

【関連条項】第 56 条、第 94 条第 1 項第 1 号表脚注

第 56 条-Q1 「中央政府」とは何を指しますか。

(A)

我が国の「中央政府」とは、国の行政機関である府、省、委員会及び庁を指し、これらが所掌事務を遂行するために設置した内部部局、審議会・協議会その他の機関及び地方支分部局も含めるものとします。なお、立法機関、司法機関についても上記に準ずるものとします。

外国の「中央政府」とは、各国の自己資本比率規制上定めたそれぞれの「中央政府」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には我が国の「中央政府」の基準に準じて取扱うものとします。

<我が国的地方公共団体>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q1 「我が国的地方公共団体」とは何を指しますか。(平成 20 年 3 月 31 日修正)

(A)

「我が国的地方公共団体」とは、地方自治法第 1 条の 3 第 2 項及び第 3 項に定める以下のものを指します。

- ・ 普通地方公共団体：都道府県及び市町村
- ・ 特別地方公共団体：特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団

なお、地方公務員等共済組合等は「我が国的地方公共団体」には該当しません。

<地方公営企業>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q2 地方公営企業向けのエクスポートジャーナーは、どのように扱いますか。

(A)

地方公営企業は、地方自治法に基づき地方公営企業法によって具体的な内容が定められており、実質的には地方公共団体の内部組織であることから、我が国的地方公共団体向けのエクスポートジャーナーと同様に取扱うこととします。

<外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門>

【関連条項】第 59 条

第 59 条-Q1 「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準は何ですか。

(A)

「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するかどうかの判断は、各国が自

己資本比率規制上定めたそれぞれの「公共部門」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には、我が国の「政府関係機関」及び「地方公共団体」の基準に準じて取扱うものとします。

第 61 条－Q1 (平成 20 年 11 月 17 日削除)

<預金保険機構、整理回収機構>

【関連条項】第 61 条、第 63 条

第 61 条－Q2 「預金保険機構」及び「整理回収機構」に対するエクスポートジャー（預金保険機構の「金融安定化拠出基金」及び「企業再生支援勘定」に対する拠出金を含む）については、どのように扱いますか。（平成 21 年 9 月 24 日修正）

(A)

「預金保険機構」は預金保険法により設立され、かつ政府過半出資の法人であることから「我が国の政府関係機関」に該当します。よって、「預金保険機構」に対するエクスポートジャーには第 61 条が適用されます。

「整理回収機構」は株式会社ですが、銀行免許を取得していることから「金融機関」に該当します。よって、「整理回収機構」に対するエクスポートジャーには第 63 条が適用されます。

<株式会社日本政策投資銀行向けエクスポートジャー>

【関連条項】第 61 条、第 63 条、第 1 条第 36 号及び第 37 号等

第 61 条－Q3 株式会社日本政策投資銀行が、預金の受入れ等を開始した後は、どのような取扱いとなりますか。（平成 20 年 11 月 17 日追加）

(A)

株式会社日本政策投資銀行（以下、「会社」という。）は、株式会社日本政策投資銀行法第 9 条において、同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する預金の受入れ又は金融債（日本政策投資銀行債）の発行を開始しようとするときは、内閣総理大臣の同意の下、あらかじめ財務大臣の承認を受けなければならないこととされており、当該承認を受けた後の会社については、同法第 10 条に基づき、銀行法の規定が準用されます。財務大臣による当該承認を受けた後の会社向けエクスポートジャーについては、第 63 条に規定する「金融機関向けエクスポートジャー」（内部格付手法採用行の場合は、第 1 条第 37 号に規定する「金融機関等向けエクスポートジャー」）として取り扱うことが適当と考えられます。

なお、会社が、財務大臣による当該承認を受ける前において、政府による出資が過半を下回ることとなる場合には、会社が当該承認を受けるまでの間、第 65 条に規定する「法人等向けエクスポートジャー」（内部格付手法採用行の場合は、第 1 条第 35 号に規定する「事業法人向けエクスポートジャー」）として取り扱われることに留意が必要です。

<外国銀行>

【関連条項】第 63 条

第63条－Q1 「外国銀行」とは何を指しますか。

(A)

「外国銀行」とは、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第10条第2項第8号）を指し、原則として貸出と預金の受入れを併せ行う金融機関をいいます。例えば、香港のDTC(Deposit-Taking Companies)、イギリスの住宅金融組合(Building Societies)なども「外国銀行」として取扱って差し支えありません。

＜外国の国立銀行、国営銀行＞

【関連条項】第63条、第59条

第63条－Q2 外国の国立銀行又は国営銀行はどのように扱いますか。

(A)

銀行法第10条第2項第8号に規定された「外国銀行」に該当する場合には、すべて「金融機関向けエクスポートジャー」として扱うものとします。

「外国銀行」に該当しない場合であって、第59条の「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するときは、第63条第1項に定めるリスク・ウェイトを適用します（「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準については「第59条－Q1」も参照のこと）。

上記のいずれにも該当しない場合には、法人等向けエクスポートジャーとして、第65条が適用されます。

＜負債性資本調達手段に該当する債券＞

【関連条項】第63条第3項

第63条－Q3 金融債金融機関等の発行する債券のうち永久劣後債、期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券を保有する場合、標準的手法においてどのように扱いますか。（平成25年9月20日修正）

(A)

金融機関等の発行する債券のうち、永久債・期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券については、標準的手法においては、国際統一基準行及び国内基準行のそれぞれにつき、下記の表に従った取扱いを行うこととなります。

＜国際統一基準行＞

分類	相当するもの	取扱い	条文
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段	その他Tier1資本	全額につきその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入	第8条第6項 第2号等
少数出資金融機	Tier2資本調達手段	全額につきTier2資本に係る調整項目の額に算入	第8条第6項 第3号等
	その他Tier1資本	右記条文に従い算出される額を	第8条第7項

<u>関等の対象資本調達手段</u>	<u>調達手段</u>	<u>その他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入</u> <u>残額については、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入</u>	<u>第 2 号等</u> <u>第 63 条第 3 項</u>
	<u>Tier2 資本調達手段</u>	<u>右記条文に従い算出される額を Tier2 資本に係る調整項目の額に算入</u> <u>残額については、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入</u>	<u>第 8 条第 7 項</u> <u>第 3 号等</u> <u>第 63 条第 3 項</u>
<u>その他金融機関等の対象資本調達手段</u>	<u>その他 Tier1 資本調達手段</u>	<u>全額につきその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入</u>	<u>第 8 条第 8 項</u> <u>第 1 号等</u>
	<u>Tier2 資本調達手段</u>	<u>全額につき Tier2 資本に係る調整項目の額に算入</u>	<u>第 8 条第 8 項</u> <u>第 2 号等</u>

※1 なお、調整項目の額への算入相当部分については、第 10 条第 2 項第 1 号等により、当該債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

※2 対象資本調達手段に該当しないもの（その発行者の健全性判断基準において、規制資本に算入されないもの）については、第 63 条第 3 項の適用により、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入されることとなります。

※3 国際統一基準又は国内基準の経過措置に基づき資本算入が認められる旧型の資本調達手段については、これが発行者において資本算入される限りは告示上の対象資本調達手段に含まれることとなりますが、これがどの Tier の資本調達手段に相当するかの判断については第 8 条-Q11 を参照してください。

#### <国内基準>

分類	取扱い	条文
<u>意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段</u>	<u>全額につきコア資本に係る調整項目の額に算入</u>	<u>第 29 条第 4 項等</u>
<u>上記以外の、他の金融機関等の対象資本調達手段</u>	<u>250%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入</u> <u>（経過期間中の取扱いについては、平成 25 年改正告示附則第 12 条-Q1 を参照）</u>	<u>第 76 条の 2 の 3</u>

※ なお、調整項目の額への算入相当部分については、第 33 条第 2 項第 1 号等により、当該

債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

※※ 対象資本調達手段に該当しないもの（その発行者の健全性判断基準において、規制資本に算入されないもの）については、第63条第3項の適用により、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入されることとなります。

金融債のうち、永久債・期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券については、第8条第1項第1号等に規定するいわゆる「意図的保有」に該当する場合を除き、第63条第3項により100%のリスク・ウェイトが適用されます。

負債性資本調達手段に該当する債券が「意図的保有」に該当する場合には、当該債券相当額を自己資本より控除することとなります。第10条第2項第1号等により、当該債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

#### <転換社債>

**【関連条項】** 第63条、第64条、第65条、第76条等

**第63条-Q4 「転換社債」（新株予約権付社債）はどのように扱いますか。**

(A)

「転換社債」について、一定の価格（基準価格）を上回った場合に新株予約権行使する権利を社債権者が有している場合、「転換」までは社債として扱い、権利行使後は株式として扱うこととします。

#### <コール取引の取扱い>

**【関連条項】** 第63条

**第63条-Q5 コール取引について、短資会社が介在した場合にはどのような取扱いとなるのですか。（平成19年3月23日追加）**

(A)

契約当初の満期が3か月以内の国内におけるコール取引は、短資会社の介在の有無に拘わらず全て、第63条第2項に該当する取引として取り扱うこととし、リスク・ウェイトは20%を適用します。なお、上記以外のコール取引については、原則通り取引相手（例えば、ディーリング方式の場合は短資会社）に対するエクスポートヤーとして信用リスク・アセットの額を算出します。

#### <第一種金融商品取引業者等>

**【関連条項】** 第64条

**第64条-Q1 第一種金融商品取引業者（これに準ずる外国の者を含む）又は経営管理会社（これに準ずる外国の者を含む）が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断はどのように行いますか。（平成19年9月28日修正）**

(A)

第一種金融商品取引業者又は経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本

比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地を基準として行うものとします。

なお、この場合の当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社とは、連結ベースの親会社ではなく、個々の第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地によって判断することに留意が必要です。

国内の経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該経営管理会社が金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)(算定方法)の規定又は平成18年金融庁告示第20号(銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準)の規定に基づき合算自己資本等の計算を行っているかどうかを基準として行うものとします。

なお、「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受ける国としては、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、イス、イギリス及びアメリカが含まれます。

#### <ローン・パーティシペーション>

##### 【関連条項】 第65条等

第65条-Q1 標準的手法採用行が「ローン・パーティシペーション」を行った場合、どのように扱いますか。

(A)

標準的手法採用行がローン・パーティシペーション取引を行った場合において、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示(平成7年6月1日付会計制度委員会報告第3号)」に基づき、原債権に係る信用リスク(原債務者に対する信用リスク)が、参加割合についてすべて投資家に移転することとなる場合、参加利益の売却を行った標準的手法採用行は、当該参加割合の原債権に係るリスク・アセットを計上する必要はありません。

また、標準的手法採用行が、このような参加利益を購入した場合は、当該参加利益に係るリスク・アセットを計上する必要がありますが、その際適用されるリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとします。

#### <フル・リコース型の債権譲渡取引の取扱い>

##### 【関連条項】 第65条等

第65条-Q2 譲渡人(セラー)より債権を購入するに際し、譲渡対象債権に3月以上延滞等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた譲渡対象債権をセラーが買い戻すことが条件となっているときは、セラー向けの直接与信として信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。(平成19年5月9日追加)

(A)

譲渡人（セラー）より債権を購入した場合、譲受人である標準的手法採用行は当該譲渡対象債権の信用リスク・アセットの額を第48条に基づき算出することとなります。もっとも、譲渡対象債権に3月以上延滞等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた譲渡対象債権をセラーが無条件で全額買い戻すこと（補償・補填を通じ、譲受人の損失が発生しないことを含む）が条件となっているときは、セラー向けのエクスポートとリスク特性が同様になり得るほか、本邦の金融実務においてもセラー向けの直接与信として管理されていることが通常です。こうしたリスク特性及び本邦金融実務を踏まえ、次の2つの要件を満たしている債権譲渡取引については、譲渡対象債権に係るリスク・ウェイトに代えて、セラー向けのエクスポートのリスク・ウェイトを第6章第2節に基づいて適用することを可能とします。

- ① セラーが譲渡対象債権を買い戻す事由に、当該譲渡対象債権について支払期日又は当初予定されていた返済スケジュールに遅延が生じる場合が含まれていること（注）。
- ② 譲渡対象債権を買い戻す事由が発生した場合は、セラーは当初約定された回収金引渡し期日又は買い戻し期日までに当該事由が生じた譲渡対象債権を譲受人より遅滞なく買い戻し、譲受人である標準的手法採用行は、セラーに対して当該事由が生じた譲渡対象債権の残高相当額に関する支払いを求めることができると同等の請求権を有する旨契約書に定められていること。

例えば、以下のような取引において、上記①及び②に掲げる条件を満たしている場合は、セラー向けのエクスポートとして取扱うことが想定されます。

- 企業（商社等）が自社の売掛債権又は当該売掛債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（製造業者等）が自社の輸出手形債権又は当該輸出手形債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（小売業者等）が自ら貸借する建物等の貸貸人に対する貸付金債権又は貸付金債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- リース会社が自社のリース料債権又は当該リース料債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

（注）セラーが譲渡対象債権を買戻す事由として要件①通りの内容が契約上記されていない場合でも、当該契約上明記されている買戻し事由によって要件①が実質的に担保されているならば、要件を満たす扱いとして差し支えありません。

＜法人等向けエクスポートの特例＞

【関連条項】第67条

第67条－Q1 第67条第1項に「標準的手法採用行は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスポートに百パーセントのリスク・ウェイトを用いること

ができる」との特例が規定されていますが、この特例を事業単位毎に適用することは可能でしょうか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

この特例を適用する場合には、全ての事業単位の法人等向けエクスポートージャーについてリスク・ウェイトを 100% とする必要があります。

<「一の債務者」の名寄せ>

【関連条項】第 68 条第 1 項

第 68 条-Q1 「一の債務者」の具体的な名寄せの範囲はどのようにになりますか。

(A)

以下に掲げる者を「一の債務者」として主たる債務者と名寄せするものとします。なお、名寄せは、オフ・バランス取引等の与信相当額も含めて行うこととなりますので、ご留意下さい。

- ①債務者たる中小企業の代表者
- ②債務者たる中小企業を親会社とする子会社（中小企業に限る。）及びその代表者
- ③債務者たる中小企業の代表者と生計を一にする家族
- ④債務者と生計を一にする家族
- ⑤その他当該債務者と密接不可分な関係にある者

<「中小企業等向けエクスポートージャー及び個人向けエクスポートージャー」の仕分け>

【関連条項】第 68 条第 1 項

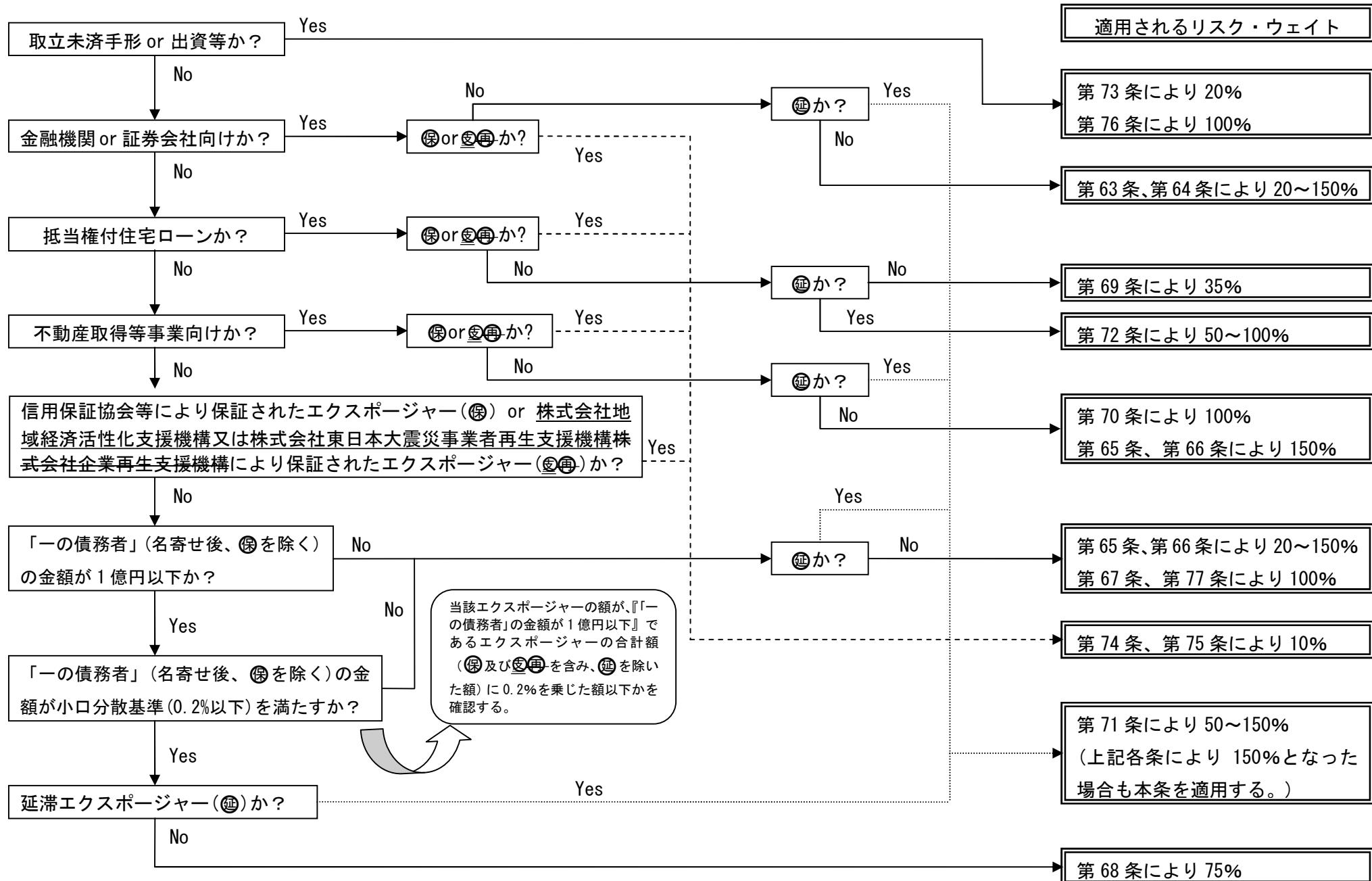
第 68 条-Q2 中小企業等向けエクスポートージャー及び個人向けエクスポートージャーを算出する際のエクスポートージャーの仕分けはどのように行えばよいのですか。（平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

別添のフローチャート図（「中小企業等向けエクスポートージャー及び個人向けエクスポートージャー」の仕分け）を参照してください。

なお、重要な出資のエクスポートージャー、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートージャー又は他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに該当するものについては、第 76 条の 2 乃至第 76 条の 4 の規定に従い、同フローチャート図とは異なる取扱いが適用されうることに留意が必要です。

(別添)「中小企業等向けエクスポートジャヤー及び個人向けエクスポートジャヤ」の仕分け



<中小企業等の定義>

【関連条項】第 68 条第 3 項

第 68 条-Q3 法人の業種はどのように分類するのですか。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはどういうものをいうのですか。

(A)

日本標準産業分類に基づき業種を分類します。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはその法人に常勤する者を指します。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】第 69 条

第 69 条-Q1 「抵当権付住宅ローン」には、資金使途による制限があるのですか。

(A)

35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」の資金使途は、自己居住用住宅及び賃貸用住宅の取得・建築及び増改築を目的とするものに限られます。

次のような住宅関連貸出は「抵当権付住宅ローン」の対象とはなりません。

(例)

- ・別荘等購入資金の抵当権付貸出（第 69 条第 1 号イ）
- ・社宅建築用資金の貸出（第 69 条第 3 号ロ）
- ・分譲住宅又は転売目的の住宅取得用資金の貸出
- ・従業員用住宅ローンへの転貸を目的とする会社向け貸出
- ・住宅担保付で資金使途自由の消費者ローン

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】第 69 条

第 69 条-Q2 店舗住宅など、一つの不動産が事業用（賃貸住宅を除く）と自己居住用の併用となっている場合、床面積で按分し、後者の部分に関する抵当権の額に対応するエクスポージャーを、35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできますか。

(A)

一つの不動産に事業用（賃貸住宅を除く）の部分がある場合、当該不動産に自己居住用部分があつても、自己居住用部分に関する抵当権の額をもって、エクスポージャーの一部又は全部を「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできません。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条－Q3 抵当権付住宅ローンの抵当権の範囲はどこまで含まれるのですか。

(A)

抵当権付住宅ローンが第 69 条の要件を満たすためには、住宅ローンの資金使途が「住宅の建設、取得又は増改築」である必要があります。しかし、当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」（同条第 2 号）かどうかを判断するに当たって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の「全部」が当該住宅ローンにより取得されたことが必要なわけではありません。よって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の一部が自己資金など、当該住宅ローン以外の手段により取得されたものであっても、それを含めて当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」かどうかを判断することができます。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条－Q4 住宅ローンに根抵当権が付いている場合のリスク・ウェイトは何%となりますか。

(A)

根抵当権であっても第 69 条の要件を満たせばリスク・ウェイトを 35% とすることができます。この場合、算出基準日において、住宅ローンの残高が極度額（担保評価額が極度額を下回る場合には担保評価額）の範囲内であれば、「抵当権により完全に保全されている」として差し支えありません。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条－Q5 住宅ローンの保証人である保証会社が、抵当権者である場合も、第 69 条の抵当権付住宅ローンとして扱うことはできますか。

(A)

第 69 条の抵当権付住宅ローンの抵当権は、当該住宅ローンが保証会社により保証されている場合には、保証会社が抵当権者である場合を含むものとします。その場合、抵当権は原則として第一順位のものである必要がありますが、公的機関が第一順位の抵当権者であり、かつ、担保余力がある場合には、当該保証会社が次順位の抵当権者である場合でも第 69 条の要件を満たします。

### <抵当権付住宅ローン>

#### 【関連条項】第 69 条

第 69 条-Q6 附則第 17 条の経過措置の対象となるものを除き、抵当権付住宅ローンとして 35% のリスク・ウェイトを適用するためには、第 69 条第 2 号の「抵当権により完全に保全されていること」の充足が必要になりますが、どの程度の確認を行う必要がありますか。（平成 19 年 3 月 23 日追加）

(A)

一般に、金融機関は小口かつ多数の住宅ローン債権を保有していることから、全ての住宅ローンについて担保物件の評価を頻繁に行なうことは、実務上困難かつ負担が大きいものと考えられます。各金融機関による担保物件の管理方法は多様であることから、物件評価の手法・頻度・範囲については、各金融機関の創意・工夫により合理的かつ実現可能な方法でこれを行うことで差し支えありません。第 69 条第 2 号に規定する要件は、住宅ローンの抵当権による保全状況について必要限度を超えた頻繁な確認を求めるものではありません。また、確認を行う範囲についても、必ずしも全ての物件を対象とする必要はなく、実行時における頭金の比率や地価下落の状況等に応じて対象を絞ることも合理的であると考えます。なお、既存の住宅ローンについて平成 19 年 4 月 1 日以降に追加実行を行った場合は、「平成 19 年 3 月 31 日において保有する」ものでないことから、附則第 17 条における経過措置の適用対象外となることに注意が必要です。

### <延滞エクスボージャー>

#### 【関連条項】第 71 条

第71条-Q1 延滞エクスボージャーのリスク・ウェイト判断に当たってエクスボージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合を計算する際に、ディスカウント部分を個別貸倒引当金等と同様に扱うことはできますか。

(A)

ディスカウント部分は、第 71 条に規定する個別貸倒引当金等に該当しないことから、エクスボージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合の計算において勘案することはできません。

### <延滞エクスボージャー>

#### 【関連条項】第 71 条

第71条-Q2 第71条に規定する「個別貸倒引当金等」に、一般貸倒引当金(DCF法によるものを含む)は含まれますか。

(A)

一般貸倒引当金は第 71 条に規定する「個別貸倒引当金等」には含まれません。

<延滞エクスポート>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q3 抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポートが同一の債務者に供与されている場合、①抵当権付住宅ローン又は②それ以外のエクスポートのいずれか一方のみが延滞しているときでも当該債務者に対するエクスポートはすべて延滞エクスポートになるのですか。

(A)

同一の債務者に供与されている①又は②のエクスポートのいずれかが延滞しているれば、①及び②の双方を延滞エクスポートとして扱います。

<延滞エクスポート>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q4 延滞エクスポートのリスク・ウェイト判断のために第71条の引当率を計算する際、同一の債務者に抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポートが供与されている場合、それぞれの引当率はどのように計算すればよいですか。

(A)

原則として、実際の引当状況に応じて引当率を算出します。ただし、同一の債務者に係る引当金を抵当権付住宅ローン向けとそれ以外のエクスポート向けとの間で厳密に区分することが実務的に困難な場合には、個別貸倒引当金をエクスポートの残高に応じて比例按分し、各エクスポートの引当率を計算しても差し支えありません。

<延滞エクスポート>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q5 同一銀行グループ内の複数の法人（銀行及びその子会社等）で同一債務者に信用供与を行っている場合、信用供与を行っている法人のいずれかにおいて延滞エクスポートとなっているときは、他の法人でも延滞エクスポートとする必要がありますか。（平成18年7月28日追加）

(A)

一般に、同一銀行グループ内での信用供与については、グループ内で整合的な取扱いが行われるものと考えられますが、必ずしも、いずれかの法人で延滞エクスポートとされている債務者について、他の法人で延滞エクスポートとしなくとも差し支えありません。

<未決済為替貸>

【関連条項】第 73 条

第 73 条－Q1 「未決済為替貸」のリスク・ウェイトは何%ですか。

(A)

「未決済為替貸」（内国為替決済制度における金融機関相互間の対他行為替貸借を日本銀行の預け金口座により資金決済するまでの間の未決済勘定を処理する勘定）は「取立未済手形」として取扱うこととし、20%のリスク・ウェイトを適用するものとします。

なお、「未決済為替貸」と「未決済為替借」との相殺は認められません。

<緊急保証などリスク・ウェイト特例の対象となる保証>

【関連条項】第 74 条

第 74 条－Q1 「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」にはどのようなものが該当しますか。（平成 21 年 3 月 27 日追加）

(A)

中小企業信用保険法第 2 条第 4 項に規定する特定中小企業者（注）に対する同法第 12 条に規定する経営安定関連保証（所謂「セーフティネット保証」）は、信用保証協会の責任負担 100%を前提とした保証であり、その保証については、ほぼ全額政府の財政措置によるバックアップが講じられていることから、特例的にリスク・ウェイトを 0% としたものです。

具体的には、日本政策金融公庫再保険分にかかる政府出資金による財政措置に加え、公庫の再保険が付されていない部分についても、全国信用保証協会連合会保証分にかかる政府補助金による財政措置があり、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものです。

したがって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証、産業活力再生特別措置法第 33 条第 3 項に規定する創業関連保証（所謂「再挑戦支援保証」）、中小企業信用保険法第 3 条の 9 に規定する事業再生保険に係る保証については、上記と同様に、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものであり、「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」として取り扱うことで差し支えありません。

なお、上記の保証に関しては、現在における政府の財政措置のあり方等が変更される場合には、リスク・ウェイトの取扱いを見直す場合があることに留意が必要です。

（注）対象となる特定中小企業者は、同者のうち、所謂「セーフティネット保証第 1 号～第 6 号」の認定を受けたもの、若しくは、特別小口保険にかかる保証および小口零細企業保証を受けたものが該当します。

<未収収益>

【関連条項】第 77 条

第 77 条－Q1 「未収収益」のリスク・ウェイトはどのように判断しますか。

(A)

「未収収益」についても、原則として取引相手方に応じたリスク・ウェイトを適用しなければなりません。ただし、取引相手方が判別できない場合は、リスク・ウェイトを 100% とします。

<保管有価証券等>

【関連条項】第 77 条

第 77 条－Q2 債券貸借取引において借り入れた有価証券や、先物取引の受託により受け入れた証拠金代用有価証券等の現物を処理する「保管有価証券等」は、リスク・アセットの対象外としてよいですか。

(A)

リスク・アセットの対象外として差し支えありません。

## 【第6章（標準的手法）－第3節（オフ・バランス取引）関係】

<「信用供与に直接的に代替する偶発債務」等>

【関連条項】第78条

第78条-Q1 「信用供与に直接的に代替する偶発債務」、「特定の取引に係る偶発債務」とは何をいうのですか。

(A)

「信用供与に直接的に代替する偶発債務」（掛目 100%）とは、取引相手方の金融債務を直接保証することによって生ずる偶発債務であり、借入金の保証、有価証券の保証、手形の引受けの他、関税保証、租税延納保証、運賃等後納保証、元本補填信託契約等が該当します。

これに対し、「特定の取引に係る偶発債務」（掛目 50%）とは、取引相手方の金融債務そのものを補強するものではなく、日常業務の取引遂行能力に関して保証することによって生ずる偶発債務であり、契約履行保証、入札保証、品質保証の他、貿易取引に係る引取保証、貨物貸および前受金返還保証、前払式証票発行保証等もこれに該当します。

<買戻条件付資産売却の想定元本額>

【関連条項】第78条

第78条-Q2 買戻条件付資産売却の想定元本額は、売却・買戻のいずれの額とするのですか。

(A)

買戻条件付資産売却の想定元本額は、当該資産の「買戻金額」とします。

<フォワード・コミットメントの与信換算率>

【関連条項】第78条

第78条-Q3 フォワード・コミットメントの掛目は何%ですか。

(A)

契約の締結日からコミットメント期間の終了日までが1年超であるフォワード・コミットメントは、通常のコミットメントと同様に、原則として掛け目は50%となります。

ただし、銀行が一定の通知期間なく無条件で取消可能な期間ないし期日がある場合には、取消不能となった日からコミットメント期間の終了日までの期間が1年以内であれば、20%の掛け目を適用します。

<更改型のコミットメント契約>

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q4 更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は何ですか。

(A)

更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は以下のとおりです。

- ① 契約期間が 1 年以下の契約であること。
- ② 契約を更改する前に十分な期間及び内容の与信再審査を行い、当該再審査の結果によつては無条件に更新しないことができること。

<自行保証付き債券の取得>

【関連条項】第 78 条、第 80 条

第 78 条-Q5 自行が保証している債券を取得した場合にはどのように扱いますか。

(A)

自行が保証している債券を取得した場合、取得した債券は無保証扱いとなり、債券発行者のリスク・ウェイトを適用するものとします。

債券の保証は、「信用供与に直接的に代替する偶発債務」に該当するため、掛目を 100% としたうえで、当該債券発行者に対するリスク・ウェイトが適用されますが、保有債券相当額は当該保証の総額から控除して差し支えありません。

<取引の経済効果を反映した想定元本>

【関連条項】第 78 条第 1 項

第 78 条-Q6 カレント・エクスポート方式において、「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、具体的に何をいうのですか。

(A)

「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、必ずしも契約上定められる想定元本額そのものではなく、オフ・バランス取引の実際の取引規模を表す想定元本をいいます。

例えば、金利スワップ契約（固定・変動）において、変動金利を「LIBOR×3」としているような場合、「その取引の経済効果を反映した想定元本」は、「契約上定められている想定元本額」×3 となります。

<コミットメント、当座貸越契約の掛目>

【関連条項】第 78 条

第 78 条－Q7 コミットメントの掛目は何%になりますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

コミットメント（長期貸出の未実行部分を含む。）の掛目については、原契約期間が 1 年以内の場合は 20%（第 78 条第 1 項第 2 号）、1 年超の場合は 50%（同項第 6 号）が適用されます。なお、長期貸出の未実行部分の原契約期間は、通常、未実行貸出の実行可能日から実行可能期限までの期間とします。

ただし、以下の(1)または(2)の場合には、各々の掛目が適用されます。

(1) 契約上の原契約期間が 1 年以内であっても、実質的に判断して銀行が義務を負っている期間が 1 年超の場合には、原契約期間は 1 年超であると判断し、50% の掛目が適用されます。例えば、契約上の原契約期間が 1 年以内であっても、自動延長可能な場合や延長を銀行が拒絶できない場合は、1 年超と判断されます。

なお、取引相手先の再審査を行い、契約の延長可否及びその内容（期間や条件を含む。）に対し銀行が総合的な裁量権を有する場合には、延長した契約を新規のものとみなし、新・旧契約それぞれの原契約期間に応じて判断するものとします。

(2) 銀行が一定の通知期間なく任意の時期に無条件で取消し可能であり、かつ、最低 1 年に 1 度は取引相手先の再審査等（注）を行う場合には、0% の掛目が適用されます。

なお、当座貸越契約が上記の要件を満たす場合には 0% の掛目が適用されますが、取消不能の旨の取決めがなされている場合には、「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」とは扱われません。

（注） 例えばカードローンにおいては、当面の措置として、毎月の延滞状況の調査（いわゆるスクリーニング）も再審査とみなします。

<投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第 78 条

第 78 条－Q8 事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。（平成 18 年 12 月 27 日追加）

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、出資枠から既に出資した額を控除した未引出額の与信相当額を算出するに際しては、第 78 条第 1 項のコミットメ

ントに係る掛目を当該未引出額に乗じることとします。例えば、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第78条第1項に基づき、未引出額に対して0%の掛け目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。同様に、当該出資契約の原契約期間が1年以内の場合には20%の掛け目を、原契約期間が1年超の場合には50%の掛け目を未引出額に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。

＜有価証券の貸付・担保提供等の想定元本額＞

【関連条項】第78条第1項第8号、第91条

第78条-Q9 有価証券の貸付や担保の提供等の取引を行った場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額はどのように算出すれば良いのか。（平成19年3月23日追加）

(A)

有価証券の貸付、担保の提供等の取引を行った場合は、第78条第1項第8号の定めに従い与信相当額を算出する必要がありますが、その際に掛け目を乗じる対象となる額（第78条第1項柱書では「想定元本額」と記載）は、有価証券の時価（手形については額面）となります。

なお、当該取引相手より借り入れた資産、受け入れた担保等が存在し、これらが適格金融資産担保の要件を満たす場合は、信用リスク削減効果を勘案することが可能となります。この際、適格金融資産担保に係る信用リスク削減手法について包括的手法を用いる金融機関は、エクスポートジャーの額（E。信用リスク削減手法適用前の与信相当額）に対して「 $1 + He$ （エクスポートジャーが第78条第1項第8号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率）」を乗じたうえで、信用リスク削減効果を勘案する必要があることに留意が必要です（第91条参照）。ただし、契約上のキャッシュ・フローが確定している有価証券の貸付や担保提供等を行う場合は、上記  $E \times (1 + He)$  について、自己資本比率算出基準日以降のキャッシュ・フローの単純合計値を上限とすることで差し支えありません。

＜株価指数先物取引の取扱い＞

【関連条項】第78条第2項等

第78条-Q10 株価指数先物取引の信用リスク・アセットの額はどのように計算すればよいですか。（平成20年3月31日追加、平成25年3月28日修正）

(A)

株価指数先物取引は第78条第2項第2号に規定する「先物資産購入」に該当する取引であるため、同項の規定により、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して（標準的手法採用行にあっては出資等のエクスポートジャー、内

部格付手法採用行にあっては株式等エクスポージャーとして)、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。

## 【第6章（標準的手法）－第4節（派生商品取引及び長期決済期間取引）関係】

＜長期決済期間取引のアドオン掛目＞

【関連条項】第79条第2項第1号、第79条の2

第79条－Q1　長期決済期間取引となる同時決済取引で、経過営業日数が4日以内のものについてカレント・エクスポートージャー方式を用いる場合、アドオンの掛目はどの残存期間のものを用いますか。（平成18年7月28日追加）

(A)

長期決済期間取引となる同時決済取引について、決済日の後、経過営業日数が4日以内のものについても派生商品取引と同様の扱いを維持することとした（第79条第2項第1号）のは、第79条の5で資本賦課の対象となるのが経過営業日数が5日以上であるため、それまでの期間は決済日以前の扱いを維持することを目的としています。

よって、決済日の後、経過営業日数が4日以内の期間においても、「1年以内」の残存期間に対応する掛目を用いるものとします。

＜外国為替関連取引の想定元本額＞

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q1　カレント・エクスポートージャー方式を用いた場合に、外国為替関連取引の想定元本額はどのような基準で計上するのですか。

(A)

外国為替関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 異種通貨間の金利スワップ  
　　金利支払サイドの通貨による想定元本金額
- ・ 先物外国為替取引  
　　売為替または買為替いずれかの想定元本金額
- ・ 通貨先物取引  
　　いずれか一方の通貨の想定元本金額
- ・ 通貨オプション  
　　コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

＜金利関連取引の想定元本額＞

【関連条項】第79条の2第3項

第79条の2-Q2　カレント・エクスポートージャー方式を用いた場合に、金利関連取引の想定元本額はどのような基準で計上するのですか。

(A)

金利関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 同一通貨間の金利スワップ  
　想定元本金額
- ・ 金利先渡取引 (FRA)  
　想定元本金額
- ・ 金利先物取引  
　想定元本金額
- ・ 金利オプション  
　コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<変則キャッシュ・フローと結びついたスワップ取引の想定元本額>

【関連条項】第 79 条の 2 第 3 項

第 79 条の 2-Q3 カレント・エクスポージャー方式において、変則キャッシュ・フローと結びついたスワップ取引の想定元本額はどのように算出するのですか。

(A)

変則キャッシュ・フロー（例：分割弁済付ローン、分割実行ローン、リパッケージ債）と結びついたスワップ取引の想定元本額については、残存期間中の最大値とします。

<相殺消去>

【関連条項】第 79 条の 2、第 79 条の 3、第 79 条の 4

第 79 条の 2-Q4 派生商品取引及び長期決済期間取引のうち、本支店間または連結会社間の取引は相殺消去しても差し支えないでしょうか。

(A)

派生商品取引及び長期決済期間取引等のオフ・バランス取引についても、本支店間または連結会社間の取引は連結決算上、相殺消去すべき取引であり、リスク・アセットに計上する必要はありません。

<FRA の契約期間>

【関連条項】第 79 条の 2 第 3 項

第 79 条の 2-Q5 カレント・エクspoージャー方式において、FRA の契約期間はどのように取扱うのですか。

(A)

FRA (Forward Rate Agreement) 取引の契約期間については、契約日（取引日）を初日とし、契約実行日（資金決済日）を期日とするものとします。

<先物為替予約延長時の原契約期間>

【関連条項】第 79 条の 2 第 3 項

第 79 条の 2-Q6 カレント・エクスポート・ジャージー方式において、先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間はどのように考えますか。

(A)

先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間は、延長手続日（延長した予約のスタート日）から新期日までとします。

<IMM ロール取引>

【関連条項】第 79 条の 2 第 3 項

第 79 条の 2-Q7 カレント・エクスポート・ジャージー方式において、金利スワップにおける IMM ロール取引の“1年もの”はすべて「1年」として取扱ってよいでしょうか。

(A)

金利スワップにおける IMM ロール取引の“1年もの”は、実日数が 365 日を超えるケースも含めすべて「1年」として取扱って差し支えありません。

<ウォーク・アウェイ条項>

【関連条項】第 79 条の 2 第 2 項・3 項

第 79 条の 2-Q8 相対ネットティングにウォーク・アウェイ条項を含む場合の扱いはどうなりますか。

(A)

ウォーク・アウェイ条項（注）を含む契約に関しては、与信相当額の算出に際しネットティング効果を勘案することはできません。

（注）ウォーク・アウェイ条項とは、債務不履行当事者がネット債権者となった場合であっても、債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定ないし全く支払わないことを許容する条項をいいます。

<相対ネットティング契約の法的有効性>

【関連条項】第 79 条の 2 第 2 項第 2 号、第 79 条の 3 第 1 項、第 103 条、第 104 条、第 113 条第 2 項及び第 3 項

第 79 条の 2-Q9 「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、具体的にどのような契約をいうのですか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネットティング契約のことをいいます。

法的有効性は、具体的には、法的紛争が生じた場合、関連する法律に照らして、銀行のエ

クスポートナーが当該ネットティング契約の下でネットされた額に止まると所管の法廷および当局が判断するであろうことを示す、書面による合理的な法的見解（リーガル・オピニオン）が存在していることを確認することによって判断するものとします。

なお、関連する法律とは、次のとおりです。

- 取引相手に設立の許認可を与えた国の法律、また、取引相手の海外支店が含まれる場合、上記に加え当該支店の所在する国の法律
- ネットティングの対象となる個々の取引に係る法律
- ネットティングを実行するために必要な契約に係る法律

#### ＜相対ネットティング契約の法的有効性＞

【関連条項】第79条の2第2項第2号、第79条の3第1項、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q10 相対ネットティング契約の法的有効性に関する書面による合理的な法的見解（リーガル・オピニオン）の存在は、どのように確認すればよいのでしょうか。また、個々の相対ネットティング契約毎にリーガル・オピニオンを取得しておくことが必要ですか。（平成18年7月28日追加）

(A)

各金融機関は、外部の法律事務所、自行の法務関連部署等にリーガル・オピニオンを作成させるなど、最も適切と考えられる方法で合理的な法的見解が存在することを確認することが必要です。

また、規制上、個々の相対ネットティング契約毎にリーガル・オピニオンを取得することは必ずしも必要とされませんが、各金融機関は、締結されている個々の相対ネットティング契約について、取得済のリーガル・オピニオンに照らして法的に有効であると判断されることを確認し、必要と判断される場合には、当該リーガル・オピニオンを補強することが必要と考えられます。

#### ＜相対ネットティング契約の対象取引＞

【関連条項】第79条の2第2項2号、第79条の3第1項、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q11 相対ネットティング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引（原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引）が含まれている場合には、どのように扱いますか。（平成18年7月28日追加）

(A)

相対ネットティング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引が含まれている場合には、銀行はネットティング効果を勘案する際に、当該取引を含める方式と含めない方式の何れかを選択して差し支えありません。

ただし、この選択は原則として変更することはできないものとします。

## 【第6章（標準的手法）－第4節の2（未決済取引）関係】

<未決済取引及び長期決済期間取引の取扱い>

【関連条項】第79条の5等

第79条の5-Q1 未決済取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する上で、長期決済期間取引との関係についてどのように整理すればよいですか。（平成20年3月31日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

「未決済取引」とは、ある取引について約定がなされた後、有価証券の引渡しや資金の支払といった決済が完了していない取引を指し、第79条の5において「同時決済取引」と「非同時決済取引」の二つに分け、それぞれについて信用リスク・アセットの額の算出方法を定めています。

いずれも約定日以降は「未決済取引」に該当しますが、「同時決済取引」の場合、約定上の決済期日後において有価証券等の引渡し又は資金の支払が行われていない営業日数（「経過営業日数」）が4日以内であれば、未決済取引としての信用リスク・アセットの額の算出を要しません。「非同時決済取引」の場合も、取引の相手方による反対取引の約定決済日（所謂「第二期日」）に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行うものについて、約定日から当該有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う日（所謂「第一期日」）までの間は、未決済取引としての信用リスク・アセットの額の算出を要しません。

ただし、約定日から受渡し又は決済期日までの期間が5営業日（=  $t + 5$ ）又は市場慣行による期間を超えることが予め決まっている（約定されている）取引は「長期決済期間取引」とされ、上記、「未決済取引」としての信用リスク・アセットの額の算出を要しないとされる期間においても、カレント・エクスポートージャー方式等により算出した与信相当額に、取引の相手方に応じたリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額として計上する必要があります。

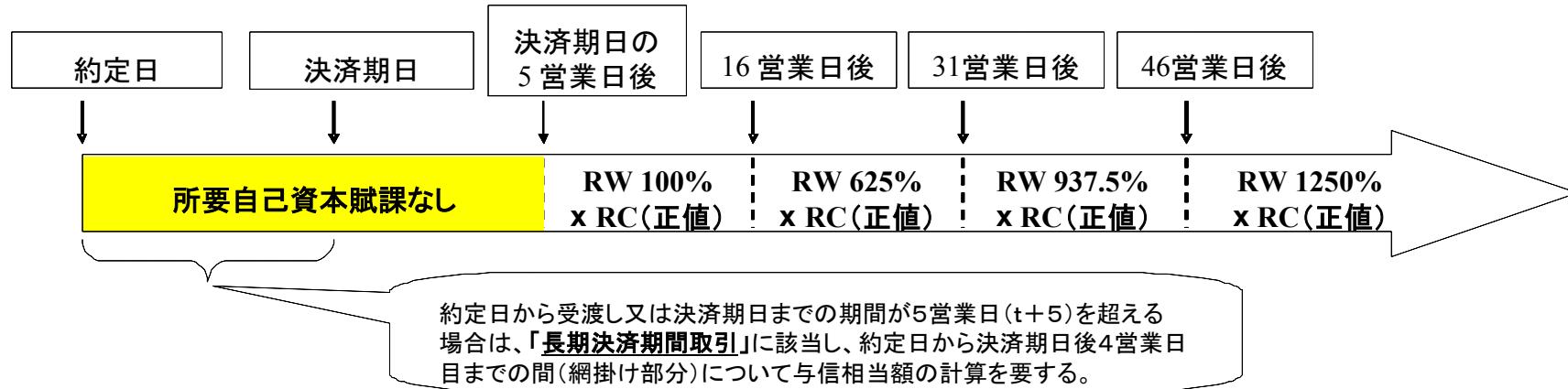
なお、「長期決済期間取引」についても、「同時決済取引」の場合は、約定上の決済期日後において有価証券等の引渡し又は資金の支払が行われていない営業日数（=経過営業日数）が5日以上となる時点から、また、「非同時決済取引」の場合は、取引の相手方に対し、反対取引に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日（第一期日）以降は、「未決済取引」としての信用リスク・アセットの額の算出が必要となることに留意が必要です。

(表1)

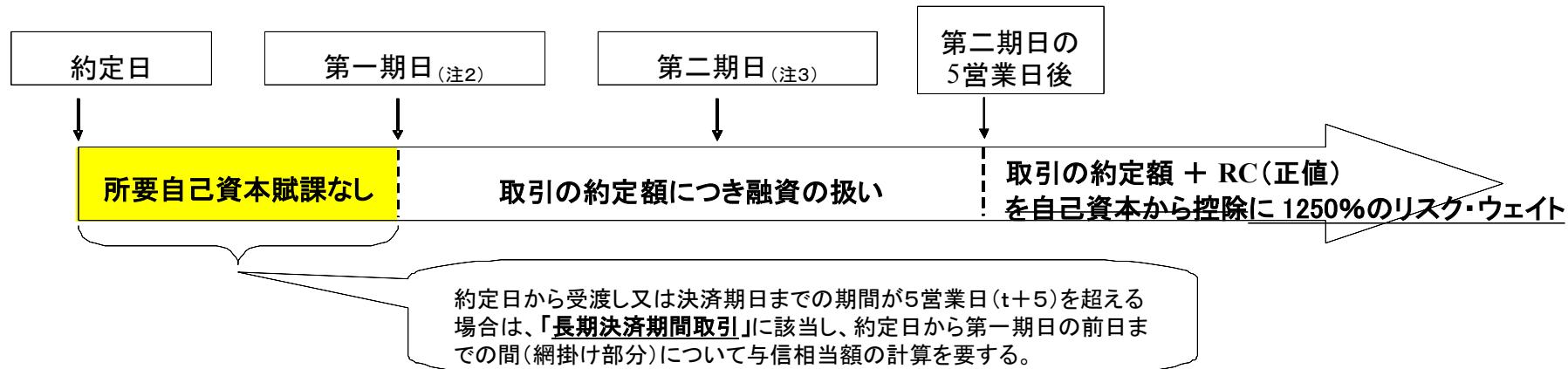
	条件	信用リスク・アセットの額(又は自己資本控除額)の算出方法
同時決済取引	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えないことが約定されている</u>	約定上の決済期日まで 算出不要
		約定上の決済期日の4営業日後まで 算出不要
		約定上の決済期日の5営業日以降 正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト(図1参照)
	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えることが約定されている</u> 【長期決済期間取引】	約定上の決済期日まで 与信相当額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
		約定上の決済期日の4営業日後まで 正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト(図1参照)
		約定上の決済期日の5営業日以降 正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト(図1参照)
非同時決済取引	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えないことが約定されている</u>	第一期日まで 算出不要
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合 第一期日から第二期日の4営業日後まで 取引の約定額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
		第二期日の5営業日以降 取引の約定額+正の再構築コストの合計額に1250%のリスク・ウェイトを自己資本から控除
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合 算出不要
	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えることが約定されている</u> 【長期決済期間取引】	第一期日まで 与信相当額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合 第一期日から第二期日の4営業日後まで 取引の約定額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
		第二期日の5営業日以降 取引の約定額+正の再構築コストの合計額に1250%のリスク・ウェイトを自己資本から控除
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合 算出不要

# 未決済取引及び長期決済期間取引の取扱い

## ・ 同時決済取引



## ・ 非同時決済取引



(注 1) 「RC」 (Replacement Cost) とは、当該取引の再構築コストを指す。

(注 2) 「第一期日」とは、反対取引に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う日を指す。

(注 3) 「第二期日」とは、反対取引の約定決済日を指す。

## 【第6章（標準的手法）－第5節（信用リスク削減手法）関係】

<手法の選択>

【関連条項】第85条

第85条－Q1 内部格付手法採用行が重要性の原則等に基づいて標準的手法を適用する部分について、適格金融資産担保の勘案方法として、「包括的手法」と「簡便手法」を併用することは可能ですか。

(A)

内部格付手法採用行は、原則として、包括的手法を用いることが必要です。ただし、重要性の原則等に基づいて標準的手法を用いる部分については、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する部分以外の部分について統一的に使用する限り、簡便手法を用いることが認められます。

<手法の選択>

【関連条項】第85条

第85条－Q2 適格金融資産担保の勘案方法として「簡便手法」と「包括的手法」のいずれかを選択することとされていますが、いずれか一方から他の手法への変更は認められますか。

(A)

いずれかの手法を継続的に用いることが原則ですが、リスク管理の高度化等に伴い、簡便手法から包括的手法に移行することは認められます。

<担保の相関>

【関連条項】第87条

第87条－Q1 「適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合」とは、どのような場合を指すのですか。

(A)

少なくとも、当該企業を連結対象とする企業、及び、当該企業の子会社の発行する証券は、原則として顕著な正の相関を有するものとして扱うべきと考えられます。

ただし、顕著な正の相関の有無は、基本的には、各金融機関において、適切なリスク管理の観点から確認すべきものであり、関連会社や系列会社等についても、担保として不適格と考えられる程度の相関の高さが認められる場合には、各金融機関の判断により、不適格にすべきものと考えられます。

<適格金融資産担保の格付>

【関連条項】第89条第4号及び第5号

第89条-Q1 適格金融資産担保の要件として第89条第4号及び第5号に規定されている「適格格付機関」は、標準的手法においてリスク・ウェイトを算出するために自行が用いることを選択した適格格付機関と異なる適格格付機関でもよいのですか。

(A)

金融資産担保の適格性判断のために使用できる格付の範囲は標準的手法のリスク・ウェイトの算出のために使用できるものと同じですが、標準的手法においてリスク・ウェイトを算出するために自行が選択したものと異なる適格格付機関の格付を、金融資産担保の適格性判断のために使用することも認められます。

<指定国の代表的な株価指数>

【関連条項】第89条第6号

第89条-Q2 第89条第6号の「指定国の代表的な株価指数」とはどのようなものを指しますか。(平成20年3月31日修正)

(A)

第89条第6号に規定する「指定国の代表的な株価指数」の具体的な内容は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-2-3-(3)-③に規定されていますのでご参照下さい。

<適格金融資産担保>

【関連条項】第89条

第89条-Q3 適格金融資産担保となる「自行預金」の範囲はどこまでですか。(平成18年7月28日追加)

(A)

適格金融資産担保となる「自行預金」には、自行の預金のほか、債券および信託受益権（元本補填契約が締結されているものに限る。）等が含まれます。

<ボラティリティ調整率と行内担保掛目>

【関連条項】第97条

第97条-Q1 包括的手法のボラティリティ調整率を用いる場合、行内与信管理上の担保掛目と異なっていてもよいですか。

(A)

「自行推計ボラティリティ調整率」を用いる場合には、その推計に用いられるデータが行内のリスク管理でも用いられていることが必要になります（第97条第2項第1号）。しかし、「標準的ボラティリティ調整率」を用いる場合には、そのような要件はありません。

<担保付デリバティブ取引の計算方法>

【関連条項】第 113 条、第 79 条の 2、第 88 条

第 113 条-Q1 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）の資本賦課は具体的にどのように計算すればよいですか。（平成 25 年 3 月 28 日修正）

(A)

第 79 条の 2 において再構築コスト（RC）が零を下回ることができないとされているのは、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めないとされた趣旨です。これに対し、いわゆる CSA 契約による取引の場合には、差入れられた担保をエクスポージャーと認識するのに対応し、負の再構築コストを認識することが認められます。しかし、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めないという第 79 条の 2 の趣旨は CSA 契約による取引でも妥当します。その上で、例えば、イニシャルマージンなど、再構築コストを上回る担保を徴求している場合には、当該超過担保によって、アドオンを相殺することは可能です。

<担保付デリバティブ取引におけるアドホック・コール>

【関連条項】第 113 条、第 100 条

第 113 条-Q2 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）に担保の隨時請求（アドホック・コール）条項が付されている場合には、最低保有期間にに基づくボラティリティ調整率を追加的な調整なしに適用できると考えよいですか。

(A)

最低保有期間にに基づくボラティリティ調整率を適用するためには、担保額調整について隨時請求が契約上可能となっているだけでなく、少なくとも、日次の時価評価が行われ、当該評価に基づいてコールを適切に運用できる体制となっていることが必要と考えられます。

<貸出金と自行預金の相殺の約定>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q1 「貸出金と自行預金の相殺」に関する約定としては、どのようなものが考えられますか。

(A)

「貸出金と自行預金の相殺」としては、各行が定める銀行取引約定書、消費者ローン契約書及び BBA (British Bankers Association) International Deposit Netting Agreement 等、「当該債権」と「当該定期性預金」の法定相殺を可能とする相殺適状の特約の条項を有する契約が考えられます。

<第 117 条の「貸出金」>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」における「貸出金」は、コールローンや金融機関への預け金を含みますか。（平成 19 年 3 月 23 日修正）

(A)

「コールローン」や「預け金」は、銀行経理における勘定科目は「貸出金」とは別に設けられていますが、「貸出金と自行預金の相殺」の適用においては「貸出金」として扱うことができるものとします。また同様に、貸出金（コールローンや預け金を含む。）より発生する未収収益についても「貸出金」として取り扱うことができるものとします。

<第 117 条の「自行預金」>

【関連条項】 第 117 条

第 117 条－Q3 「貸出金と自行預金の相殺」における「自行預金」は、満期のない預金（流動性預金）、譲渡性預金、コールマネーを含みますか。

(A)

満期のない預金（流動性預金）及び譲渡性預金については、流動性預金の引出し可能性及び譲渡性預金の譲渡性に照らすと、いずれも受働債権として確実な残存期間を有することができないため、第 132 条により信用リスク削減手法の残存期間不足による調整が求められる「貸出金と自行預金の相殺」の対象としては不適格となります。コールマネーは自行預金と同様に扱うことで差し支えありません。

<自行預金が継続されないリスクの監視及び管理>

【関連条項】 第 117 条

第 117 条－Q4 自己資本比率の算出において「貸出金と自行預金の相殺」を行う場合、第 117 条第 1 項第 3 号において「自行預金が継続されないリスクが監視及び管理されていること」が要件とされていますが、具体的にどのような監視・管理を行うことが必要なのでしょうか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

少なくとも、期日管理を行い、受働債権の期日落ちによって当然にネットティング効果が消滅し、エクスポートレートが増加するような管理は必要です。金利動向に起因する預金の途中解約などのリスクについては、各金融機関のリスク管理上の判断に基づいて監視・管理すべきものと考えます。

<信用状付輸出手形の買取り>

【関連条項】 第 118 条

第 118 条－Q1 信用状付輸出手形の買取りについては、どのように取扱われるのですか。

(A)

信用状付輸出手形の買取りは、信用状を発行した金融機関の保証付き債権として取扱います。

<保証予約>

**【関連条項】第 118 条、第 119 条**

第 118 条-Q2 債務者の信用状態の悪化に起因して正式保証への切り替えを予定している、いわゆる保証予約について、信用リスク削減効果を認識することは認められますか。

(A)

当該保証を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約が債務保証および保証類似行為として注記されている場合、又はその内容が法的に保証と同等の効力を有することが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書その他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するものについては、信用リスク削減効果が認められると考えられます。

<自行の債務保証に対する裏保証>

**【関連条項】第 118 条、第 119 条**

第 118 条-Q3 自行の債務保証に対して他の金融機関又は証券会社から裏保証を受けた場合のリスク・ウェイトは、どのようにになりますか。

(A)

自行の債務保証に対して他の金融機関又は証券会社から裏保証を受けた場合のリスク・ウェイトは、第 118 条、第 119 条等の保証の要件を満たす限り、次のとおりとなります。

- ・ 他の金融機関又は証券会社の裏保証部分は、原債務者と裏保証を行った金融機関又は証券会社のいずれか低い方のリスク・ウェイトを適用する。
- ・ 裏保証のない部分は原債務者に対するリスク・ウェイトを適用する。

<公的保証等>

**【関連条項】第 118 条、第 119 条、第 122 条**

第 118 条-Q4 國際協力銀行保証、日本政策投資銀行保証、日本貿易保険の保険等といった公的な保証・保険は、適格な保証となりますか。

(A)

保証の要件を満たす限り、適格な保証として扱うことができます。

<ISDA マスターагリーメントの早期終了事由>

**【関連条項】第 118 条第 3 号**

第 118 条-Q5 ISDA マスターагリーメントに基づく取引では、カウンターパーティがデフォルトに至る以前に早期終了事由の発生による既存取引の一括清算を行う場合がありますが、これは第 118 条第 3 号の「信用リスク削減効果の提供が中止されないこと」には該当しないと考えてよいですか。

(A)

現時点では、現行の ISDA マスターагリーメントによる早期終了の発生可能性により、例えば、ク

レジット・デリバティブが信用リスク削減手法の適格要件を充足しないという懸念は有しております。

#### <元本保証商品の取扱い>

##### 【関連条項】第 119 条、第 126 条

第 119 条-Q1 元本部分の返済は保証されているが、金利部分の返済は原債権の実績に連動している場合、元利ともに元本部分の保証人向けのエクスポージャーとして扱って良いですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

第 119 条第 1 項第 2 号に規定されている通り、標準的手法を採用する金融機関が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、被保証債権の債務者が当該金融機関に支払うべき債務のうち、手数料、利息、その他の元本以外の関連債務も保証の対象としている必要があります。もっとも、被保証債務が元本のみである場合には、当該金融機関は元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第 126 条に基づき、元本部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することは可能です（第 119 条第 2 項）。すなわち、当該金融機関は、元本部分は保証人向けのエクspoージャーとして取扱い、保証人のリスク・ウェイトを元本部分に対応するエクspoージャーの額に適用する一方、金利部分等の元本以外の関連債務については、それに対応するエクspoージャーの額を特定した上で、原債権のリスク・ウェイトを適用することとなります。

こうした中、金利部分が株式やヘッジファンド等の原債権の実績に連動している場合、金利部分の与信相当額の特定が困難であることが想定されますが、その際は、被保証債務である元本部分を保証人のリスクに応じた割引率で現在価値に割り引いた額を元本部分のエクspoージャーの額とし、残余の額を金利部分のエクspoージャーの額とすることも可能です。

#### <ビッグバンプロトコル>

##### 【関連条項】告示第 120 条第 4 号

第 120 条-Q1 契約当事者ではなく決定委員会（Credit Derivatives Determinations Committee）が信用事由の認定を行うクレジット・デリバティブについて、信用リスク削減手法として用いることができますか。（平成 25 年 3 月 28 日追加）

(A)

プロテクションの購入者である銀行が決定委員会に対して信用事由の認定に関する決議の要求を行うことが可能であり、かつ、決定委員会がプロテクション提供者に対して独立的な立場を確保している場合、当該クレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いることが可能です。

#### <保証及びクレジット・デリバティブの計算方法等>

##### 【関連条項】第 124 条

第 124 条-Q1 中央政府等が外国通貨建てのエクspoージャーに対して外国通貨建てで保証等を行つ

ている場合、当該保証部分等に適用される「保証人…のリスク・ウェイト」(第124条)はどのように決定されますか。

(A)

中央政府等が外国通貨建てで保証等を行う場合、「保証人…のリスク・ウェイト」は、中央政府等の外国通貨建て格付に基づいて決定します。

<免責額の扱い>

【関連条項】第125条

第125条-Q1 クレジット・デリバティブ契約における「Payment Requirement」(2003 ISDA Credit Derivatives Definitions Section 4.8(d))は第125条の「免責額」に該当しますか。

(A)

「Payment Requirement」は、市場慣行により設定される限り（即ち、設定された閾値が多額でなく、かつ、設定された閾値を超えると全額の支払を受けられる性格のものであることにより、実質的に全額の支払を受けられる蓋然性が確保されるということができ、リスク移転を制限する目的で設定するものでないと言える限り）、「免責額」に該当しないものとします。

<自動継続定期預金の残存期間>

【関連条項】第130条、第117条

第130条-Q1 「貸出金と自行預金の相殺」の規定により預金の信用リスク削減効果を勘案する場合、自動継続定期預金の残存期間はどのように判断しますか。

(平成18年7月28日追加)

(A)

預金者の裁量により自動継続を停止できることから、自動継続定期預金の残存期間は、次回の自動継続日までの期間となります。

<据置期間のある定期預金の残存期間>

【関連条項】第130条、第117条

第130条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」の規定により預金の信用リスク削減効果を勘案する場合、期日指定定期預金など、一定期間据置後は解約が自由である定期預金の残存期間はどのように判断しますか。(平成18年7月28日追加)

(A)

据置期間経過後は解約が自由であることから、据置期間満了時までが残存期間となります。

<質権を設定した預金のマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第130条

第130条-Q3 質権を設定した預金について、マチュリティ・ミスマッチによる調整が必要となりま

すか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

担保対象預金が定期預金として継続されない場合、満期後預金若しくは供託金の上に引き続き質権を維持するか、又は、速やかに回収することとされているときは、マチュリティ・ミスマッチによる調整は不要と考えられます。

総合口座における当座貸越についても、預金に質権が設定されている場合には、同様となります。

<根担保・根保証契約におけるマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q4 担保・保証が「一定期間内に発生する与信をその満期まで担保・保証する」ものである場合、マチュリティ・ミスマッチについてどのように扱いますか。

(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

一定期間内に発生する与信をその満期まで担保・保証するのであれば、当該一定期間内に発生し、既にオンバランスで認識されている与信については、マチュリティ・ミスマッチの問題は生じません。

他方、このような担保・保証の提供を受けた銀行がコミットメント契約を行っており、オフバランスの与信相当額に対して担保・保証の効果を勘案する場合であって、コミットメントの期間よりも担保・保証契約に定める「一定期間」が短いときは、マチュリティ・ミスマッチが問題となります。

この場合、与信相当額のマチュリティは、コミットメント契約の残存期間と、コミットメントによって実行され得る与信の最長の満期の合計とします。

<担保付デリバティブ取引のマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条、第 113 条

第 130 条-Q5 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）について、マチュリティ・ミスマッチによる調整が必要となりますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

担保付デリバティブ取引において、適時に担保差入れを請求できる契約内容および体制となっており、かつ、当該担保差入れがなされないことがデフォルト事由に該当し、強制的に与信を回収できるのであれば、マチュリティ・ミスマッチの考慮は不要です。

<エクスポージャーの残存期間>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q6 約定弁済が行われる場合、その部分については、最終弁済日ではなく、約定弁済日までの期間を残存期間とすることはできますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

約定弁済が行われる部分については、約定弁済日までの期間を残存期間とすることができます。そ

の場合、次のように取扱います。

- ① 信用リスク削減手法の満期よりも前に約定弁済が行われる部分については、マチュリティ・ミスマッチに関する調整は不要となります。
- ② 信用リスク削減手法の満期よりも後に約定弁済される部分については、第132条に基づき、マチュリティ・ミスマッチに関する調整を行います。

## 【内部格付手法】

### 【第1章（定義）<内部格付手法関係>】

<居住用不動産向けエクスボージャー>

【関連条項】第1条第38号

第1条第38号-Q1 自己居住用部分と非自己居住用部分（賃貸や店舗等）とを一体として信用供与の目的としている場合、これを居住用不動産向けエクスボージャーとすることは認められますか。

(A)

債務者が居住する建物の一部を住宅として賃貸若しくは店舗として賃貸・使用する場合で、エクスボージャーが賃貸・店舗部分も含め一体として供与されているとき、自己居住目的以外の部分が付随的であると判断され、各金融機関内部の与信及びリスク管理においてもすべて自己居住目的の信用供与と同様の取扱いをしている場合は、当該信用供与全体を居住用不動産向けエクスボージャーとすることは許容されます。

付隨性の判断については、例えば、自己居住用部分と非自己居住用部分の床面積比を基準にすること等が挙げられ、金融機関の信用リスク管理指針等において基準を明確に定めておく必要があると考えられます。

<その他リテール向けエクスボージャー>

【関連条項】第1条第40号

第1条第40号-Q1 「その他リテール向けエクスボージャー」において、一の債務者に対するエクスボージャーの合計額を把握する際の留意点は何ですか。

(A)

連結自己資本比率の算出に当たっては、内部格付手法を採用する金融機関が連結の対象とする範囲で「一の債務者」に対するエクスボージャーの合計額を把握し、当該合計額に基づきその他リテール向けエクスボージャーに該当するか否かについての判断を行って頂くことになります。また、「一の債務者」については連結財務諸表を作成している債務者グループ等、内部格付手法を採用する金融機関の内部管理にて実質一体として管理している債務者について合算することが基本となります。

もっとも、前者の金融機関のグループ内における合算は、顧客情報の共有化について債務者の同意が得られている等、個人情報保護法等の関連法令を遵守していることが前提となります。事前に使用目的や使用の範囲などを明確にした書面等によるグループ内における顧客情報の共有化についての同意を顧客から得ていることが現時点における一般的な実務であると理解されることから、グループ全体としてリスク管理の高度化の観点から必要な限りにおいて、法令の範囲内における顧客情報の共有化に取組んで頂くことが期待されます。

<その他リテール向けエクスポージャー>

【関連条項】第1条第40号

第1条第40号-Q2 「その他リテール向けエクspoージャー」について一の債務者に対するエクspoージャーの合計額を把握する際に、信用保証協会等の保証がある債権を除くことは可能ですか。

(A)

保証等が付された場合は、所要自己資本の額の算定に使用するパラメータ（PD・LGD）等においてその効果が勘案されることが原則であり、保証等が付されている部分のエクspoージャーをEADから除外するような取扱いは認められません。第1条第40号における「合計額」を把握する際ににおいても、保証等が付されているエクspoージャーについて、これをエクspoージャーに含めて認識する必要があります。

<中堅中小企業向けエクspoージャー>

【関連条項】第1条第51号

第1条第51号-Q1 「ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合」の運用はどのように考えれば良いですか。

(A)

「事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切でない場合」に該当する場合としては、当該事業法人が卸売業を営む場合のほか、例えば、日本標準産業分類における「金融・保険業」を主要な事業として営む事業法人であって、当該事業法人の売上高が把握できない場合等が挙げられます。金融機関において当該規定を運用するに当たっては、業種等の範囲、当該業種等に関して事業規模を判断する際の基準として売上高を用いることが適切でない理由等を信用リスク管理指針において明確に定めておく必要があると考えられます。

<適格債権担保>

【関連条項】第1条第53号イ

第1条第53号-Q1 「当初の満期が一年以内」であることが適格債権の要件ですが、振出日が白地の手形についてはどのような取扱いとなりますか。

(A)

振出日が白地の手形については、原則として、割引日から支払期日までの期間が1年未満のものであれば当該要件を充足しているものとして差し支えありません。

<適格購入事業法人等向けエクスポートの分散度>

【関連条項】第1条第60号

第1条第60号-Q1 適格購入事業法人等向けエクスポートは、分散度の高いプールとしての構成を求められていますが、具体的にどの程度分散度が高い必要がありますか。

(A)

第三者から購入した事業法人等向けエクスポート（購入事業法人等向けエクスポート）については、基本的に個々のエクスポートごとに信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。もっとも、金融機関内部のリスク管理実務を踏まえ、第1条第60号に規定されている要件を満たしたエクスポート（適格購入事業法人等向けエクスポート）に関しては、リテール向けエクスポートと同様にプール単位での信用リスク・アセットの額の算出が認められています。ただし、その際、複数の適格購入事業法人等向けエクスポートによって構成された適格購入事業法人等向けエクスポートは、リテール向けエクスポートに準じて、「分散度の高いプール」である必要があります。これは、事業法人等向けエクスポートの信用リスク・アセットの額の算出は個別に行うことが原則であり、リテール向けエクスポートに準じてプール単位で行うことは、あくまで例外であるためです。

具体的な適格購入事業法人等向けエクスポートの「分散度の高さ」に関しては、これまで当該適格購入事業法人等向けエクスポートに含まれる適格購入事業法人等向けエクスポートのうち、「最大のものが総額に占める割合」という数値基準を軸に検討を進めてきました。しかしながら、現時点における金融機関内部のリスク管理実務では、「最大のものが総額に占める割合」が1パーセントから5パーセントまでばらつきがみられたことから、当面は具体的な数値基準を設定せず、各金融機関内部で「最大のものが総額に占める割合」を信用リスク管理指針において5パーセント以下の明確な数値基準として定め、運用して頂くこととします。なお、告示適用後の金融機関内部のリスク管理実務の発展を促しつつ、すべての金融機関共通の数値基準を定めることを引き検討していきます。

## 【第7章（内部格付手法）－第1節（総則）関係】

<承認手続等>

【関連条項】第143条、附則第4条

第143条－Q1 予備計算の段階で、第143条に掲げられる最低要件を完全に満たす必要がありますか。

(A)

内部格付手法の承認申請時点においては、告示に規定する最低要件を充足する必要がありますが、予備計算の段階では、必ずしも最低要件を完全に満たすことを求めるものではありません。ただし、承認を受けるにあたり、原則として、「最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立って三年以上にわたり使用して」いること（第143条第1号、附則第12条第4項に基づく経過措置あり）が求められることや、予備計算が承認を得ようとする日の原則1年前（ただし、平成20年3月31日より先進的内部格付手法を採用する場合は原則2年前）から開始されることを踏まえると、予備計算の届出の前提として、①内部格付手法の採用及びその開始予定時期につき、組織的な意思決定がなされていて、②最低要件との乖離（ギャップ）の認識が適切であり、③当該ギャップは承認を得ようする日までに解消される程度に小さく、④当該ギャップ解消のための具体的なアクション・プランに基づくプロジェクト管理が適切に行われていることが求められます。この点について、予備計算の際に、ギャップ評価表等添付書類の中で明確にして頂く必要があります。

なお、予備計算期間中の準備状況の進捗に照らして、最低要件を充足した段階で承認申請が行われることが期待されます。

<段階的適用>

【関連条項】第146条

第146条－Q1 段階的適用はどのような範囲及び期間について認められますか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関においては、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用することが原則であることを踏まえ、段階的適用の範囲及び期間については、合理的な理由がある場合（合併や海外の規制状況等）を除き、以下の基準を目安とします。

① 段階的適用を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が、内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額（適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額を除く。）に占める割合が概ね10パーセント以下であること。

② 段階的適用の当初計画の開始から終了までの期間が概ね3年以内であること。

また、合理的な理由により上記の目安を超過する場合には、当該理由を内部格付手法実施計画に明記する必要があります。

なお、標準的手法、内部格付手法を採用する事業単位の間で、信用リスクを移転させることにより、意図的にグループ全体の所要自己資本の額を減らす行為は、禁止されます。

<適用除外>

【関連条項】第 148 条第 1 項

第 148 条－Q1 適用除外の可否を判断する一つの基準である「第 152 条第 1 号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額」はどのように算出するのですか。「信用リスク・アセットの額」の算出方法は何ですか。(平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

適用除外の一つの判断要素である定量基準（個々の適用除外は 2 パーセント、適用除外合計については 10 パーセントの上限基準）に関する充足状況を確認する目的での「第 152 条第 1 号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額」「信用リスク・アセットの額」は、連結自己資本比率の算出においては、金融機関の連結対象資産（内部取引消去後）に対し、採用しようとする手法（適用除外対象とする事業単位又は資産区分については標準的手法）により算出します。同様に、単体自己資本比率の算出においては、金融機関単体の資産に対し、採用しようとする手法を用いて算出します。

<適用除外>

【関連条項】第 148 条

第 148 条－Q2 適用除外の対象とすることができる事業単位の考え方はどのようなものですか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関はすべての事業単位及び資産区分に対して内部格付手法を適用することが原則となっていますが、第 148 条において、信用リスク・アセットの額を算出するにあたって重要性が低いと判断できる事業単位又は資産区分については、標準的手法を適用することが例外的に許容されています。この重要性の基準については、同条第 1 項に定量基準が定められていますが、たとえ当該定量基準が満たされている事業単位又は資産区分であっても、信用リスク・アセットの額を算出するにあたって重要性が低いと判断すべきではない事業単位又は資産区分も存在し得るものと想定されることから、当該重要性を判断するための定性基準についても、各金融機関において合理的な基準を定めたうえで適切に判断することが求められます。

その際、例えば、①信用供与を主要業務としている事業単位については、内部格付手法の採用により信用リスク管理の高度化が可能となるとともに事業単位間の裁定行為（チェリーピック）も起り難くなること、②内部格付手法を採用する金融機関の与信業務との関係が密接である事業単位については、当該事業単位より提供される情報の正確性等の確保が適用除外により困難となる蓋然性が高いこと、③グループ全体のリスク管理面における統括機能を有する事業単位については、当該事業単位を適用除外とすることにより、グループ全体の内部統制が行き難くなること、④標準的手法を採用することによって信用リスク・アセットの額が過少に算出されるおそれのある（不良債権の保有比率が高い等）事業単位については、手法間の裁定行為等が容易となり、グループ全体における適切なリスク管理に支障を与えかねないことが想定され、このような先は適用除外の対象とすることは原則的には許容され得ないものと考えます。

なお、株式等エクスポート・ジャヤーの適用除外については、同条第二項において別途規定があり、上記

の定量及び定性基準を満たし、ある事業単位を適用除外とした場合であっても、金融機関が保有する株式等エクスポートの直近一年間における平均残高が基本的項目と補完的項目の額の合計額の10 パーセント以上となる場合には、当該事業単位において保有されている株式等エクスポートについても、適用除外とはできないことに留意が必要です。

<適用除外、その他資産>

【関連条項】第148条、第178条第2項

第148条-Q3 僅少なエクスポートにより構成されていて、その実務的な煩雑性等からリスク管理が困難な資産区分の一部を、「その他資産」や「適用除外」として取扱うことは可能ですか。

(A)

第178条第2項の規定に基づく「その他資産」は内部格付手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出に整合しない与信性の薄い資産を想定しており、例えば、繰延資産、動産不動産（REIT等の投資証券の形を取るものは除く。）、無形固定資産等が挙げられます。

また、「適用除外」については、第148条においては「信用リスク・アセットの額を算出するに当つて重要でない事業単位又は資産区分」に対してのみ「適用除外」が例外的に許容されていますが、資産区分については事業法人向けエクスポート、ソブリン向けエクスポート、金融機関等向けエクスポート、居住用不動産向けエクスポート、適格リボルビング型リテール向けエクスポート、その他リテール向けエクスポート及び株式等エクスポートごとに適用除外の是非を判断することが原則であり、資産区分の一部について適用除外を行うことは、裁定行為（チェック）を容易にする観点から原則として許容できないものと考えています。

従って、例えば、貸出金に準ずる仮払金や未収収益等については通常は与信性の資産であり、個々の与信先の状況に応じて信用リスク・アセットの額を算出することは可能であることから、原則としては「その他資産」の対象とならないと考えられ、部分的に「適用除外」の対象とすることも当然にはできないと考えられます。

もっとも、これら貸出金に準ずる仮払金等の一部について、個々の債権額はもちろん、その合計額についても極めて僅少であり、かつ、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取組みがリスク管理の観点からも極めて重要性に乏しいものについてまで、詳細なリスク管理を求めるることは適当ではないと考えており、信用リスク・アセットの額の算出が実務上真に困難である場合であって、一部のエクスポートを「適用除外」とすることによる裁定行為が厳密に防止できるような資産区分の一部については、「信用リスク・アセットの額の算出を行うに当つて重要でない」と解釈できる余地はあると考えています。この場合、裁定行為（例えば、標準的手法を適用した方が信用リスク・アセットの額が低下するような貸出金に準ずる仮払金のみを適用除外とするような行為）及び恣意的運用（例えば、標準的手法を適用した方が信用リスク・アセットの額が低下するような資産区分の一部にその適用除外範囲を設定するような行為）防止の観点から、例外的取扱いである適用除外については、適用基準や範囲に関する明確な基準を内部格付手法実施計画に記載する必要があります。

<特定貸付債権におけるスロッティング・クライテリアの適用>

【関連条項】第 149 条

第 149 条－Q1 特定貸付債権に対してスロッティング・クライテリアを利用して信用リスク・アセットの額を算出する場合において、内部格付をスロッティング・クライテリアに割り当てることが必要になりますが、その際の留意点は何ですか。(平成 18 年 12 月 27 日追加)

(A)

特定貸付債権（プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称している。）においては、一般の事業法人向けエクスポートージャーとは異なり、第 153 条第 3 項及び第 5 項に規定された「優」、「良」、「可」、「弱い」、「デフォルト」の 5 つのスロッティング・クライテリアに当該債権に対する内部格付を割り当て、信用リスク・アセットの額を算出することが可能となっています。この背景には、特定貸付債権の利払い及び返済の原資が債務者の信用リスクではなく、特定の事業や有形資産からの収益に強く依存しており、PD と LGD の相関が高いと考えられることから、金融機関内部のリスク管理実務において、一般の事業法人向けエクスポートージャーとは異なる内部格付制度を別途構築している事例が多いことがあります。また、特定貸付債権のデフォルト実績はそれほど多くないため、実績値との比較検証（バックテスティング）による PD 推計の精緻化が困難となっていることもあります。

内部格付手法では、このようなリスク管理実務を踏まえ、第 213 条に規定された PD の推計についての最低要件を満たすことができない場合に限り、特定貸付債権に対する内部格付をスロッティング・クライテリアに割り当て（マッピング）、5 つの区分それぞれに対応したリスク・ウェイトを適用することが第 153 条において認められています。その際、金融機関においては、別表 1 から別表 4 までに規定された定量基準・定性基準と内部格付を付与する際に勘案されるリスク要因（リスク・ファクター）の対応を分析した上で、内部格付を 5 つの区分に割り当てる方法（マッピング方法）を検討し、第 190 条第 1 項に基づき当該方法を信用リスク管理指針に記載することが求められます。また、マッピング方法の合理性を疎明する文書の整備も必要です（同条第 3 項）。

なお、別表 1 から別表 4 までに規定された定量基準・定性基準と内部格付を付与する際に勘案されるリスク要因（リスク・ファクター）の対応の分析に際しては、全ての基準が内部格付を付与する際に勘案されていることを前提としていませんが、「財務体質」や「政治・法律面の環境」等の個々の大項目に関し、少なくとも一つの基準は勘案されていることが期待されます。例えば、統計的モデルを用いて特定貸付債権に対し内部格付を付与している場合、統計的モデルのリスク・ファクターと別表 1 から別表 4 までに規定された基準の対応を分析し、個々の各大項目に関し少なくとも一つの基準は当該モデル（及び当該モデル外部の定性調整等）のリスク・ファクターとして勘案されていることを確認した上で、内部格付を 5 つのスロッティング・クライテリアに割り当てる方法（マッピング方法）を検討する必要があります。また、専門家の定性的な評価に基づき内部格付を付与している場合には、定性的な評価の際に勘案されるリスク・ファクターと別表 1 から別表 4 までに規定された基準の対応を分析し、個々の大項目に関し少なくとも一つの基準は当該評価のリスク・ファクターとして

勘案されていることを確認した上で、内部格付のマッピング方法を同様に検討する必要があります。

また、内部格付のスロッティング・クライテリアへの割り当て（マッピング）に際しては、各基準を総合的に判断するものであり、必ずしも各基準における最も低い区分がスロッティング・クライテリアになる（Wiークリンクする）ものではありません。もっとも、案件によってはある特定の基準の影響が非常に大きい場合もあると考えられ、その場合にはWiークリンクを行う等の適切な対応が期待されます。なお、基準の性質によっては、必ずしも区分を5段階にする必要があるというわけではありません。

このほか、マッピング方法の合理性の疎明にあたっては、下記の適格格付機関の付与する格付とのおよその対応関係を参照することも可能です（表1参照）。もっとも、その場合には、当該格付のクライテリアと内部格付のクライテリアとの整合性（例えば LTV<Loan To Value>や DSCR<Debt Service Coverage Ratio>の水準の整合性）を確認するとともに、その整合性を維持するための内部管理態勢の整備が不可欠です。

表1：スロッティング・クライテリアと外部格付との参考対応関係

	優	良	可	弱い	デフォルト
（株）格付投資情報センター（R&I）	B BB – 以上	B B +～ B B	B B –～ B +	B ~C –	該当なし
（株）日本格付研究所（JCR）	B BB – 以上	B B +～ B B	B B –～ B +	B ~C –	該当なし
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）	B a a 3 以上	B a 1～ B a 2	B a 3～ B 1	B 2～ C 3	該当なし
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）	B BB – 以上	B B +～ B B	B B –～ B +	B ~C –	該当なし
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）	B BB – 以上	B B +～ B B	B B –～ B +	B ~C –	該当なし



別表1：プロジェクト・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
<b>財務体質</b>				
市場環境	競合がほとんどない、又は立地条件、コスト若しくは技術力の点で競合を大きく上回る、持続的な優位にある。需要が好調で、さらに伸びている。	競合がほとんどない、又は立地条件、コスト若しくは技術力の点で平均以上の優位にあるが、持続性は不透明。需要が好調かつ安定している。	当該プロジェクトの立地条件、コスト又は技術力の点で優位点はない。需要は十分かつ安定的。	当該プロジェクトの立地条件、コスト又は技術力が平均以下。需要も弱く、落ち込んでいる。
財務指標（DSCR<Debt Service Coverage Ratio>、LLCR<Loan Life Coverage Ratio>、PLCR<Project Life Coverage Ratio>、デット・エクイティ比率<Debt-to-Equity Ratio>等）	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標が良好。非常に保守的な経済的前提を置くことが可能。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標が良好又は十分なレベル。保守的な経済的前提を置いている。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標は標準的。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標は悪い。
ストレス分析	マクロ経済情勢又はセクターの状況（業況）が持続的かつ深刻に悪化した場合でも、期日の債務返済が可能。	マクロ経済情勢又はセクターの状況（業況）が悪化した場合でも、期日の債務返済が可能。深刻な経済情勢の悪化によってのみ、デフォルトに陥ると考えられる。	通常の景気循環におけるストレスから影響を受け易い。一般的な景気後退によってデフォルトに陥る可能性がある。	早期に状況が改善しない限り、デフォルトに陥る可能性が高い。
財務構造				

	優	良	可	弱い
当該プロジェクトの耐用年数と対比した与信期間	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を大きく上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回らない場合もある。
償還スケジュール	分割償還（アモチ）型債務。	アモチ型債務。	一括返済（プレット）の割合が低いアモチ型債務。	一括返済（プレット）又は一括返済の割合が高いアモチ型債務。
<b>政治・法律面の環境</b>				
当該プロジェクトの類型（タイプ）及びリスク削減策を考慮した政治リスク（トランスマネジメント・リスク等）	政治リスクは非常に小さく、必要に応じて強力なリスク削減策が見込める。	政治リスクは小さく、必要に応じて十分なリスク削減策が見込まれる。	政治リスク及びリスク削減策は標準的。	政治リスクが高い。リスク削減策がない、又は弱い。
不可抗力のリスク（戦争、内紛等）	不可抗力のリスクが小さい。	不可抗力のリスクが許容範囲内。	不可抗力のリスク削減策が標準的。	不可抗力のリスクが大きい。不可抗力のリスク削減策も不完全。
長期的な政府支援と当該国にとってのプロジェクト的重要性	当該国にとって政策的に重要性が高いプロジェクト（輸出志向型プロジェクト等）。政府による支援が強力。	当該国にとって重要性が高いプロジェクト。十分な政府支援が見込まれる。	当該国にとって政策的に重要なものの、明白な利益（メリット）をもたらすプロジェクト。明示的な政府支援は行われない可能性もある。	当該国にとって政策的な重要性は低いプロジェクト。政府支援もない、又は弱い。
法令面の安定性（法律改正のリスク等）	長期的に良好かつ安定した規制環境。	中期的に良好かつ安定した規制環境。	規制の変更が起きる可能性はかなり高い。	現行又は将来的な規制面の問題が当該プロジェクトに影響を与える可能性がある。

	優	良	可	弱い
ローカル・コンテンツ法の適用 除外など必要なサポート及び承認の取得	強い。	ますます。	平均的。	弱い。
契約、担保徴求及び回収の執行	契約、担保徴求及び回収は執行され得る。	契約、担保徴求及び回収は執行され得る。	一部の重要でない問題があるものの、契約、担保徴求及び回収は執行され得ると考えられる。	実際の契約、担保徴求及び回収の執行に関して重要な問題が未解決。
取引の特徴				
設計及び技術面のリスク	十分な実績のある技術・設計力。	十分な実績のある技術・設計力。	実績のある技術・設計力（初期段階の問題を当該プロジェクト全体の強みで削減している。）。	あまり実績のない技術・設計力。技術面の問題が存在、及び／又は設計が複雑。
施工リスク				
認可及び用地選定	全ての認可を取得済み。	一部の認可はまだ取得していないが、取得できる可能性が極めて高い。	一部の認可はまだ取得していないが、認可のプロセスは確立しており、慣例的と考えられる。	重要事項の認可がまだ取得されておらず、その処理も慣例的ではない。重要な要件が課せられる場合がある。
施工契約の類型（タイプ）	定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工 EPC（設計及び調達を含む契約）。	定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工 EPC。	1 社又は複数施工業者との定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工契約。	定額ではない又は一部定額の完成品受渡し方式の契約、かつ／又は、複数の施工業者間でインターフェースの問題がある。

	優	良	可	弱い
完成保証  同様のプロジェクトにおける施工業者の過去の実績及び財務体質	金融資産に裏付けられた、高水準の約定損害賠償金、及び／又は財務体質が非常に優れたスポンサーによる強力な完成保証。  強い。	金融資産に裏付けられた、相当水準の約定損害賠償金、及び／又は財務体質の良好なスポンサーによる完成保証。  良い。	金融資産に裏付けられた、十分な約定損害賠償金、及び／又は財務体質の良好なスポンサーによる完成保証。  まずまず。	不十分な約定損害賠償金、又は金融資産による裏付けがない約定損害賠償金、又は財務体質が弱いスポンサーによる完成保証。  弱い。
オペレーティング・リスク  O&M 契約（運営維持管理契約）の範囲と性格  事業運営者の能力、実績、財務体質	強力かつ長期的な O&M 契約（契約上のパフォーマンス・インセンティブ等を含むことが望ましい。）、及び／又は O&M 準備金勘定。  非常に強い、又はスポンサーの技術支援が約されて（コミットされて）いる。	長期的な O&M 契約、及び／又は O&M 準備金勘定。  強い。	限定的な O&M 契約、又は O&M 準備金勘定。  容認できる。	O&M 契約がない。リスク削減策を大幅に超過するオペレーションナル・コストが発生するリスクがある。  限定的／弱い、又は現地当局に依存している現地の事業運営者。
オフティク・リスク				

	優	良	可	弱い
(a) テイク・オア・ペイ契約又は定額オフ・ティク契約がある場合	オフ・ティカの信用力が非常に強い、強力な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を優に上回る。	オフ・ティカの信用力が強い、強力な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を上回る。	オフ・ティカの信用力が容認できる、一般的な契約解除条項、契約期間が債務返済期日と概ね一致。	オフ・ティカの信用力が弱い、不利な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を上回らない。
(b) テイク・オア・ペイ契約又は定額オフ・ティク契約がない場合	当該プロジェクトは重要なサービス、又は世界市場で幅広く販売される商品を生産。歴史的な市場成長率より低水準の市場成長率であっても、生産品は見積価格で市場に容易に吸収される。	当該プロジェクトは重要なサービス、又は地域市場で幅広く販売される商品を生産。歴史的な市場成長率であれば、生産品は見積価格で市場に十分吸収される。	当該プロジェクトを通じ生産される商品は限定的な市場で販売され、見積価格よりも低い価格でしか吸収されない場合もある。	当該プロジェクトの生産物は単独又は少数の買い手のみに需要があるか、一般的な市場では売買されていない。
供給リスク				
供給原料の価格／数量、輸送リスク、供給者（サプライヤー）の実績と財務体質	財務体質の優れたサプライヤーとの長期サプライ契約。	財務体質の良好なサプライヤーとの長期サプライ契約。	財務体質の良好なサプライヤーとの長期サプライ契約が存在するものの、一定程度の価格変動リスクが残存する。	短期サプライ契約又は財務体質の弱いサプライヤーとの長期サプライ契約。価格変動リスクが確実に残存する。
リザーブ・リスク（天然資源開発等）	独立した監査、証明及び開発がなされた埋蔵量が、プロジェクトの実施期間にわたる所要量を十分上回る。	独立した監査、証明及び開発がなされた埋蔵量が、プロジェクトの実施期間にわたる所要量を上回る。	証明された埋蔵量で、債務返済期限までプロジェクトへの十分な供給が可能。	当該プロジェクトが、潜在的かつ未開発の埋蔵量に一定程度依存している。
スポンサーの強さ				

	優	良	可	弱い
スポンサーの実績、財務体質、当該国／セクターにおける経験	非常に優れた実績と財務体質を有する優れたスポンサー。	十分な実績と良好な財務体質を有する良いスポンサー。	まづまづの実績と良好な財務体質を有する適切なスポンサー。	実績がない又は疑わしい、かつ／又は財務体質が弱いスポンサー。
スポンサー・サポート（出資、オーナーシップ条項、必要に応じ追加資金を注入するインセンティブ）	強い。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に非常に重要（中核<コア>ビジネス、長期的戦略）。	良好。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要（中核<コア>ビジネス、長期的戦略）。	容認できる。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要と見なされる（中核<コア>ビジネス）。	限定的。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要ではない。
保全パッケージ				
契約及び勘定の譲渡	完全に包括的。	包括的。	容認できる。	弱い。
担保資産（資産の質、評価額及び流動性の考慮）	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに対する第一順位の十分な（又は瑕疵のない）担保権の設定。	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに対する十分な（又は瑕疵のない）担保権の設定。	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに容認できる担保権の設定。	貸手の担保権はほとんどない。担保提供制限条項（ネガティブ・リスト）も弱い。
貸手のキャッシュ・フローに対する支配（キャッシュ・スト्र擐、独立したエスクロー勘定等）	強い。	まづまづ。	平均的。	弱い。

	優	良	可	弱い
財務制限条項（強制的繰上返済、支払猶予、段階的支払、配当制限等）の強さ	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ強力。  当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を一切行わない可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べまずます。  当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を非常に限定的な範囲で行う可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ平均的。  当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を限定的な範囲で行う可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ不十分。  当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を無制限に行う可能性がある。
準備金の状況（債務返済、O&M、設備刷新・増強及び不測の事態等に備えた準備金等）	準備金がカバーする期間が平均よりも長い。準備金の全額が、現金又は高格付けの銀行が発行したL/Cにより裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均的。準備金の全額が、現金等により裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均的。準備金の全額が、現金等により裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均よりも短い。準備金も営業活動によるキャッシュ・フローで賄われている。

別表2：事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産貸付けに関する基準

	優	良	可	弱い
<b>財務体質</b>				
市場環境	同種及び立地条件の物件に対する需給は均衡。新規参入の競合物件は、予想された需要と同等かそれを下回る水準。	同種及び立地条件の物件に対する需給は均衡。新規参入の競合物件は、予想された需要と概ね同水準。	市場環境は概ね均衡している。競合物件の参入に加え、他の案件も企画段階にある。当該物件の設計・能力は、新規の物件と比べ、同等のものでない可能性もある。	市場環境は弱い。情勢好転と均衡化の見通しは不透明。リースの期日到来とともにテナントが流出している。更新時のリースの条件は以前と比べて悪化。
財務指標及び前貸し比率	DSCRは高いとみなされる（建設段階は対象外）。LTVも同種の物件に比べ低水準。流通（セカンダリー）市場が存在する場合、取引は市場実勢で受けられる。	DSCR（不動産開発は対象外）及びLTVは十分な水準。流通市場が存在する場合、取引は市場実勢で受けられる。	当該物件のDSCRは悪化し、評価額も低下、LTVの上昇につながっている。	当該物件のDSCRは著しく悪化し、LTVも新規貸出（ローン）の引受け水準を大幅に上回っている。
ストレス分析	物件のリソース、偶發的事項、負債構造の面から、厳しいストレス環境（金利上昇や景気後退等）の下でも、期日の債務返済を果し得る。	持続的なストレス環境（金利上昇や景気後退等）の下でも、期日の債務返済を果し得る。深刻な景気後退期でのみ、デフォルトの可能性が生じる。	景気後退期に収益の悪化に苦しみ、設備投資の資金調達が困難となるとともに、デフォルト・リスクが著しく高まる。	当該物件の財務状況が悪化しており、短期的に状況が改善しない限り、デフォルトに陥る可能性が高い。
キャッシュ・フローの予測性				

	優	良	可	弱い
(a) 完工・安定化した物件	信用力の高いテナントとの長期のリース契約で、契約終了の期日も分散している。契約更改に際して継続実績があり、空室率も低い。費用（メンテナンス、保険、セキュリティ、固定資産税等）も予測可能。	大半が長期のリース契約ながら、テナントの信用力にはばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は通常の水準。空室率は低く、費用も予測可能。	大半が中期のリース契約で、テナントの信用力にもばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は平均的な水準。空室率も平均的な水準。費用は比較的予測可能だが、収益に比べて変動が大きい。	リースの契約期間はまちまちで、テナントの信用力にもばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は非常に高い。空室率も高い。新規テナントの誘致には相当な費用を要する。
(b) 完工したが、まだ安定化していない物件	リース状況は予想に一致又は上回っている。近い将来に物件の安定化が見込まれる。	リース状況は予想に一致又は上回っている。近い将来に物件の安定化が見込まれる。	リース状況は概ね予想の範囲内。ただし、物件の安定化にはもう暫く時間がかかる。	リース状況は予想を下回る。占有率は目標水準に達するが、キャッシュフロー・カバレッジは賃貸収入の伸び悩みからタイトになっている。
(c) 建設段階	与信期間に渡り当該物件は完全にプレリースされている、又は投資適格のテナント又は買い手に既に販売されている、若しくは銀行が投資適格の貸し手からティクアウト・ファイナンスを行う拘束力のあるコミットメントを得ている。	当該物件は完全にプレリースされている、又は信用力のあるテナント又は買い手に既に販売されている、若しくは銀行が信用力のある貸し手から恒久的な与信を行う拘束力のあるコミットメントを得ている。	リース状況は予想の範囲内だが、プレリースはされず、ティクアウト・ファイナンスも実施されない可能性がある。銀行が恒久的な貸し手となる場合もある。	コスト超過、市況悪化、テナント流出等の要因から、物件の収益状況は悪化している。恒久的な与信を行う当事者との争議が発生する可能性もある。
資産の特徴				

	優	良	可	弱い
立地条件	当該物件は、テナントが求めるサービスに対して利便性を有する非常に良好な立地条件にある。	当該物件は、テナントが求めるサービスに対して利便性を有する良好な立地条件にある。	当該物件の立地条件は、競争面であまり有利ではない。	当該物件の立地条件、構造、設計、メンテナンスは、当該物件に問題をもたらしている。
設計・建物の状況	当該物件は、設計、構造、メンテナンスの面で人気があり、新規物件に対する競争力も非常に高い。	当該物件の設計、構造、メンテナンスは適切であり、その構造と能力は新規物件に比べても競争力を有する。	当該物件の設計、構造、メンテナンスは平均的。	当該物件は、設計、構造、メンテナンスに関し、弱い面がある。
建設段階の物件	建設予算が保守的に見積もられており、技術的問題も限定的。施工業者の能力は非常に高い。	建設予算が保守的に見積もられており、技術的問題も限定的。施工業者の能力は非常に高い。	建設予算が適切に見積もられている。施工業者の能力は平均的。	当該プロジェクトは技術的問題があるために、予算超過又は非現実的予算が組まれている。施工業者の能力も低い可能性がある。
スポンサー／開発業者（ディベロッパー）の能力				

	優	良	可	弱い
物件を支援（サポート）する財政的余裕と意志	スポンサー／ディベロッパーは当該物件の建設又は購入に多額の現金を拠出している。スポンサー／ディベロッパーは充実した経営資源を有し、直接的／偶発的債務が限定的。スポンサー／ディベロッパーの物件は地理的にも、類型の点でも多様化している。	スポンサー／ディベロッパーは当該物件の建設又は購入に相当額の現金を拠出している。スポンサー／ディベロッパーの財務状況は、当該物件のキャッシュ・フローに不足が生じても当該物件を支援することができる。スポンサー／ディベロッパーの物件の立地場所は、幾つかの地域に跨っている。	スポンサー／ディベロッパーによる拠出分は、重要でないか、現金以外の出資によるかもしれない。スポンサー／ディベロッパーの財務体質は、平均ないし平均を下回る。	スポンサー／ディベロッパーは当該物件を支援するだけの財政的余裕がない、又はその意志がない。
同様の物件における評判と実績	経験豊富な経営陣であり、スポンサーの資質が高い。同様の物件における高い評価と長年にわたる成功実績がある。	経営陣及びスポンサーの資質は適切な水準。経営陣及びスポンサーは、同様の物件において成功実績がある。	経営陣及びスポンサーの資質は平均的。経営陣及びスポンサーの過去の実績は、深刻な懸念をもたらすものではない。	経営陣及びスポンサーの資質は平均を下回る。経営陣及びスポンサーの資質に問題があることから、過去に物件の管理運営面で問題が生じたことがある。
関連する不動産業者との関係	リース契約代理業者等主たる役割を担う者との取引関係が強い。	リース契約代理業者等主たる役割を担う者と取引関係の実績がある。	リース契約代理業者及びその他重要な不動産関連サービスを提供する業者との取引関係が平均的。	リース契約代理業者、及び／又はその他重要な不動産関連サービスを提供する業者との取引関係が弱い。
保全パッケージ				
担保権の性格	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	債権者の担保権行使能力に制限がある。

	優	良	可	弱い
賃料収入の譲渡（長期契約のテナントに対してリースされた物件の場合）	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けていない。又は、債権者は、当該物件のテナントに対する通知を容易にする上で必要なテナントに関する情報を管理していない。
保険によるカバーの質	適切。	適切。	適切。	標準以下。

(注) 一部市場では、債権者が第二順位以下の担保権を含むローン構造（ローン・ストラクチャー）を広範に用いる場合もある。こうした場合においては、全ての優先債権ポジションも含めた全体の LTV が、標準的な第一優先順位を有するローンを対象にした LTV を上回らない限りにおいて、第二順位以下の担保権は「対抗要件を具備した第一順位の担保権」と同水準のリスクを指し示すものと解することができる。

別表3：オブジェクト・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
<b>財務体質</b>				
市場環境	需要は強くかつ成長している。強力な参入障壁がある。技術及び経済情勢の変化への感応度が低い。	需要は強くかつ安定している。参入障壁が存在する。技術及び経済情勢の変化への感応度が存在する。	需要は十分かつ安定している。限定期的な参入障壁がある。技術及び経済情勢の変化への感応度はかなり高い。	需要は弱く、減少している。技術及び経済情勢の変化によって影響を受けやすい。事業環境は非常に不透明。
財務指標（DSCR 及び LTV）	同種の資産に比べ、財務指標が良好。非常に保守的な経済的前提を置いている。	同種の資産に比べ、財務指標が良好又は十分な水準。当該プロジェクトに関し、保守的な経済的前提を置いている。	同種の資産に比べ、財務指標は平均的。	同種の資産に比べ、財務指標は悪い。
ストレス分析	景気循環を通じて、深刻な経済情勢にも持ち堪えるだけの安定した長期的収入がある。	十分な水準の、短期的収入がある。財務状況がいくらか悪化した場合でも、ローンの期日返済には問題は生じない。深刻な景気後退期にのみ、デフォルトが発生し得る。	短期的収入が不安定。キャッシュ・フローは、通常の景気循環におけるストレスから影響を受け易い。一般的な景気後退によってデフォルトに陥る可能性がある。	収入の見通しは非常に不透明。状況が改善しない限り、通常の経済情勢においても、デフォルトに陥る可能性がある。

	優	良	可	弱い
市場の流動性	全世界規模の市場構造。当該資産は高い流動性を有している。	市場は、全世界又は地域規模。当該資産は比較的流動性を有している。	短期的には見通しの限定された地域規模の市場。当該資産の低い流動性を示唆している。	市場は、一部の地域に限定され、かつ／又は見通しも不透明。当該資産の流動性は、低いか、又はない状態（特にすき間市場＜ニッチ・マーケット＞の場合）。
政治・法律面の環境				
政治リスク（トランプスファー・リスク等）	政治リスクは非常に小さく、必要に応じて強力なリスク削減策が見込める。	政治リスクは小さく、必要に応じて十分なリスク削減策が見込まれる。	政治リスク及びリスク削減策は標準的。	政治リスクが高い。リスク削減策がない、又は弱い。
法務／規制面のリスク	担保権の実行及び契約の執行が可能。	担保権の実行及び契約の執行が可能。	担保権の実行に長期間を要し、及び／又は困難であっても、担保権の実行及び契約の執行に対して概ね可能。	貧弱で不安定な法的環境及び規制環境。当該法域では、担保権の実行及び契約の執行は、長時間を要するか、又は不可能となる可能性がある。
取引の特徴				
資産の耐用年数に対比した与信条件	フル・ペイアウト方式又はバルーン方式の返済は最小限。返済猶予期間はなし。	バルーン方式での返済がより多いが許容範囲。	支払猶予期間を伴う可能性のある、高水準のバルーン方式での返済。	細分化された分割、又は非常に高水準のバルーン方式での返済。
オペレーティング・リスク				

	優	良	可	弱い
認可／免許	全ての認可を取得済み。当該資産は現行及び予見可能な安全性基準を満たしている。	全ての認可を取得済み、又は申請中。当該資産は現行及び予見可能な安全性基準を満たしている。	大半の認可を取得済み又は申請中。申請中の許認可も慣例的なものとみなされる。当該資産は現行の安全性基準を満たしている。	全ての許認可を取得する上で問題が生じている。計画した構造の一部、及び／又は計画された事業運営に修正が必要となる可能性がある。
O&M 契約の範囲と性格	強力かつ長期的な O&M 契約（契約上のパフォーマンス・インセンティブ等を含むことが望ましい。）、及び／又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	長期的な O&M 契約、及び／又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	限定的な O&M 契約、又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	O&M 契約がない。高水準のオペレーショナル・コストが削減策を超過するリスクがある。
事業運営者の財務体質、当該資産の運営実績、オフリースされた時のリマーケティング能力	豊富な実績を有する。リマーケティング能力も高い。	十分な実績とリマーケティング能力を有する。	過去の実績に乏しい。リマーケティング能力は不確実。	過去の実績がない、又は不明。リマーケティング能力がない。
資産の特徴				
同一市場におけるその他資産と比較した、構造／規模／設計／メンテナンス（飛行機の機齢、規模等）	設計及びメンテナンス面で非常に有利。当該有形資産の構造は標準的で、市場流動性も高い。	設計及びメンテナンス面では平均を上回る。当該有形資産の構造は概ね標準的で、市場流動性も高い。	設計及びメンテナンス面は平均的。当該有形資産の構造はやや特殊で、市場流動性に制約がある。	設計及びメンテナンス面は平均を下回る。当該有形資産は経済的耐用年数の末期に近い。当該有形資産の構造は非常に特殊で、市場流動性は非常に低い。
再販価値	現在の再売却価値は、債務の価値を十分に上回っている。	再売却価値は、債務の価値を適度に上回っている。	再売却価値は、債務の価値をやや上回っている。	再売却価値は、債務の価値を下回っている。

	優	良	可	弱い
景気変動に対する、資産価値及び流動性の感応度	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は比較的低い。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は認められる。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度はやや高い。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は非常に高い。
<b>スポンサーの強さ</b>				
事業運営者の財務体質、当該資産の運営実績、オフリースされた時のリマーケティング能力	豊富な実績を有する。リマーケティング能力も高い。	十分な実績とリマーケティング能力を有する。	過去の実績に乏しい。リマーケティング能力は不確実。	過去の実績がない、又は不明。リマーケティング能力がない。
スポンサーの実績、財務体質	非常に豊富な過去の実績を有する。財務体質も非常に強い。	豊富な過去の実績を有する。財務体質も強い。	十分な過去の実績を有する。財務体質も良好。	実績がない又は疑わしい、かつ／又は財務体質が弱い。
<b>保全パッケージ</b>				
資産に対する支配権	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した第一順位の担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	契約書では、債権者の保護／担保に関する規定がほとんどなく、資産に対する支配を失うリスクが存在する。
債権者が自由に資産の所在場所と状況を監視（モニタリング）できる権利と方法	債権者は当該資産の所在及び状況を、隨時、どこでも、監視（定期的な報告、実地検査等）することが可能。	債権者は当該資産の所在及び状況をほぼ隨時、どこでも、監視することが可能。	債権者は当該資産の所在及び状況をほぼ随时、どこでも、監視することが可能。	債権者は限定的にしか、当該資産の所在及び状況を監視することができない。

	優	良	可	弱い
損害に対する保険	上位の優良保険会社による、強力な保険（担保に対する損害を含む）でカバーされている。	優良保険会社による、十分な保険（担保に対する損害を含まない）でカバーされている。	許容水準の保険会社による、平均的な保険（担保に対する損害を含まない）でカバーされている。	保険によるカバー（担保に対する損害を含まない）が不十分、又は下位の保険会社によって付保されている

別表4：コモディティ・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
<b>財務体質</b>				
取引の超過担保の程度	強い。	良い。	まづまづ。	弱い。
<b>政治・法律面の環境</b>				
カントリー・リスク	カントリー・リスクなし。	カントリー・リスクは限定期（特に、新興諸国の場合には、オフショア勘定で引当金を計上している等）。	カントリー・リスクがある（特に、新興諸国の場合には、オフショア勘定で引当金を計上している等）。	カントリー・リスクが大きい（特に、新興諸国の場合には、その国内勘定で引当金を計上している等）。
カントリー・リスク削減措置	非常に強力な削減措置： 強力なオフショア制度 戦略的なコモディティ 第一級の買い手	強力な削減措置： オフショア制度 戦略的なコモディティ 強力な買い手	容認可能な削減措置： オフショア制度 あまり戦略的ではないコモディティ 容認可能な買い手	部分的な削減措置にとどまる： オフショア制度がない 非戦略的なコモディティ 弱小な買い手
<b>資産の特徴</b>				
流動性と損害に対する感応度	上場されたコモディティであり、先物又は店頭（OTC）金融商品でヘッジ可能。コモディティは損害を受けにくい。	上場されたコモディティであり、OTC 金融商品でヘッジ可能。コモディティは損害を受けにくい。	非上場のコモディティだが、流動性は高い。ヘッジの可能性は不透明。損害を受けにくい。	非上場のコモディティで、市場の規模や深度の点で流動性も低い。適切なヘッジ手段はなく、損害を受け易い。
<b>スポンサーの強さ</b>				

	優	良	可	弱い
トレーダーの財務体質	取引方針やリスクに比べ、非常に強い。	強い。	適切。	弱い。
後方支援（ロジスティック）プロセスの管理能力を含む実績	同種の取引において広範な実績を有する。営業実績及びコスト効率も優れている。	同種の取引において十分な実績を有する。営業実績及びコスト効率も平均を上回る。	同種の取引における実績が限定的。営業実績及びコスト効率は平均的。	全般的な実績が乏しい、又は不透明。コスト及び収益も不安定。
取引の管理方針とヘッジ方針	取引相手の選別基準、ヘッジ基準、モニタリング基準が厳格。	取引相手の選別基準、ヘッジ基準、モニタリング方針が適切。	過去の取引で問題が発生していない、又は、些少な問題で済んでいる。	過去の取引で、多大な損失を被ったことがある。
財務情報開示の質	非常に良い。	良い。	十分。	開示情報に不明な点がある、又は不十分。
<b>保全パッケージ</b>				
資産に対する支配権	対抗要件を具備した第一順位の担保権により、債権者は必要に応じ隨時、担保物件に対する法的な支配権を行使できる。	対抗要件を具備した第一順位の担保権により、債権者は必要に応じ隨時、担保物件に対する法的な支配権を行使できる。	プロセスのいずれかの段階で、担保物件に対する債権者の法的な支配権に制約が生じる。そうした制約は、場合によっては、取引プロセスのノウハウ又は第三者の引受けによって軽減される。	契約の不備により、債権者が担保物件に対する法的な支配権を失うリスクがある。債権回収に問題が生じる可能性がある。
損害に対する保険	上位の優良保険会社による、強力な保険（担保の損害を含む）でカバーされている。	優良保険会社による、十分な保険（担保の損害を含まない）でカバーされている。	許容水準の保険会社による、平均的な保険（担保の損害を含まない）でカバーされている。	保険によるカバー（担保に対する損害を含まない）が不十分、又は下位の保険会社によって付保されている。

## 【第7章（内部格付手法）－第3節（信用リスク・アセットの額の算出）関係】

<土地信託の取扱い>

### 【関連条項】第153条第1項等

第153条-Q1 土地信託において建物の建設等開発に要する資金を受託者が借り入れにより調達を行なう場合、受託者である信託銀行が負担する債務にかかる信用リスク・アセットの額の算出はどのように行えばいいですか。

(A)

土地信託において、建物の建設等開発に要する資金を受託者が借り入れにより調達を行なう場合、この借り入れ行為は信託事務処理の一つであると考えられます。信託財産に関する事務処理費用は、本来信託財産中より支弁すべきものであるところ、受託者は、第三者である債権者に対して、信託財産以外に受託者個人としても債務を負担することになります。受託者が信託財産中の借入債務を弁済するに当たり、受託者の固有財産から支弁したときは、信託財産に対して補償請求します(信託法第36条第1項)。また、受益者に対しても補償請求することができます(信託法第36条第2項)。このような状況においては、受託者は、第三者である債権者からの借入債務について、信託財産から支弁できない場合又は受益者から補償を受けられない場合に、損失を被るリスクがあると考えられます。

こうした状況を踏まえると、土地信託にかかる信用リスク・アセットの額の算出方法については、下記の二つの考え方(①及び②)が適当であると考えられます。

#### ① 土地信託の事業にかかるリスクとみる考え方

信託銀行が負担する債務にかかる信用リスク・アセットの額は、借入債務が一次的には信託財産に帰属し、土地信託の事業にかかるリスクに他ならないことを踏まえれば、信託財産に対するエクスポージャーとみなして算出する方法、すなわち、借入債務の額をEADとし、当該信託財産に関するPD及びLGD、並びに、事業法人向けエクspoージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第153条第1項)又はその他リテール向けエクspoージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第161条第1項)を用いる方法が考えられます。なお、信託財産に関するPD及びLGDの推計を行うにあたり、最低要件を満たすことができない場合は、事業用不動産向け貸付け(第1条第46号及び同条第49号)に該当する限りにおいて、スロッティング・クライテリア(第153条第3項及び同条第5項)を利用することができると考えられます。

#### ② 受益者に対するリスクとみる考え方

受益者に対しても補償請求することが可能であることを前提として、受益者に対するエクspoージャーとみなして信用リスク管理を行うことも考えられます。このような前提に立つ場合、受益者に対するエクspoージャーとみなして、借入金債務の額をEADとし、

当該受益者に対する PD、LGD 及び事業法人向けエクスポートージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第 153 条第 1 項)又はその他リテール向けエクスポートージャー事業法人向けエクスポートージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第 161 条第 1 項)を用いる方法が考えられます。この方法による場合、所謂信託財産の担保的機能に鑑み、信用リスク削減効果を勘案することができると考えられます(例えば、基礎的内部格付手法を採用する金融機関であって、受益者が事業法人である場合については第 156 条第 4 項の規定を参照。)。

もっとも、受益者に対するエクスポートージャーとみなす方法は、当該受益者に対する補償請求が可能であることを前提として所要自己資本の算出を行うものであるところ、信託法上受益権の放棄の可否を巡る議論があることには留意が必要です。ただし、信用リスク管理の適切性を図る観点から、土地信託に関する損失の実態に照らして、このような前提を置くことが合理的である限りは、受益者に対するエクスポートージャーとみなす方法を一律に否定すべきものではないと考えられます。

以上の通り、土地信託にかかる信用リスク・アセットの額の算出については二つの方式が想定されますが、案件特性等により主として信託財産の信用リスクと捕らえた方が適切なリスク管理が可能となるケースも、主として受益者の信用リスクと捕らえた方が適切なリスク管理が可能となるケースも存在すると考えています。従って、各金融機関においては、適切なリスク管理の観点から相応しい方式について検討を行い、複数の手法を採用する場合にあっては、両手法間で恣意的な運用が可能でない程度に十分な規定化を行った上で、当該規定を適切に運営して頂く必要があります。

#### <マチュリティ>

##### 【関連条項】 第 158 条第 2 項

第 158 条-Q1 契約上の支払債務の実効マチュリティが算出不可能であり、かつ、契約上定められた当該エクスポートージャーの残存期間が明確でないエクスポートージャーについて、「その他の保守的な値」はどのように考えれば良いですか。

(A)

事業法人等向けエクスポートージャーについて信用供与の残存期間が明確でない場合は、第 158 条第 2 項に従い「その他の保守的な値」をマチュリティとして用いることとなります。当該「その他の保守的な値」については、原則的には金融機関側から無条件に解約が可能となる時点までの期間を保守的に考慮し、信用リスク管理指針等で基準を定めたうえで運用することが求められています。

例えば、満期や期間が明示されていないエクスポートージャーとして、①当座貸越等については契約内容及び審査の見直し間隔を考慮した基準の設定、②各種預け金等については業務上の必要性等を考慮した基準の設定（事実上 5 年間以上解約が不可能であるものは、マチュリティの最長期間である 5 年とする等）が考えられます。また、全部又は一部の期限

が到来している延滞債権等のエクスポートージャーについては、金融機関における期限の利益喪失の手続き等の内部管理と整合的な基準の設定が考えられます。

<従業員向け住宅ローンの取扱い>

【関連条項】第 162 条、第 192 条、第 193 条第 2 項

第 162 条-Q1 従業員向け住宅ローンについて、どのような信用リスク・アセットの額の算出方法がありますか。

(A)

企業の従業員の住宅取得を資金使途とした貸付、所謂従業員向け住宅ローンについては、従業員が所属する事業会社による保証が付与されており、このため債権者である金融機関等による住宅への抵当権設定は行われていないケースや、従業員の退職の際には当該ローンの借換えが行われる取決めとなっているケース等、通常の住宅ローンとは異なる特徴を有しているところです。金融機関のリスク管理実務においてはこのような特徴を踏まえて事業会社向けの与信として内部管理を行ってきた慣行もありますが、このような内部管理のあり方については、これまでのリスク管理の慣行上、相応の合理性は認められるものと考えられます。

一方、内部格付手法においては、たとえ保証によるリスク削減効果を勘案する際であっても、主債務者たる従業員について「保証がないと仮定した場合のプールへの割当て及びそれに基づく PD、LGD 及び EAD の推計」が求められています。しかしながら、既存の案件についてのリスク管理慣行を踏まえ、上記のような住宅ローンを事業会社向けの与信として内部管理を行っている金融機関においては、これを事業会社向けの与信として信用リスク・アセットの額を算出することを許容することとします。

なお、バーゼルⅡの実施後（平成 19 年 3 月 31 日）以降に新規に取扱う案件については、原則通り主債務者の信用リスクを評価した上で、保証の効果を勘案することが求められます。また、既存の案件についても、リテール向けエクスポートージャーとして適切に管理が行われている金融機関に対して、又は、事業会社向け与信として内部管理を行ってきたものの住宅ローンとして適切な管理が行われることとなったエクスポートージャーに対して、上記に示した例外措置による取扱いを求めるものではなく、リテール向けエクスポートージャーとして信用リスク・アセットの額の算出を行うことは許容されます。

<株価指数先物取引によるヘッジ効果の認識>

【関連条項】第 166 条第 5 項

第 166 条-Q1 内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法及び PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合に、株価指数先物取引を「特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いるものと認識することは可能ですか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法及び PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションを保有株式のヘッジとして認識し、個別銘柄のロング・ポジションとの相殺を行なうには、第 166 条第 5 項に規定されているように、当該ショート・ポジションが少なくとも「特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いることが必要です。従って、ヘッジの認識が可能となるのは、ヘッジの対象となる個別株式（現物資産）のショート・ポジションや個別株式を参照する派生商品取引のショート・ポジション等が基本的に想定されますが、必ずしもこれらに限定されるものではなく、金融機関の内部管理において特定の保有株式のヘッジとして利用されているヘッジ手段についても、特定の保有株式のヘッジとして安定的に機能する蓋然性について疎明できる限りにおいて、そのヘッジ効果を認識することが可能と考えています。

こうした趣旨から、株価指数先物取引については、内部格付手法を採用する金融機関の内部管理において当該株価指数先物取引が特定の保有株式のヘッジとして利用されており、ヘッジ対象の個別株式と相応の相関を安定的に有していることなど、そのヘッジ効果を合理的な根拠に基づき疎明できる場合は、当該株価指数先物取引を「保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いると認識することが可能であると考えられます。

#### ＜PD/LGD 方式におけるフロア＞

##### 【関連条項】第 166 条第 13 項

第 166 条-Q2 PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポート・ポジションの所要自己資本を算出する際に、政策保有目的で保有している他の金融機関の株式についても、100%のリスク・ウェイトを下限（フロア）として良いですか。（平成 19 年 3 月 23 日追加）（平成 25 年 9 月 20 日削除）

(A)

第 166 条第 13 項では、「当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていない」上場株式と、「当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることは予定していない」非上場株式について、100%のリスク・ウェイトを下限（フロア）とすることを許容しています。一方、金融機関の株式を保有している場合は、第 8 条第 1 項第 1 号に基づき自己資本控除の扱いとされるものを除き、監督指針上、全て「純投資目的等」による保有に該当することとなります。従って、第 166 条第 12 項に規定されるフロア（上場株式は 200%、非上場株式は 300% のリスク・ウェイト）が適用されることとなります。

＜みなし計算における外部格付の参照方法＞

【関連条項】第 167 条第 1 項

第 167 条-Q1 保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー）であって、当該裏付けとなる個々の資産の対象となる事業法人等に対する貸出を直接行っていない等により債務者格付を適切に付与できないときは、外部格付のみを利用して当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関が、第 167 条第 1 項に基づき、保有するエクspoージャー（所謂ファンド）の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する場合、第 4 節第 1 款から第 8 款までに規定されている内部格付手法に係る最低要件を充足することが求められます。

しかしながら、金融機関が当該裏付けとなる個々の資産の対象となる事業法人等に対し貸出を直接行っていない場合には、貸出を行っている場合と比較して入手可能な情報が限定されるという実務的な問題が生じ得ます。このような場合であっても、外部格付等の外部の情報を用いた債務者格付の付与及びこれに基づくデフォルト確率（PD）等の推計が求められています。もっとも、その際には、第 185 条第 2 項及び同条第 3 項に規定されているように、「保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、より保守的に行」う必要があるほか、「エクspoージャーに対して格付を付与し、又はエクspoージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れ」ることが求められています。

このような要請から、内部格付手法を採用する金融機関は、当該裏付けとなる資産の対象となる事業法人等が有する外部格付と自らの債務者格付の性質の違いを充分に認識すること、例えば外部格付を付与する外部信用評価機関等と自らの内部格付制度における格付基準との十分な比較分析、共通の債務者に対して付与されている外部格付と内部格付の比較、各格付区分の PD の実績値及びデフォルトの定義の比較並びに当該比較の時系列での安定性の分析、そして保有する情報量が少ないとによる保守的補正の必要性の是非等を総合的に考慮をしたうえで、外部格付と内部格付の紐付け（マッピング）を行うことが求められます。

なお、ファンドの裏付けとなる資産の構成が容易に変化し得る場合や、当該裏付けとなる個々の資産の対象となる事業法人等のデフォルトに関する十分な情報を適時適切に入手することが困難な場合は、当該裏付けとなる個々の資産の対象となる事業法人等は各内部格付に対応する PD 推計のための母集団には含めないことが基本となります。

<ファンドに含まれる派生商品取引等の取扱い>

【関連条項】第 167 条第 1 項

第 167 条-Q2 第 167 条第 1 項に従い保有するエクスポート・リジヤーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー）であって、当該エクスポート・リジヤーの裏付けとなる資産の中に株式関連派生商品取引が含まれている場合の信用リスク・アセットの額の算出方法はどのようにになりますか。（平成 25 年 3 月 28 日修正）

(A)

第 167 条第 1 項においては、保有するエクスポート・リジヤー（所謂ファンド）の「信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポート・リジヤーの裏付けとなる個々の資産が明らかなときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポート・リジヤーの信用リスク・アセットとすることができる。」と規定されています。こうした場合であって、当該エクスポート・リジヤーの裏付けとなる資産の中に株式関連派生商品取引が含まれるときは、第 157 条第 5 項において準用される第 79 条の規定に従い算出される額を EAD として、取引の相手方のリスク・ウェイトを乗ずることにより、取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額及び CVA リスク相当額を算出する必要があります。これに加えて、資産のリスクに関しては、内部格付手法を採用する金融機関が株式等エクスポート・リジヤーの信用リスク・アセットの額の算出に際して PD/LGD 方式及びマーケット・ベース方式の簡易手法を用いる場合は、第 166 条第 5 項及び同条第 6 項に従い、必要に応じショート・ポジションはロング・ポジションと見なした上で、株式等エクスポート・リジヤーの保有に対する信用リスク・アセットの額を算出することになります。

具体的には、以下のような例において、内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法を用いている場合、次のように信用リスク・アセットの額を算出することになります。

<前提条件>

- ・ファンドの時価及び当該ファンドを保有する金融機関における簿価：100 百万円
- ・株式ロング・ポジション（非上場株式）：90 百万円
- ・派生商品取引（取引所における株価指数先物、取引相手方は適格中央清算機関）のショート・ポジション（ロング・ポジションとすべて異なる銘柄で構成）：想定元本 90 百万円（日経平均株価 15,000 円、取引単位 1,000 円、6 単位、時価 10 百万円、残存期間 1 年以内）

	EAD	リスク・ウェイト	信用リスク・アセットの額
株式ロング・ポジション	90 百万円	400%	360 百万円
株式ショート・ポジション (資産に対するリスク)	90 百万円	300%	270 百万円
株価指数先物の ショート・ポジション (取引の相手方に対するリス ク)	10 百万円 + 5.4 百万円 ( $\leftarrow 90$ 百 万円 $\times 6.0\%$ )	2% (注 1)	0.3 百万円
CVA リスク相当額			0 百万円 (注 2)
合計			630.3 百万円

(注1) 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジャーのリスク・ウェイト

(注2) 中央清算機関との間の派生商品取引については、CVA リスク相当額の捕捉は不要

<基礎的内部格付手法における投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第 167 条

第 167 条-Q3 基礎的内部格付手法において、事業再生等を目的とする投資事業組合等へ  
の出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。 (平成 18 年 12 月 27 日追加)

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、基礎的内部格付手法採用行が出資枠から既に出資した額を控除した未引出部分のデフォルト時損失額（EAD）を算出するに際しては、第 157 条第 4 項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乘じることとします。従って、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第 157 条第 4 項第 1 号に基づき、未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に対して 0% の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る EAD となります。また、その他の場合には、75% の掛け目を未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限

の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乘じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る EAD となります。

<信用リスク・アセットのみなし計算>

【関連条項】第 167 条第 1 項等

第 167 条-Q4 保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー）で、裏付けとなる個々の資産の一部が必ずしも明らかでないときは、当該不明部分の信用リスク・アセットの額を保守的に算出することは可能ですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

第 167 条第 1 項に基づき、保有するエクspoージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー方式）は、原則として、当該エクspoージャーの裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。当該エクspoージャーの裏付けとなる個々の資産の把握に際しては、当該エクspoージャーごとに一貫性をもって用いることを前提に、決算期末の資産運用報告書等に代えて、決算期末前の直近の資産運用報告書等を参照することも可能です。

こうした中、裏付けとなる個々の資産の一部を把握することが困難な場合には、裏付けとなる資産の運用に関する基準に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトのうち最大のものを当該不明部分の EAD に適用することにより、信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準を用いても、当該不明部分の信用リスク・アセットの額の算出が困難な場合には、第 167 条第 5 項に基づき、当該不明部分のリスク・ウェイトの加重平均が 400% を下回る蓋然性が高いときは、当該不明部分の額に 400% を乗じた額を、それ以外のときは当該不明部分の額に 1250% を乗じた額を、当該不明部分の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。

<ローン・パーティシペーションの取扱い>

【関連条項】第 169 条

第 169 条-Q1 ローン・パーティシペーション（参加利益）を行った場合の取扱いは、どのようなものですか。

(A)

ローン・パーティシペーション（参加利益）については、参加利益の対象となる債権に係るリスクが参加割合に関してすべて参加利益を購入した金融機関（内部格付手法採用を採用する金融機関）に移転することになる場合、当該金融機関においては購入債権の取扱いが適用されることとなります。従って、参加利益を購入した内部格付手法を採用する金融機関は、第 169 条に基づき、参加利益の対象となる債権（購入債権）の信用リスク・アセットの額を、当該債権のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄

化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の合計額として算出する必要があります。

もっとも、参加利益においては、参加利益を購入した内部格付手法を採用する金融機関は購入債権のデフォルト・リスク及び希薄化リスクだけでなく、参加利益の売却元（セラー）のデフォルト・リスクにも晒されることとなります。このため、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、購入債権のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と、セラーに購入債権相当額について直接信用供与を行った場合の信用リスク・アセットの額の双方を足しあげることが求められます。

他方、希薄化リスクについては、例えば、参加利益の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、相殺リスクが顕在化する局面はセラーにデフォルト事由が生じた場合に限られるもの、実際に相殺が行われた際はセラーに「弁済の受領」があったものと契約上見なされる場合など、相殺リスクを含めた「希薄化リスク相当部分が重要でない」ことを内部格付手法を採用する金融機関が監督当局に対し疎明できるときは、第 169 条に基づき、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を当該参加利益の対象となる債権（購入債権）の信用リスク・アセットの額とすることができます。

このほか、参加利益の売却を行った内部格付手法を採用する金融機関については、現行規制と同様に、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示（平成 7 年 6 月 1 日付会計制度委員会報告第 3 号）」に基づき、参加利益の対象となる債権に係るリスクが参加割合に関してすべて投資家に移転することになる場合、当該債権の信用リスク・アセットの額の計上は不要です。

#### <フル・リコース型の購入債権の取扱い>

##### 【関連条項】 第 169 条

第 169 条-Q2 譲渡人（セラー）より債権を購入するに際し、購入債権にデフォルト等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた購入債権をセラーが買い戻すことが条件となっているときは、セラー向けの直接与信として信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

譲渡人（セラー）より債権を購入した場合、譲受人である内部格付手法採用行は当該購入債権の信用リスク・アセットの額を第 169 条に基づき算出することとなります。もっとも、購入債権にデフォルト等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた購入債権をセラーが無条件で全額買戻すこと（補償・補填を通じ、譲受人の損失が発生しないことを含む）が条件となっているときは、セラー向けのエクスポージャーとリスク特性が同様になり得るほか、本邦の金融実務においてもセラー向けの直接与信として管理されていることが通常です。こうしたリスク特性及び本邦金融実務を踏まえ、次の 4 つの要件を満たしている購入債権については、第 153 条から第 165 条に基づき、セラー向けのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することを可能とします。なお、その際、買戻し

条件が付されている購入債権の額が EAD となります。

- ① セラーが購入債権を買戻す事由に、当該購入債権について支払期日又は当初予定されていた返済スケジュールに遅延が生じることが含まれていること（注）。
- ② セラーが購入債権を買戻す事由に、当該購入債権に係る契約の取消し又は解除、当該購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他の事由により、当該購入債権が減少すること（希薄化）が含まれていること（注）。
- ③ 購入債権を買戻す事が発生した場合は、セラーは当初約定された回収金引渡し期日又は買い戻し期日までに遅滞なく当該事由が生じた購入債権を譲受人より買戻し、譲受人である内部格付手法採用行は、セラーに対して当該事由が生じた購入債権の残高相当額に関する支払いを求めることができると同等の請求権を有する旨契約書に定められていること。
- ④ セラーの内部格付を付与するに際し、当該購入債権をセラー向けエクスポージャーとして考慮することをはじめ、セラーの信用リスクを適切に評価していること。

なお、上記の取扱いは、例えば以下のような取引において適用されることが想定されます。

- 企業（例えば商社）が自社の売掛債権又は当該売掛債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（例えば製造業者）が自社の輸出手形債権又は当該輸出手形債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（例えば小売業者）が自ら賃借する建物等の賃貸人に対する貸付金債権又は貸付金債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- リース会社が自社のリース料債権又は当該リース料債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

(注) セラーが購入債権を買戻す事由として要件①及び②通りの内容で契約上記されていない場合でも、当該契約上明記されている買戻し事由によって要件①及び②が実質的に担保されているならば、当該要件を満たす扱いとして差し支えありません。

＜購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額＞

【関連条項】 第 172 条第 2 項

第 172 条-Q1 購入債権の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、当該債権の希薄化リスク相当部分の  $EL_{dilution}$  が推計できない場合、当該  $EL_{dilution}$  に代えてセラーの PD を希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に用いて良いですか。

(A)

購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、第

172条第2項に基づき、PDに代えて  $EL_{dilution}$  を用いる扱いとなっております。従って、購入債権を保有している場合は、基本的に  $EL_{dilution}$  を推計する必要があります。

もっとも、①購入債権の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、「相殺リスクが顕在化する局面は当該債権の譲渡人（セラー）にデフォルト事由が生じた場合に限られる。」と想定することが、金融機関内部のリスク管理の適切性を損なうものでないことについて内部格付手法を採用する金融機関が合理的な説明を行え、かつ、②当該債権の希薄化リスク相当部分の  $EL_{dilution}$  が推計できない場合は、購入債権の  $EL_{dilution}$  に代えてセラーの PD を希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に用いることを可能とします。

## 【第7章（内部格付手法）－第4節（最低要件）関係】

<内部格付制度の設計>

【関連条項】第180条第2項第2号

第180条-Q1 グループ内における複数の事業体から同一債務者（事業法人等向けエクスポートジヤーに該当）に対して与信を行っている場合に、各事業体が付与する債務者格付が異なっていることは許容されますか。

(A)

第180条第2項第2号において、①トランシスファー・リスクを考慮し、債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てであるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合と、②当該エクスポートジヤーに関する保証が債務者格付において勘案されている場合とを除き、「同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポートジヤーを有する場合は、これらに対して同一の債務者格付が付与されること。」と規定しています。所要自己資本の額の算出における恣意性排除やグループ全体として整合的なリスク管理態勢確立の観点から、金融機関のグループ内で内部格付手法を採用する事業体間で同一債務者に対する債務者格付が異なることは原則認められません。もっとも、このような取扱いについては、第179条第2項に示しているとおり、複数の内部格付制度の整備を排除するものではありません。

なお、既に内部格付手法を採用している金融機関が、合併等を通じて新たに同一債務者を有することとなった場合においては、最低要件を満たさない事由が一時的に生じることになることから、第144条第2項の規定に基づき、当該事由に関する改善計画を記載した書類を速やかに提出して頂くことになります。

<案件格付>

【関連条項】第180条

第180条-Q2 基礎的内部格付手法における案件格付制度に求められるものは何ですか。

(A)

基礎的内部格付手法においては、事業法人等向けエクスポートジヤーに係る所要自己資本の額の算出にLGDの当局設定値を用いることに鑑み、第180条第4項において、取引に特有の要素を評価した場合のデフォルト時の回収可能性のみを反映した案件格付制度の整備だけでなく、「債務者及び取引に特有の要素を勘案」した期待損失ベースの案件格付の整備も許容されることと規定されています。

第204条第1項において、「格付並びにPD及びLGDは、内部格付手法採用行の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない。」とされており、当該規定は基礎的内部格付手法における案件格付についても適用されることから、デフォルト時の回収可能性又は期待損失ベースでの案件格付について相応の精緻化が求められることになります。

具体的には、案件格付の整備については、換言すれば与信判断や案件審査の中で回収可能性が明示的に捕捉されていることが求められる事項であり、この場合、連続的な格付体系（明示的に格付区分を設けず直接 LGD を推計する体系）を排除するものではなく、少なくとも金融機関が実際の与信判断や案件審査のベースとなる回収率や保全率といった、回収可能性に関する推計値に基づくものであることが求められます。当該推計値については、所要自己資本の額の算出に直接利用されないことに鑑み、当面の間は経験則に基づく値の使用を排除するものではありませんが、信頼性の欠けた推計値をベースにした案件格付が真の意味で「重要な役割を果たす」ことは困難であると考えられることから、実績データに基づく数値検証を経ることで、着実に精度向上を図って頂く必要があるものと考えています。

今後、金融機関のリスク管理実務の発展を踏まえつつ、基礎的内部格付手法を採用する金融機関における案件格付については、「格付の利用」の充足の観点も考慮し、引き続き検討していきます。

#### <内部格付制度の設計>

##### 【関連条項】 第 184 条第 4 項、第 196 条

第 184 条－Q1 格付け与の際に定性的な評価を勘案している場合の留意点は何ですか。

(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

内部格付手法を採用した際には、自己資本比率規制において、自らの推計パラメータに基づき自己資本比率の算出が認められるため、自己資本比率計算に至るプロセスの客観性や算定根拠の明確化が求められることとなります。

内部格付制度においても、恣意的な運用がなされることのないよう事前に格付基準やプール割当て基準等を明確化することが求められ、例えば、第 184 条第 4 項では格付基準や格付プロセスに関して可能な限り手続きを明文化して再現性を確保することが規定されています。

一方で、一般的には数値基準等を設けることに限界があるとされる「定性的な評価」については、格付基準等の客観化に努力を要することが想定されるものの、金融機関内部に蓄積された与信実務に係る共有知見の活用や、中小企業等に係る債務者実態の適切な反映といった面で有用性が高いと認識されているところです。従って、格付制度の客観性等の観点のみから、徒に定性的な評価を格付プロセスから除外することではなく、審査担当者等に蓄積されたノウハウの普遍化・明文化を図り可能な限り格付基準等の客観化に努めると共に、実績検証からの内部格付の客観性の確認、内部統制による格付プロセスの適切性確保といった対応を総合して恣意的運用の余地を狭めつつ活用を図る等の検討が適切であると考えられます。

上記のとおり、内部格付制度において定性的な評価を用いる場合においては、①格付基

準・格付プロセスの明文化（第184条第4項、第196条）、②実績検証による内部格付の客観性の確認（第190条第3項第2号、第233条）、③制度運用における適切性の確保（第202条、第203条）等の観点での対応を総合して、恣意的運用に関する懸念への対処が可能であり、これらも踏まえて各金融機関に適合した内部格付制度の設計及び運用を図っていくことが重要であると考えています。

#### ＜内部格付制度の運用＞

##### 【関連条項】 第185条第3項

第185条-Q1 「エクスポートジャヤーに対して格付を付与し、又はエクスポートジャヤーをプールに割当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合」とありますが、この場合においては内部格付手法の最低要件を満たす必要はないとの理解で良いですか。

(A)

当該規定は、格付の付与及びプールへの割当てに際して、主要な要素として外部格付が利用される状況も想定した上で、関連する情報も考慮に入れた適切な格付制度の運営を求めていました。例えば、各外部格付機関で採用されているデフォルト定義や評価基準等に係る差異の考慮、及び外部格付以外に金融機関内部にて保有する情報や参照すべき情報の勘案等が必要になると考えられ、これらを含め外部格付を用いる場合の内部格付の付与プロセスを定める必要があります。その場合、他の内部格付の付与プロセスとの整合性が確保され、内部格付手法で求める最低要件に適合した格付の付与及びプールへの割当てがなされることが求められます。

#### ＜外部ベンダーモデル等＞

##### 【関連条項】 第189条、第190条第3項第2号、第191条、第211条、第213条

第191条-Q1 債務者格付やパラメータ推計において、外部モデルベンダーにより開発されたモデルを使用している場合の留意点は何ですか。（平成18年7月28日追加）

(A)

外部モデルベンダー等が提供するモデル（外部モデル）及び外部データの利用については、バーゼル銀行監督委員会による「Use of Vendor Products in the Basel II IRB Framework (Basel Committee Newsletter No.8、 March 2006)」において、利用に際しての前提条件や留意が公表されています。

このような留意等を必要とする背景として、例えば、外部モデルにおける一般論として、当該モデルを開発した外部ベンダーの知的財産権の保護やデータソースの秘匿等を理由として、モデル構築プロセスやモデル・ロジック、モデル構築データやその統計処理等の取扱い、及びモデル検証結果等に関する情報開示等に制約があり、金融機関がリスク管理を適切に行う上で必要となるモデルの性能検証等に工夫や努力を要する状況、所謂「ブラックボックス」部分が残る状況が想定されます。また、金融機関の内部データを使用した内

部開発モデルとの比較では、モデル開発データ数の充実等のニーズが想定される一方で、金融機関の債務者特性の反映や与信プロセスとの適合等の観点で、実務でのモデル利用に際して留意を要することも想定されます。例えば、自行の与信実務に関する知見を加味したモデルの利用方法や、モデル構築データと自行ポートフォリオが相違することによる影響を踏まえたモデルの利用方法等を十分に分析・検討することが必要であると考えられます。

このような視点から、外部モデルについては、①モデルの制約や特性を踏まえた利用目的が明文化されているか、②モデル内容の理解・ブラックボックス部分の把握は適切であるか、③自行の格付基準等との整合性（評価ギャップの程度）や内部格付制度が前提とする最低要件の充足状況（デフォルト定義を含むモデル構築データと自行ポートフォリオとの整合性、第189条各号に関する事項等）は確認されているか、④当該金融機関の内部データに対するパフォーマンス評価（客觀性・有意性・安定性等）は十分に把握されているか、等について説明が求められ、これを踏まえて第190条第3項第2号及び第191条に定める書類を整備し提出することが必要となります。その際、原則として、外部ベンダーが当該金融機関に開示したモデル解説書や検証報告書等の添付も求められます。

もっとも、これら説明は外部モデルの利用目的や内部格付制度に与える影響等を考慮した上で必要に応じた説明を求めるものであり、例えば、外部モデルを格付け与プロセスにおける債務者の序列評価の一要素としてのみ利用する場合は、必ずしもデフォルト定義に関する厳密な整合性を説明する必要はないと考えられます。一方で、例えばモデルの評価（推定デフォルト確率）を内部格付手法におけるPD推計値として用いる場合にはデフォルト定義の整合性に係る説明は必要であり、また、モデルの評価（序列評価）をそのまま最終的な内部格付とするような取扱いを行う場合には、基本的には上記③の自行の格付基準等との整合性や最低要件の充足状況に関する疎明が必要になります。

なお、外部データの使用に際しても上記同様であり、特にパラメータ推計に外部データを使用する場合には、デフォルト定義、母集団性やデータ抽出された時点の貸出・回収基準、内部格付制度及び格付基準、並びにその他重要な特性に関して、当該パラメータを適用するエクスポージャーとの整合性・類似性の確認が求められると共に、外部データの利用により得られる格付区分ごと・プール区分ごとのパラメータ推計に関する結果と、内部データのみの利用により得られた結果とを比較・分析することが求められます（第211条第1項・第2項、第213条第2項）。

#### ＜船舶ファイナンスにおける親会社保証の取扱い＞

##### 【関連条項】 第192条

第192条-Q1 船舶ファイナンスにおいて、借入人の親会社等が保証を提供している場合、当該親会社等向けのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。（平成19年5月9日追加）

(A)

船舶ファイナンスにおいては、船舶法・船舶職員法等により、海運会社が便宜置籍国等に法人（以下、船舶 SPC）を設立し、当該船舶 SPC が船舶の建造や運行等を目的とした借入や為替取引等を金融機関より行うことがあります。こうした取引が、利払い及び返済の原資を当該船舶からの収益に限定し、当該船舶を担保の目的とする場合は、第 1 条第 44 号に規定されるオブジェクト・ファイナンスとして認識され、特定貸付債権の取扱いが適用されることとなります。ただし、本邦金融実務においては、こうした取引に際し、金融機関が船舶 SPC の親会社等の保証を徴求することが通常となっており、そのような場合には、実質的に当該船舶 SPC の親会社等向けのエクスポートジャヤーとして取扱うことが適當と考えられます。このような本邦金融実務を踏まえ、次の 2 つの要件を満たした船舶 SPC 向けエクスポートジャヤーについては、第 153 条から第 165 条に基づき、当該船舶 SPC に保証を提供している親会社等向けのエクスポートジャヤーとして信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。なお、保証に代えて、保証予約が提供されている場合は、第 118 条-Q2 に規定される要件を満たしている必要があります。

- ① 船舶 SPC 向けのエクスポージャーに対して提供される保証が、第 118 条から第 121 条に規定される全ての条件を満たしていること。
  - ② 内部格付手法を採用する金融機関が、第 192 条 2 項に基づき、保証人と同一の債務者格付を当該船舶 SPC に対して付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与していること。
  - ③ 保証人の内部格付を付与するに際し、当該保証を保証人向けのエクspoージャーとして考慮することをはじめ、保証人の信用リスクを適切に評価していること。

## ＜内部格付制度の運用＞

【関連条項】第200条第1項

第 200 条－Q1 第 200 条第 1 項（信用リスクのストレス・テスト）に定める「緩やかな景気後退シナリオ」とは、どの程度の景気後退を想定するべきですか。

(A)

「緩やかな景気後退シナリオ」は置かれている経済状況や与信ポートフォリオとの相関等により異なるため、一律に想定することはできないと考えられます。バーゼル銀行監督委員会による最終文書「International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework (June 2004, Updated November 2005)」のパラグラフ 435においては、連続 2 四半期ゼロ成長が続く程度 (two consecutive quarters of zero growth) の状況を想定したシナリオが例示されていますが、通常の景気循環の中で各金融機関の与信ポートフォリオが受ける影響 (ストレス) が適切に反映されるシナリオの設定が求められます。

<内部統制>

【関連条項】第 202 条

第 202 条－Q1 信用リスク管理部署の独立性は、どの程度求められますか。

(A)

内部格付手法においては、金融機関の内部格付制度や推計パラメータに基づき早期是正措置の前提となる自己資本比率を算出することが認められる一方、その正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる観点から、第 202 条第 2 項において、「与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立した」信用リスク管理部署の設置が求められています。これは、信用リスク管理部署が、内部格付制度の設計、格付制度の検証及び運用の監視、これらの報告書作成や格付手続の管理等を所管し、格付制度の適切な運営や、格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う内部牽制部門であり、その牽制機能はバーゼル II で定める内部格付手法の採用及び継続利用の観点からは不可欠な機能であると考えているためです。

信用リスク管理部署が担うとされる内部格付制度の設計や監視・検証業務について考えると、恣意性の入る隙のない客観的・機械的なプロセスに基づき明確な結論を導き出すといった作業は想定され難いため、上記のような内部牽制機能が十分に発揮されるための組織的及び機能的な分離が強く期待される状況であると考えています。

例えば、顧客と相対して案件を組成する機能、融資推進機能、又は個別与信先への営業方針に係る決定機能が信用リスク管理部署の中に並存している場合に、個別案件に対する内部格付付与に対する監視や、融資推進において重要視されているセクターの内部格付制度の設計・検証において、十分な内部牽制機能を確保することは難しいものと考えられます。

また、信用リスク管理部署が、担当役員も含めて与信部門と切り離された組織でない場合にも、上記と同様の理由から、十分な内部牽制機能の確保は難しいものと考えられます。

この他、信用リスク管理部署の主要な業績評価項目の一つとして「信用リスク計測の正確性」等の信用リスク管理に係る項目が含まれているか否かについては、内部格付制度の設計・検証等の信用リスク管理実務の発展が求められる位置付けにあって、信用リスク管理部署が真に内部牽制機能を発揮する上では不可欠な要素であると考えています。

もっとも、与信部門に該当する部署は各金融機関により部署名や組織体制が異なるものと想定され、また告示においても「機能的」な独立性を重視していることに鑑み一律の判断を行うことは適當ではないとも考えられるため、与信部門及び与信業務の特定に際しては上記のような状況を総合的に踏まえて、各金融機関内部で組織及び機能の整理について検討を行うことが必要であると考えています。

<内部統制>

【関連条項】第 203 条

第 203 条－Q1 内部格付手法において求められる内部監査部署の業務とはどのようなもので

すか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

内部格付手法においては、内部監査部署が最低要件の遵守状況等を年一回以上の割合で監査していること自体が最低要件の一つとされている他、内部監査部署が独立した立場で内部格付制度及びその運用の適切性を確認することが求められており、内部格付制度が適切に設計及び運用されることに責任を負う部署に対する内部牽制部門と位置付けられています。従って、内部格付手法を採用する金融機関においては、内部監査部署は従来から所管している業務に加えて、内部格付制度に関する確認業務も所管業務としている必要があります。

内部監査部署の当該確認業務について例示すると、①内部格付制度に関する業務執行状況の適切性確認、②これを統制する信用リスク管理部署の与信部門からの独立性の確認、③内部格付や格付付与・プールへの割当ての正確性や一貫性の確認、④推計パラメータの適切性の確認、⑤内部格付制度や推計パラメータの検証に係る適切性の確認、⑥データ管理や担保評価の適切性の確認、⑦信用リスク・アセット額等の算出に係る IT システムの適格性の確認等が挙げられます。具体的には、③では大口与信先や格付修正先（一次格付が修正された先）のサンプル・チェック、④では実績観測データや推計プロセスの適切性の確認、⑤では検証要領等に照らした検証プロセスの適切性や検証項目の十分性の確認、検証結果の評価やこれを踏まえた対応の適切性の確認等が含まれると想定されるところです。

もっとも、内部格付手法を採用する金融機関における内部統制機能の整備に関しては、内部監査部署の確認業務に先立って信用リスク管理部署等による業務執行プロセスにおける統制機能の発揮が期待されることから、信用リスク管理部署による制度運用に関する監視の深度、格付基準や格付プロセスの客観性の程度、内部格付制度の設計部署と検証部署との分離状況等も勘案した上で内部監査部署による確認業務の範囲や深度を定め、関与部署を総合して有効な内部統制機能を確保することが重要であると考えられます。また、上述の確認業務の過程において、内部監査部署が業務執行部門に対して必要となる検証等の再履行を指示し、所期の目的を達成することで当該確認業務を遂行することが可能な分野も想定されること、当該金融機関における組織体制等の変遷経緯や陣容等を踏まえる必要もあると想定されることから、必ずしも過度に重層的な態勢整備や画一的な態勢整備を求めるものではありません。

なお、こうした内部監査部署による確認業務を的確に実施するため、組織体制面の整備や業務範囲の定義等に加えて、内部格付制度及びその運用の適切性に係る確認手法の確立やマニュアル等の整備が求められます。

<デフォルトの定義>

【関連条項】第 205 条第 1 項

第 205 条-Q1 リテール向けエクスポージャーにおけるデフォルト事由に当たらない場合

として、「元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないとき」が規定されていますが、当該「百八十日」を「六月」と読み替えることは許容されますか。

(A)

一貫性をもって利用するのであれば、差し支えありません。

#### <デフォルトの定義>

【関連条項】第 205 条第 1 項第 2 号

第 205 条-Q2 デフォルト事由として規定されている、「重大な経済的損失を伴う売却を行うこと」を運用するにあたっての留意点は何ですか。

(A)

「重大な経済的損失を伴う売却を行うこと」をデフォルト事由の一つとする理由は、エクスボージャーの売却時に、当事者間の合意で決まる価格から判断して「要管理債権」相当以下に信用状況が下がっていたと判断すべきことが明らかになる場合にも、デフォルトとしての取扱いをする必要があることです。

株式等エクスボージャーを除くエクスボージャーに対する当該デフォルト事由の運用に当たっては、少なくとも「要管理債権」の引当率レベル相当（保全状況にも拘りますが、当分の間は、30 パーセント程度を目安とします。）の個別債務者の信用リスクに起因すると判断すべきディスカウントを伴う売却が行われた場合は、当該デフォルト事由に該当するものとして取扱うべく、各金融機関において基準を設定し運用されることが求められます。

これに対し、株式等エクスボージャーに関しては、取得価額と売却価額の差であるディスカウントのみを以ってして個別発行体の信用状況の変化を定義することが困難であることから、「要管理債権」の引当率レベル相当のディスカウントを伴う売却が行われた場合でも、これ自体が直ちにデフォルト事由に該当すると取扱う必要はありません。

#### <デフォルトの定義とパラメータの推計（株式等エクスボージャー）>

【関連条項】第 205 条第 1 項、第 213 条第 1 項第 1 号

第 205 条-Q3 直接に信用供与を行っていない事業法人等が発行する株式等エクスボージャーに対して PD/LGD 方式を用いる場合に、各債務者格付に対応する PD の実績値の算出に当たり、当該事業法人等のデフォルト実績等を含めるべきですか。

(A)

PD/LGD 方式を用いて株式等エクスボージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該株式等エクスボージャーの対象となる事業法人に直接に信用供与を行っていないなくとも、第四節第一款から第八款までに規定されている最低要件を満たしている限りにおいて、金融機関内部にて推計した PD を用いることが認められています（第 166 条第 9 項及び第 10 項）。

もっとも、当該株式等エクスポートの対象となる事業法人のデフォルトに関する十分な情報を有し、PD を適切に推計し得たとしても、「要管理債権に該当する」とされる延滞や重大な経済的損失を伴う売却などの第 205 条第 1 項に規定されるデフォルトの定義は、株式等エクスポートに適用されるものではありません。このため、デフォルトの実績データを用いて事業法人等向けエクスポートの債務者格付に対応する長期平均 PD を推計する場合には、株式等エクスポートのみを保有する事業法人は PD 推計のための母集団には含めないことが原則となると考えられます。

<デフォルトの定義とパラメータの推計（リテール向けエクスポート）>

【関連条項】第 205 条、第 219 条等

第 205 条-Q4 リテール向けエクスポートに対して保証が付されている場合、代位弁済を用いてデフォルト事由を把握し、PD や LGD のパラメータを推計することに問題はありますか。

(A)

リテール向けエクスポートについてのデフォルト事由は、要管理債権に該当するものと査定する事由の発生が原則ですが、元金又は利息の延滞の期間が 180 日を越えない一定の日数が信用リスク管理指針に記載されている場合に限っては、当該日数を超えていない場合はデフォルト事由にあたらない、とすることができる事が規定されています。一般的に保証人による代位弁済はデフォルト事由にあたるものと考えられますが、代位弁済が実施されていない場合であってもデフォルト事由に当たる状況があり得ることには留意が必要です。具体的には、PD の推計を実施する際に保証人による代位弁済率のデータを活用しようとする場合には、上記の点を考慮し適切な取扱いが求められます。

他の留意点として、内部格付手法においては、一定の場合を除き、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が低いことを想定した信用リスク削減効果勘案（所謂ダブル・デフォルト効果の勘案）が認められないことが挙げられます。そのため、例えば、リテール向けエクスポートの LGD を推計する際に、代位弁済による回収額をそのまま勘案することは、基本的に認められません。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 205 条第 3 項・第 4 項、第 213 条、第 215 条、第 216 条

第 205 条-Q5 デフォルト後にデフォルト事由が解消されたエクスポートは非デフォルトとして債務者格付を付与し、その後、再びデフォルトした場合にはデフォルトとして認識することが規定されていますが、パラメータ推計における実績観測データ上でも、非デフォルトへの復帰や再デフォルトはすべて認識することが求められるのでしょうか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

第 205 条に定めるデフォルト事由が解消されたと認められる場合、当該エクスポートジャーヤーは非デフォルトに該当する債務者格付が付与され、再びデフォルト事由が生じた場合はデフォルトに該当する債務者格付が付与されることとなります。期初に非デフォルトであった先が期中（1年間）に複数回のデフォルト及び非デフォルト復帰が生じた場合に、PD 推計や LGD 推計及び EAD 推計に係る実績観測データにおいて 1 回目のデフォルトのみ認識する等の取扱いも可能と考えられます。例えば、延滞債権等において頻繁にデフォルトと非デフォルトを行き来するような場合、実績デフォルト率や実績損失率の観測実績値が影響を受け、これら実績値を基礎として推計される PD や LGD 及び EAD が実態から乖離する可能性も想定されます。従って、パラメータ推計の適切性が確保される場合においては、実際の債務者格付の付与とは別に、実績観測データ上の取扱いとしてこのような取扱いが認められ得ると考えられます。

もっとも、このような取扱いを行うに際しては、各パラメータの推計に使用する実績観測データを整合的に取扱うことが前提であり、デフォルト実績観測データにおいて 1 回目デフォルトのみ認識する場合には、LGD 実績観測データにおいても 1 回目のデフォルトを起点とした LGD 実績（それ以降の期中デフォルトに起因する損失を含む LGD 実績）を観測すること等が求められます。また、これら対応の結果として、推計パラメータが非保守的となっていないことの確認や、データ観測やパラメータ推計の正確性を担保するために、規程類の整備や内部牽制部門による確認等が適切に行われることが必要と考えられます。

#### <信用リスク・アセットの額>

##### 【関連条項】第 210 条、第 211 条、第 212 条、第 213 条等

第 210 条-Q1 デフォルト実績が少なく、定量的な手法では PD が推計できないエクスポートジャヤーについてはどのように取扱うべきですか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

デフォルト実績の少ないエクスポートジャヤーや格付区分等については、金融機関の内部データに基づくパラメータ推計や検証実施における困難性が認識されています。このような状況が生じる場合としては、例えば、過去からの経験値としてデフォルト件数が少ないソブリン等向けエクスポートジャヤー、高格付の事業法人等向けエクスポートジャヤー、又は一つの金融機関が保有する債務者数が限られているケース等が代表的なものとして挙げられます。これらエクスポートジャヤー等では、実績観測データの期間が十分でないことや債務者数の絶対数が不足することによるパラメータ推計の精度や、推計パラメータの検証の有意性に関する懸念が共有化されているところです。

このようなケースについては幾つかの対応が想定されており、例えば、パラメータ推計の際に第 213 条第 1 項第 2 号等に示されているように、一定の条件を満たすことを前提に外部格付等の外部情報を利用することが許容されています。また、バーゼル銀行監督委員会による「Validation of low-default portfolios in the Basel II Framework (Basel

Committee Newsletter No.6、September 2005)のAnnex」においては、主としてPD推計やPD検証に用いるデータとして、外部格付に係る情報を始めとする外部情報の利用に加えて、金融機関の内部データを利用する場合の対応として、①内部の類似ポートフォリオを統合したパラメータ推計、②隣接した格付区分を統合したパラメータ推計(第182条第2項及び第3項と整合する範囲にて)、③格付遷移情報を用いたパラメータ推計(例えば長期累積遷移率を期間1年に換算した上で1年間のPD推計の基礎とする方法)等が例示されています。

なお、パラメータ推計に用いるデータについては、デフォルト定義、母集団性やデータ抽出された時点の貸出基準、内部格付制度及び格付基準、並びにその他重要な特性に関して当該パラメータを適用するエクスポートジャーナルと整合していること等が求められるため、これらが比較可能なデータを用いた上で、当該金融機関のデータとの相違点の分析を実施し、必要に応じてパラメータを保守的に修正する等の対応が必要となります(第211条、第213条第2項)。

#### <パラメータの推計>

【関連条項】第210条、第212条～第217条、第224条～第227条、第236条

第212条-Q1 パラメータ推計に際して「推計値を保守的に修正しなければならない」との規定がありますが、どのような場合に修正が求められますか。

(平成18年7月28日追加)

(A)

過去の実績値が将来推計の基礎となるため、適切な実績観測データの整備及び当該データから観測される実績値をベースとしたパラメータ推計の実施が基本となります。具体的には、①実績観測データの確定(実績観測データの正確性・適切性の確認を含む)、②実績観測データに基づく実績値の把握、③観測実績と既推計パラメータとの比較検証、④検証結果を踏まえたパラメータの維持又は修正の検討、⑤パラメータの確定(保守的修正を含めたパラメータ値の確定)等が、パラメータ推計プロセスの例示として挙げられます。

保守的な修正の必要性については、例えば、PD推計においては、ア)実績観測データが景気循環(サイクル)を網羅していない(景気後退期を含まない)データの場合、イ)観測データを跨いで信用供与実務や回収手続が変更された場合、ウ)債務者又はエクスポートジャーナルの異動や増減等により観測実績の母集団の安定性が確保されない場合、エ)所謂「シーザーニング効果」が認められる場合(主にリテール区分)、オ)データ数やデータ観測期間の不足等により統計的な有意性に配慮が必要な場合等が挙げられます。

このような一連のパラメータ推計プロセスを経ることで、第210条及び第211条～第217条、並びに第224条に定める「実績観測データの整備」や「推計値の保守的な修正」に適合するものと想定されます。また、適切な実績観測データにより安定的な数値として推計されたパラメータは、第213条第1項第1号で示される「長期平均PD」、第216条第1項第

2号で示される「長期平均デフォルト時損失率」(以下「長期平均LGD」とする)、第224条第3項第1号で示される「長期的なデフォルト加重平均EAD」等の概念や、第236条(推計値の是正)で想定する検証内容とも整合するものと考えられます。

なお、長期平均LGDについては、更に景気後退期における実績デフォルト率と実績LGDとの関係も考慮して、景気後退期を勘案したLGDが長期平均LGDを上回る可能性を勘案した上で、最終的なLGDの推計値を設定することとなります。

#### <パラメータの推計>

##### 【関連条項】 第213条第1項第1号

第213条-Q1 「長期平均PDの推計」を実施する際には、例えばどのような方法が想定されますか。

(A)

一般的な方法としては、期初(前期末)の非デフォルト債務者数と、これら債務者のうち期末(1年後)までにデフォルトに至った債務者数とを観測し、後者を前者で除した値(デフォルト債務者数÷期初非デフォルト債務者数)を求めることで当該期(1年間)の実績デフォルト率を算出するプロセスを、長期の観測対象期間に渡り行った上で、各期の数値を単純平均して長期平均実績デフォルト率を算出してパラメータ推計の基礎とすることが想定されます。この場合、期中に実行した新規先から生じたデフォルト債務者もカウントする取扱いや、期中の消滅先及び期中の新規先を考慮して期初・期末の平均を期初の非デフォルト債務者数とする取扱い等、推計パラメータの保守性や適切性を考慮した対応も検討すべき事項となります。

このようにして算出した長期平均実績デフォルト率をベースに、実績値に対する保守的補正を主とした将来見込の考慮、これらを踏まえたパラメータ維持又は修正の検討など、一連のパラメータ推計プロセスを実施することが想定されます。

#### <パラメータの推計>

##### 【関連条項】 第214条第4項

第214条-Q1 「リテール向けエクスポージャーについて、PDが信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的なPDの推計値を用いることが不適切である場合は、PDの推計値を上方に修正することを検討しなければならない」とありますが、具体的にはどのような事例を想定していますか。(平成18年7月28日追加)

(A)

リテール向けエクスポージャーの中には、与信時から一定期間後にデフォルト発生がピークに達する種類のエクスポージャーがあると想定され(所謂「シーズンング効果」)、このようなリスク特性を有するリテール区分の残高が増加しているケース等においては、将来的にデフォルト率が高騰して所要自己資本が増加する蓋然性が高いと認められるため、

予め、当該シーズニング効果を見込んだ PD 推計が必要であると考えられます。また、残高が安定的である場合においても、将来の残高変動の可能性に鑑み、シーズニング効果の有無に関する確認と、シーズニング効果を考慮したリテール区分の検討を行うことが必要となります。

なお、このようなリスク特性は、プール区分に関する分析・検証を行う際に認識され得るものと想定され、プール管理の過程においても継続的に監視されるべき事項と考えられます。

#### <パラメータの推計>

##### 【関連条項】第 215 条、第 216 条、第 217 条、第 205 条第 3 項

第 215 条-Q1 LGD 推計における実績観測データの取扱いについて、例えば、デフォルト後に非デフォルトへ復帰したエクスポートージャーに関しては、その時点の残高が全額回収されたものとして LGD 推計に取り込むことは認められますか。

(平成 18 年 7 月 28 日修正)

(A)

第 205 条に定めるデフォルト事由が解消されたと認められる場合、当該エクスポートージャーは非デフォルトに該当する債務者格付が付与されることになりますが、LGD 推計に係る実績観測データにおいても、デフォルトした時点から非デフォルトに復帰する期間に係る費用を計上した残額を回収額として認識することが可能です。ただし、貸出条件緩和債権に係る取扱いについては、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、及び「貸出条件緩和債権関係 Q & A」に準拠した取扱いがなされていることが前提となります。また、実際のパラメータ推計に際しては、非デフォルトへの復帰とマクロ経済や金融機関内部の与信ポートフォリオとの関係等について分析を行い、非保守的な推計値とならないよう適切なパラメータ推計が求められます。

なお、LGD 推計における実績観測データの取扱いについては、本件以外についても留意が必要です。また、LGD 推計に関しては実績観測データの取扱い以外にも整理が必要であると認識していますが、現状、バーゼル銀行監督委員会での検討が継続して進められている状況にあるため、その結果も踏まえて整理を行っていく予定としています。

#### <パラメータの推計>

##### 【関連条項】第 215 条、第 216 条

第 215 条-Q2 LGD 推計における実績観測データの取扱いについて、回収が完了していない案件（未終結先）やデフォルト後の追加与信に関する留意点はありますか。

(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

回収実績データに基づき LGD の推計を行う場合においては、回収実績を認識するに際し

て事前の基準が必要となるものと考えられ、具体的には実績観測データの整備に関する基準設定が求められます。例えば、非デフォルトへ復帰した案件の取扱いや、回収が完了していない案件（未終結先）の取扱い、或いはデフォルト後の追加与信の取扱いが挙げられます。

このうち未終結先については、一般的に、早期に回収が図られる案件に関しては回収率が高くなる（LGD が低くなる）傾向があると考えられており、未終結先を除外して実績観測データを設定し、これを基礎として LGD 推計を行った場合には推計値が非保守的となることが想定されます。一方で、未終結先を含めて実績観測データを設定する場合については、推計時点までの回収額のみ認識する方法を探る場合では推計値が必要以上に保守的となることや、推計時点までの回収額に加えて将来の回収見込みを認識する場合では将来見込みの予測精度により推計 LGD の信頼性が損なわれることや推計値が非保守的となることが想定されます。従って、その取扱いについては十分なデータ分析に基づく慎重な検討が必要であると考えられ、金融機関による手法選択の判断根拠、及び LGD の推計値が保守的であることの疎明が求められます。なお、そもそも回収完了の認識に関して、例えば、デフォルト時から一定期間経過した案件や、回収率が一定程度に達した案件等を「見做し終結先」として取扱うことも想定されますが、その場合も当該取扱いの適切性を確認した上で定義等を定めることが求められます。

また、デフォルト後の追加与信については、当該金額をデフォルト時のエクスポート額（EAD）に含めて認識した上で、当該追加与信に係る回収を回収額に含めて認識する取扱いが想定されますが、追加与信の割合が大きい場合で当該追加与信すべてが回収できた事例等では、実績値が非保守的となることが考えられ、これを基礎として LGD 推計を行った場合には推計値も非保守的となることが想定されます。従って、このような取扱いは避けることが適当であると考えられ、別途の与信として取扱う方法や、追加与信額をマイナスの回収として計上した上で当該追加与信に係る回収を回収額に含めて認識する取扱い等が想定されます。もっとも、前者の取扱いについては、回収実績を既往与信（追加与信を行う前の与信）からの回収と、追加与信からの回収とに区分することが可能であるか否かの確認が求められ、後者については追加与信が回収されない事態になった場合には非常に大きなマイナスの回収率（非常に大きな LGD 値）となることが想定されその際の取扱いについて検討が求められます。

なお、前掲設問（第 215 条-Q1）に記載した非デフォルト復帰先の取扱いも含め、適切な LGD 推計が可能となるよう実績観測データの取扱いを検討することが重要であると考えられます。

＜手形割引の取扱い＞

【関連条項】 第 216 条第 5 項、第 221 条

第 216 条-Q1 手形の割引を行った際の信用リスク・アセットの額の算出はどのように行

えればよいですか。

(A)

手形割引に関するリスクの判断を行うにあたっては、金融機関は、振出人の支払い能力の他、割引依頼人の業況、自行預金、自行に差し入れられている担保の価値に鑑みた割引依頼人の買い戻し能力を総合的に考慮しているものと考えられます。

手形の割引は、一般に手形の売買であると解されております。手形の売買であるとすれば、特約がなければ、割引を行った金融機関は手形が不渡りになって遡求権が発生したときにはじめて割引依頼人に対する権利を取得するに過ぎないことになります。このような理解を前提として、割引手形の買戻請求権を規定し、一定の事由がある場合には手形の呈示期間到来前にも割引依頼人に対して手形金から満期までの利息を控除した額の支払いを請求できるものとしている銀行取引約定書も見られます。このような理解に立つ場合、振出人に対するエクスポージャーについて、割引依頼人(裏書人)による保証が付されていると考えることが素直であると考えられます。このような考え方によると、信用リスク・アセットの額の算出を行うにあたっては、振出人に対するエクspoージャーとして算出した上で、保証による信用リスク削減効果を勘案することが可能です。なお、信用リスク削減効果の勘案に当っては、第 221 条に規定されている適格保証に関する要件等を満たす必要があります。

もっとも、割引依頼人と割引人の関係は手形割引に関する当事者間の契約条項によって定まる問題であると考えられ、割引依頼人と割引人との間では消費貸借が成立することを前提とする銀行取引約定書も想定し得ないわけではありません。このような考え方を前提とする場合、金融機関は手形割引をした時点で即座に消費貸借上の権利を割引依頼人に対して取得することになります。このような考え方によると、割引依頼人に対するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を算出し、その際に振出人に対する手形債権が担保に付されていることを踏まえて LGD について調整を行うことが可能です。なお、債権担保による信用リスク削減効果を勘案するためには、基礎的内部格付手法を採用する金融機関であって割引依頼人が事業法人である場合には、第 156 条第 4 項第 1 号等の適格要件（ただし、金融機関が割引手形を所持しており、かつ、銀行取引約定書等により手形の買戻特約が設けられている場合には、担保契約に相当する文書は必ずしも要しません。）を、それ以外の場合には第 216 条第 5 項の LGD の推計に係る要件を、それぞれ満たす必要があります。

<パラメータの推計>

【関連条項】 第 216 条第 6 項

第 216 条-Q2 内部格付手法における  $EL_{\text{default}}$  は、どのように推計するのが適切でしょうか。  
(平成 19 年 5 月 9 日追加)

(A)

第 216 条第 6 項に定めるデフォルトしたエクスポージャーに係る期待損失 ( $EL_{default}$ ) の推計については、基礎的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクspoージャーにおいては当局設定 LGD の 45%（劣後債権の場合は 75%）を、内部格付手法採用行の株式等エクspoージャー(PD/LGD 方式)においては当局設定 LGD の 90%を利用することが認められます。また、事業法人等向けエクspoージャーを被担保債権とする適格金融資産担保や適格資産担保が設定されている場合には、当該担保による信用リスク削減の効果を勘案した当局設定 LGD を利用することも可能です。

一方で、先進的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクspoージャー、及びリテール向けエクspoージャーについては、第 216 条第 6 項に定めるとおり、経済状況や当該エクspoージャーの状態を考慮するほか、過去の実績に照らして想定される回収期間における追加損失の可能性等を考慮した期待損失の最善の推計値としての  $EL_{default}$  推計が求められます。当該  $EL_{default}$  については、損失の認識手法の違い等から必ずしも会計上の貸倒引当金と一致するものではないと考えられますが、DCF 法により算定された貸倒引当金等については、内部格付手法と整合した推計方法であることや非保守的な推計値となっていないこと等が説明される場合には、内部格付手法における  $EL_{default}$  とすることも許容されます。

なお、先進的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクspoージャー、及びリテール向けエクspoージャーにおける LGD（景気後退期を勘案した LGD）の値が  $EL_{default}$  の値を上回る場合には、当該デフォルトしたエクspoージャーについて、LGD 及び  $EL_{default}$  を用いて第 153 条及び第 154 条の 2 第 3 項、並びに第 159 条から第 162 条までに掲げる算式により信用リスク・アセットの額を算出することが求められることに留意が必要です。

#### ＜保証及びクレジット・デリバティブに関する要件＞

##### 【関連条項】 第 219 条第 3 項

第 219 条－Q1 保証による信用リスク削減手法として、PD の調整を選択している場合、あるエクspoージャーの保証人の PD が上昇した場合であっても、引き続き PD の調整を継続して行う必要がありますか。

(A)

先進的内部格付手法における事業法人等エクspoージャー及び内部格付手法におけるリテール向けエクspoージャーに対しては、PD 又は LGD を調整することにより保証効果の勘案をすることが認められていますが、当該調整方法の恣意的運用を防ぐことを趣旨として、継続的な使用を要件としています。そのため、PD の調整を選択している場合に保証人の PD 上昇によって信用リスク削減効果が減少することを理由として、LGD の調整に変更することは認められません。もっとも、信用リスク削減手法適用後の信用リスク・アセットの額が増加してしまう場合には当該削減手法の適用を要しない旨、第 80 条第 3 項に規定されており、保証効果を勘案しない取扱いは認められます。

<トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件>

【関連条項】第 232 条第 4 項第 4 号

第 232 条-Q1 「特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続」とは、どのような指針及び手続を想定していますか。

(A)

第 232 条第 4 項第 4 号では、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、プールに属する購入リテール向けエクスポージャー及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーの損失のボラティリティが適切な範囲に収まるように、プール内でのリスクの分散が確保されることを求めています。このような観点から、「特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続」が設けられているというためには、少なくとも個別の購入債権プールにおいて、債務者ごとにプール内のエクスポージャーを名寄せした上で、第 1 条第 60 号（及び本 Q&A【第 1 章（定義）<内部格付手法関係>】第 1 条 60 号-Q1）に掲げる要件が満たされていることを監視するための指針及び手続を設けることが必要です。

<内部格付制度及び推計値の検証>

【関連条項】第 233 条、第 234 条、第 235 条

第 233 条-Q1 「内部格付制度及びその運用、PD、LGD 及び EAD の推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。」とありますが、内部格付制度を検証する際の留意点は何ですか。

(A)

内部格付手法においては、自己資本比率規制において、自らの推計パラメータに基づき自己資本比率を算出することが認められますが、当該パラメータの正確性・一貫性を担保する観点から、パラメータ推計の前提となる内部格付制度の適切性に関する定期的な確認・分析が求められます。

例えば、債務者格付制度に関する定量的な検証としては、格付区分ごとの PD とデフォルト実績との整合性や、格付区分の序列精度（AR 値等）等の視点にて、業種ごと・企業規模ごと・与信額ごと等のクロスセクション分析や時系列分析等を実施することが考えられます。また、主要な格付け与プロセスごと（財務評価、非財務評価等のステップごと）の検証も格付制度の有効性を確認し維持していくために必要と想定され、この中には主要な統計モデルやスコアリング評点等に係る検証も含まれます。このうち、統計モデル等の改訂に伴う検証に関しては、原則として統計モデル等の構築時に利用していないデータによる検証を要することに留意が必要です。

上記の検証事例では、特定業種や大口与信先等に甘い格付制度になつていいか否かの

「客観性」や、格付区分の序列に意味があるか否かの「有意性」、及び景気変動と格付遷移の連動性等の「安定性」等を確認することとなりますが、プール区分に関する検証も含めて内部格付制度の検証を実施することにより、適切性や信頼性のある格付区分やプール区分に基づく一連のパラメータ推計プロセスを実施することが可能となります。従って、これら検証を適切に実施するため、検証内容の要件定義、検証の実施と報告、検証結果を踏まえた制度運営等の一連の業務運営を担保する組織態勢の整備及び検証要領等の規程類の整備についても適切な対応が求められます。

なお、検証内容の要件定義に際しては、個々の金融機関ごとに与信ポートフォリオの特徴、債務者データ数及びデフォルト先数、並びに格付付与プロセスや使用モデルの種類等に違いがあると想定されることから、必ずしも画一的な検証内容に限定するものではなく、個々の状況に適合した検証を実施することが重要であると考えられます。

#### ＜内部格付制度および推計値の検証＞

##### 【関連条項】第 233 条、第 234 条、第 235 条

第 233 条－Q2 内部格付制度及び推計値の検証に関して「頑健な制度を設けなければならぬ」とありますが、一般的にはどのようなことが求められますか。

(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

内部格付手法においては、内部格付制度や推計パラメータの信頼性、格付付与やプールへの割当てにおいて使用するモデルやその他の評価プロセスの客観性や有意性、及びパラメータ推計プロセス等の適切性等について定期的な分析や確認を行い、その結果に基づき必要に応じた内部格付制度の調整や改訂を図っていく検証プロセスを確立し運営していくことが求められます。

検証プロセスのうち、内部格付制度に関する定量的な検証については前掲設問（第 233 条－Q1）に事例を挙げたところですが、これ以外の検証の事例としては、①格付付与やプールへの割当てに係る基準やプロセスの合理性や演繹性等の定性的な評価、②統計モデルやスコアリング評点（モデル等）を含む各種計算プロセスの正確性、③債務者情報や債権情報等の入力データの正確性及び適切性、④モデル等を使用する際の前提条件と実際の利用状況の整合性、⑤内部格付制度の景気変動との整合性、⑥パラメータ推計に使用する実績観測データの正確性及び適切性、⑦推計パラメータに関する定量的・定性的検証、⑧外部に検証を委託した場合にその検証結果の正確性及び適切性の確認等が想定されます。

また、定量的な検証については、その検証手法の観点から、事前の予測値と事後の実績値との比較分析（バック・テスティング）に加えて、外部情報や過去の内部実績等との比較分析（ベンチマー킹）の有効性が認識されており、より多面的な検証を行うことにより内部格付制度やモデル等の構造的な弱点の把握や相対的な性能評価が強化されることが期待されます。大企業・中堅企業等向けの格付推定モデルやこれに類する機械的な手法

を使用する金融機関においては、外部格付機関による外部格付と当該モデル等による評価との対応関係の分析（評価ギャップ分析及び格付遷移分析）を行うことが適切であると考えられます。

なお、ベンチマークングに関する一般論として、当該金融機関に適した比較対象（ベンチマーク）を選択することが重要であること、分析結果は直接に内部格付制度等の評価となるものではなく詳細な分析の必要性を示唆すること等に留意を要します。

このような視点による包括的な検証プロセスの整備に際しては、検証結果に関する評価基準（検証結果の許容水準）の設定や、検証結果を踏まえた対応（制度の調整・改訂等）、制度改訂及び新規導入時の検証プロセス、及びこれらの文書化も含めて、内部格付制度に関する業務執行プロセスの一貫として設計・運用されることが求められます。また、個々の金融機関ごとの与信ポートフォリオや内部格付に対する考え方（クレジット・ポリシー）等に違いがあると想定されることから、必ずしも画一的な検証制度の整備を求めるものではなく、主要なエクスポージャーに重心を置いた検証プロセスを構築することも含めて、個々の状況に適合した検証制度の整備を図ることが重要であると考えられます。

## 【証券化エクスポージャー】

### 【第1章（定義）<証券化エクスポージャー関係>等】

<住宅金融公庫が発行する資産担保証券の取扱い>

【関連条項】第1条第16号等

第1条第16号-Q1 住宅金融公庫が発行する資産担保証券に対しては、証券化エクスポージャーの取扱いを適用して良いですか。（平成19年3月23日追加）

(A)

住宅金融公庫（平成19年4月1日以降は住宅金融支援機構）が発行する貸付債権担保住宅金融公庫債券（以下、「住宅金融公庫債」という。）については、住宅ローン債権プールを裏付けとしており、超過担保が実質的な劣後部分として機能しているという意味で「優先劣後構造」を有すると解することから、第1条第16号に基づき、証券化エクスポージャーの取扱いが適用されます。もっとも、住宅金融公庫債には、住宅金融公庫の解散や株式会社化等の「制度的な変更」を発動事由とする受益権行使事由が設定されており、当該事由発生前は投資家への支払いは発行体である住宅金融公庫が行うことから、受益権行使事由発生前は住宅金融公庫向けのエクスポージャー（標準的手法の場合は金融庁Q&A第61条-Q1を参照）として取扱うことも可能です。

<米国政府関連モーゲージ担保証券の取扱い>

【関連条項】第1条第16号等

第1条第16号-Q2 米国政府関連のモーゲージ担保証券（MBS）等の住宅ローン担保証券に対しては、証券化エクスポージャーの取扱いを適用して良いですか。（平成19年3月23日追加）

(A)

米国政府関連のモーゲージ担保証券には、①米国連邦政府機関である政府抵当金庫（ジニーメイ<Ginnie Mae>）が裏付けとなる住宅ローン債権（モーゲージ）プールからの投資家への支払いを保証するパススルー証券、②米国政府関係機関である連邦抵当金庫（ファニーメイ<Fannie Mae>）又は連邦住宅貸付抵当公社（フレディーマック<Freddie Mac>）が住宅ローン債権プールを裏付資産として発行・保証するパススルー証券、及び③これらの機関が発行・保証するCMOやREMIC等のペイスルーティング証券があります。いずれも住宅ローン債権プールを裏付けとしていますが、投資家への支払い順序（ウォーター・フォール）に「優先劣後構造」は基本的にみられません。これらの一部には、金利水準や最終償還日が異なる二以上のエクスポージャーに原資産の信用リスクを区分するものもありますが、あくまでキャッシュ・フローの加工に留まり、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収する「優先劣後構造」を構成すると解し得るものは含まれ

ていないと考えられます。従って、これらについては、発行体による保証が付された債券と認識し、①は米国政府向けのエクスポート・セーフティ・アーリー、②及び③は現時点においては米当局により公共部門として認識されていることを踏まえ、標準的手法では外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート・セーフティ・アーリー（第 59 条）、内部格付手法では金融機関等向けエクスポート・セーフティ・アーリー（第 1 条第 37 号）として取り扱うこととなります（注）。

（注）米国政府関連のモーゲージ担保証券の取扱いについては、発行体による保証が投資家への支払い全額に及ぶ限りにおいて、発行体向けの直接の与信と同様に扱うことを可能とします。

#### ＜証券化エクスポート・セーフティ・アーリーの定義＞

##### 【関連条項】 第 1 条第 2 号等

第 1 条－Q3 個々の金融商品が証券化エクスポート・セーフティ・アーリーに該当するか否かを判断するに際し、どのような点に留意すれば宜しいですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 23 年 9 月 12 日修正）

（A）

第 1 条第 2 号及び第 16 号では、証券化エクスポート・セーフティ・アーリーを、①ノン・リコース（投資家の支払いがオリジネーターでなく、原資産に係る信用リスク又は原資産のキャッシュ・フローに依拠すること）及び②優先劣後構造の 2 つの特徴をもとに定義しています。「ノン・リコース」とは、通常、信用供与の返済原資が一定の責任財産に限定され、責任財産のみからでは当該信用供与の返済ができなかったとしても、オリジネーターに遡及（リコース）できない形態をいいます。証券化取引では、通常、投資家は証券化目的導管体（SPE）に対して債務の履行を請求することができるに留まり、オリジネーターに対しては原則として遡及できないことになりますが、このような仕組みにおいては、当該信用供与のリスクは、オリジネーターの信用度（信用リスク）ではなく、裏付けとなっている特定の資産のキャッシュ・フローに限定期的に依拠することになります。

他方、「優先劣後構造」とは、裏付けとなる資産のキャッシュ・フローが、予め契約で定められた支払い順序（ウォーター・フォール）に従って、まず優先部分（優先トランシェ）に対して割り当てられた後、残余の部分が劣後部分に割り当てられる仕組みを言います。裏付資産からのキャッシュ・フローは、まず最優先部分の投資家に対する返済に充てられ、続いてメザニン（中間）部分、最劣後部分の投資家に支払われることとなります。逆に言えば、キャッシュ・フローが割り当てられる順序と逆の順序で損失が割り当てられることになります。このような階層的な仕組みにおいては、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収することになります。

個々の商品（エクスポート・セーフティ・アーリー）が、こうした証券化エクスポート・セーフティ・アーリーに該当するか否かについては、当該エクスポート・セーフティ・アーリーがこれら 2 つの特徴をともに有しているのかを各金

融機関が確認・判断することが求められます。その際、法的形式や呼び名ではなく、あくまで経済実態をもとに判断することが必要です。なお、裏付資産が不動産である場合と、市場性商品（株式、債券等）である場合の代表的な判断事例を、図1及び図2に提示いたします。

## 図1：不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例\*

主要な不動産証券化・ファンドのスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 上場不動産会社:株式会社	△	×	デット: 法人等/不動産取得等 事業向け(65条、70条) エクイティ: 出資等(76条)	デット: 事法等 エクイティ: 株式等
● 上場不動産ファンド:上場J-REIT	△	×	デット: 不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ: 出資等(76条)	デット: 事法等/ 特定貸付債権 エクイティ: 株式等
● 私募ファンド:不動産投資法人	△	△	デット: 不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ: ファンド (ルックスルール)	
● 私募ファンド:匿名組合(TK)+有限会社(YK)/株式会社(KK)	△	○		デット: 特定貸付債権 エクイティ: 株式等
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託受益権):TK+YK/KK	○	○		
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託受益権):特定目的会社(TMK)	○	○	デット: 証券化 エクイティ: 証券化 (経過措置あり)	
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコースローン):TK+YK/KK	○	○	***	デット: 証券化 エクイティ: 証券化
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコースローン):TMK	○	○		

\* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

\*\* ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

\*\*\* 特定貸付債権に該当するものについては、証券化エクスポージャーに係る計算方法により信用リスク・アセットの額を算出して差し支えありません。

図2: 市場性証券化商品・ファンドの取扱い事例\*

主要な市場性証券化商品・ファンド のスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 投資事業を業務の一部とする上場株式会社	×	×	デット: 法人等(65条) エクイティ: 出資等(76条)	デット: 事法等 エクイティ: 株式等
● 上場証券投資信託(ETF)	△	×		
● 公募ファンド: 証券投資法人、証券投資信託	△	△		
● 私募ファンド: 証券投資法人、証券 投資信託	△	△	デット: 法人等(65条) エクイティ: ファンド (ルックスルー)	デット: 事法等 エクイティ: ファンド (ルックスルー)
● 私募ファンド: ヘッジファンド	△	△		
● PE/LBOファンド: 投資事業組合	△	△		
● CDO(Collateralised Debt Obligation)	○	○	デット: 証券化 エクイティ: 証券化 (経過措置あり)	デット: 証券化 エクイティ: 証券化

\* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスプロージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」と及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

\*\* ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

＜証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額＞

【関連条項】第5条第2項第1号ホ、第17条第2項第1号ホ、第28条第2項第1号ニ、第40条第2項第1号ニ第5条第1項第4号、第17条第1項第3号、第28条第1項第4号、第40条第1項第3号

第5条－Q1 調整項目として普通株式等 Tier1 資本又はコア資本(以下「普通株式等 Tier1 資本等」という) 基本的項目から控除される「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」を普通株式等 Tier1 資本等基本的項目から控除する際には、法人税の支払及び償却による「自己資本に相当する額」の減少を考慮することは可能ですか。(平成25年9月20日修正)

(A)

第5条第2項第1号ホ第5条第1項第4号等においては、「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」は、普通株式等 Tier1 資本等基本的項目から控除することが求められています。こうした取扱いの背景には、証券化の実行時点においては売却される優先部分について会計上売却益が認識されるところ、通常の債権譲渡において認識される売却益と異なり、オリジネーターが劣後部分を保有している限り、必ずしも当該売却益が実際に金融機関の損失の緩衝装置（バッファー）として機能するとは限らないことがあります。このような点に着目して、第5条第2項第1号ホ第5条第1項第4号等においては、当該売却益を規制上の自己資本比率算出に際し自己資本としては認識しない取扱いとしています。

こうした中、証券化を行った後において、法人税等の支払、保有部分の償却・減損が行われた場合には、当該部分に関しては会計上も自己資本とは認識されておらず、自己資本比率算出上さらに控除を行う意味は失われていることから、当該額を差し引いた残りの部分について控除項目とすることが可能です。

例えば、銀行 X が簿価 65,000 の貸出債権を以下のトランシェに分けて証券化し、銀行 X はクラス C 受益権のみを継続保有する場合について考えますと、

受益持分	帰属元本額	公正価値額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	14,000	14,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	1,000	2,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラス A 受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242

クラス B 受益権（優先受益権）	21.21 %	13,788
クラス C 受益権（劣後受益権）	3.03 %	1,970
合計	100 %	65,000

この場合、売却益は

売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000 + クラス B 受益権の公正価値額 14,000) - 取引関連費用（例えば 100) - 売却原価（例えば 63,030) = 870 となります。

しかしながら、期末においては法人税及び未払法人税が計上されることになり、例えば実効税率 40% の場合には 348 が負債認識されることになることから、自己資本控除の対象となる「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」は 522 となります。また、クラス C 受益権（劣後受益権）の償却及び減損が、期末において 97（税効果勘案後）行われた場合には、自己資本控除の対象となる「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」は  $522 - 97 = 425$  となります。

## 【第8章（証券化エクスポートの取扱い）関係】

<証券化取引における格付の公表要件>

【関連条項】 第249条第3項第3号

第249条-Q1 証券化取引における格付の適格性に関する基準のうち、当該格付が「公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。」とありますが、具体的にどのような情報項目の公表が必要ですか。（平成18年7月28日追加、平成22年3月31日修正、平成23年3月31日修正）

(A)

バーゼルⅡでは、証券化エクスポートの格付に対する信用リスク・アセットの額の算出の際に、「証券化エクスポートの格付機関として実績のある適格格付機関により付与された」格付の利用を認めています（第249条第3項第2号を参照）。

しかしながら、証券化エクスポートは、公募・私募を問わず個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいほか、過去のデフォルト実績も僅少であるため、格付をデフォルト実績値（例えば、3年累積デフォルト率）によって有意に検証することが困難であるのが実情です。このため、事業法人等に対する格付と比較して、証券化エクスポートに対する格付には市場規律が働き難いという特徴があります。こうした特徴を踏まえ、バーゼルⅡでは、証券化エクスポートに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されることを可能とするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」（同項第3号）も求めています。

これらの点に鑑みると、証券化エクスポートに対する信用リスク・アセット算出の際に用いられる格付に関しては、事業法人等に対する格付以上に、適格格付機関が設定した格付基準（クライテリア）に基づき厳格に付与され、個々の証券化エクスポートに対する格付及び格付基準そのものの適切性が常に第三者によって評価され得ることが重要と考えられます。このような観点から、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」という要件を充足するためには、以下の項目について、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であること（注1）が必要であると考えます。

なお、当該公表項目は、平成19年3月末のバーゼルⅡの実施開始までに整備されることが期待されています。また、「既存の証券化エクスポート」（発行日が平成18年9月30日までのものをいう。）については、「劣後比率」、「発行日又は発行月」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であることを「推奨」することに留めることと致します（開示推奨項目）。同様に、「海外の案件」（海外で発行され、裏付資産に本邦の資産を残高ベースで10%以上含まない証券化エクスポートをいう。）に関しても、「劣後比率」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキーム

の概略等を記載した適格格付機関のレポート」を開示推奨項目に留めることと致します。

このほか、上記及び開示情報項目の背景に関しては、平成 18 年 7 月 28 日公表の「「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件（案）」への意見一覧」を併せて御参照下さい。

## 1. 一般情報

### ① 格付基準（クライテリア）

- 「格付基準」については、バーゼルⅡの要件（例えば、第 249 条第 3 項第 3 号を参照）に従って公表される格付の適切性を市場参加者が評価する際に最低限必要な程度の内容の開示が期待されます。具体的には、格付付与の際に注目する代表的なリスク特性や指標（例えば、ストレス倍率）を含む格付付与の考え方やプロセスに関する説明が想定されており、裏付資産ごとの基準や全ての裏付資産を網羅するような基準の開示を想定していません。

### ② 格付推移行列（マトリックス）

- グローバル・ベース及び本邦ベース
- 公表格付ベース（但し、公表格付と同様の格付基準に基づく非公表格付を含めることは可）

## 2. 案件情報（注 2、3、4）

### ① 案件の名称

### ② 格付

### ③ 発行金額

### ④ 通貨

### ⑤ 裏付資産の種類

- 例えば、住宅ローン債権、オート・ローン債権、リース債権等

### ⑥ 劣後比率

- 「劣後部分の額/原資産の額」を基本的に想定していますが、他の定義であっても、当該定義が明確に記載され、格付機関毎に一貫性をもって用いられている場合は、許容されます。
- 適格格付機関のレポート等の中で「劣後部分の額」と「原資産の額」が明記され、市場参加者がこれらを容易に入手し、「劣後比率」を算出することが可能である場合には、必ずしも「劣後比率」を具体的な比率（パーセンテージ）として開示していないことをもって、本公表要件が充足されていないとするものではありません。

### ⑦ 発行日又は発行月

- 当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は、「格付付与日

又は格付け与月」で代替することも可能です。

⑧ 法定最終償還日又は法定最終償還月

⑨ クーポン・タイプ（固定/変動）

⑩ 利率

- 所謂「クーポン」を意味し、「利回り」を意味するものではありませんが、市場参加者が通常利用している情報端末等を通じて市場流通価格を入手可能である場合は、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。
- 変動金利型の証券化エクスボージャーの場合は、参考金利とそのスプレッドを開示することを想定しています。
- 実績配当型の証券化エクスボージャーの場合は、「実績配当型」である旨記載することで、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。

⑪ スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート

- 当該適格格付機関の格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合には、作成・公表が行われていないことのみをもって、適格格付としないことは想定しません。

⑫ 格付を変更した際の理由

(注 1) 「市場参加者が容易に入手可能であること」とは、原則として適格格付機関のウェブサイト等にて無料で閲覧可能であることを想定していますが、上記の公表項目のうち、例えば、より詳細な「格付基準（クライテリア）」を有料で公表することを排除するものではありません。また、「海外の案件」については、証券化市場の状況が異なることを踏まえ、市場関係者が通常利用している情報端末等を通じて公表項目に関する情報を入手可能であれば、必ずしも無料で公表されていないことをもって、適格格付と扱わないものではありません。

(注 2) 「案件情報」は、「格付」及び「格付を変更した際の理由」を除き、基本的に発行時点（当該証券化エクスボージャーの発行後に格付が付与された場合は格付付与時点。（注 3）において同じ。）の情報を想定しています。

(注 3) 「案件情報」のうち、「⑩利率」については、これまで移行期間終了時（平成 23 年 3 月 31 日）に見直すことを前提に、開示を推奨することに留めていました（開示推奨項目）。

見直しの結果、発行時点が平成 23 年 4 月 1 日以降の証券化エクスボージャーについては、「⑩利率」を公表項目とすることと致します。ただし、発行時点において適格格付機関が当初格付を付与する前提とした当該証券化エクスボージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等が公表されており、市場参加者が格付の適切性を評価できる場合には、引き続き開示推奨項目に留めることと致します。なお、発行時点が平成 23 年 3 月 31 日までの証券化エクスボージャーについては、従前

のとおり開示推奨項目と致します。

(注4) ABCP プログラムに代表される同一のスキームで反復継続して発行される証券化エクスボージャーの場合（所謂「プログラム型」）で、プログラムとして格付が付与されているときは、「発行金額」、「発行日」、「利率」等、発行の都度設定・更新される情報については、当該プログラムに対して適格格付機関が格付を付与した際の条件が開示されることを基本的には想定しています。なお、「法定最終償還日又は法定最終償還月」のように案件情報が「未定」であるときは、その旨記載し、確定次第開示することが求められます。

<証券化取引における格付の利用に関する基準>

【関連条項】 第 249 条第 4 項第 3 号・4 号・5 号・6 号

第 249 条－Q23 証券化取引における格付の利用に関する基準のうち、保有する証券化エクスボージャーの情報等を把握するために必要な体制の整備が求められていますが、具体的にどのような体制の整備が求められていますか。（平成 23 年 9 月 12 日追加）

(A)

各金融機関において、証券化エクスボージャーに関する投資方針並びに保有している証券化エクスボージャーの額、種類、複雑性及び保有形態等を勘案して、適切なモニタリング体制の整備を行っていただく必要があります。

この際、把握が必要な情報の深度や取得の頻度等は、証券化エクスボージャーのポートフォリオに占める割合、満期の長さ、想定される保有期間、リスク等に応じて大きく異なると考えられ、各金融機関における証券化エクスボージャーに対するリスク・プロファイルやビジネスモデルに応じた体制の整備を行うことが重要と考えられます。

もっとも、証券化エクスボージャーをほとんど保有していない金融機関においては、情報の把握や情報取得の頻度等について、保有額が大きい金融機関と同様の厳格な体制の整備が必ずしも求められていないなど、各金融機関の個別事情に応じた体制の整備を行うことも許容されるものと考えられます。

なお、把握すべき情報の整理としては、各金融機関の個別事情にもよりますが、少なくとも日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポーティングパッケージ（SIRP）」（平成 21 年 3 月 17 日公表時点のものをいう。）を参考にすることが望ましいものと考えられます。ただし、当該規則等に記載のない商品や、複雑なリスク特性を含む商品等において、当該規則等の枠組みでは情報が不足する場合については、別途整理が必要となることにもご留意下さい。

また、適用日（平成 23 年 12 月 31 日）前に保有している証券化エクスボージャーについて、契約上、取得できる情報に制約がある場合等やむを得ない事情により、情報の把握に制限がある場合であっても、それに代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めて頂くことが必要です。

なお、体制の整備については、各金融機関の状況の変化に応じ、適切に見直しが行われることが期待されています。

＜原資産のリスク・ウェイトが全て20%以下のもので構成される場合の取扱い＞

【関連条項】第249条

第249条-Q32 標準的手法において、証券化エクスポートジャヤーの最優先部分が最上位区分（信用リスク区分6-1）の格付を取得しており、かつ、当該証券化エクスポートジャヤーの裏付となる原資産のリスク・ウェイトが全て20%以下のもので構成されている（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合において、当該裏付資産の加重平均リスク・ウェイトに基づき、信用リスク・アセットを計算することは可能ですか。

（平成19年12月6日追加）

(A)

第249条における標準的手法による証券化エクスポートジャヤーの信用リスク・アセットの計算においては、適格格付機関の付与する格付の有無に対応した信用リスク区分に応じてリスク・アセットの額を計算することとなります。

ただし、当該証券化エクスポートジャヤーの裏付けとなる個々の原資産を参照し、それら全てが20%以下の資産で構成される（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合においては、①当該証券化エクスポートジャヤーが最優先部分を構成するものであり、かつ、②当該証券化エクスポートジャヤーの裏付となる資産の構成を常に把握していることを条件に、裏付となる資産の加重平均リスク・ウェイトに基づきリスク・アセットを計算しても差し支えありません。

なお、当該取扱いは、最上位区分（信用リスク区分6-1）の格付を取得している最優先部分以外については適用できないことに留意が必要です。

＜証券化エクスポートジャヤーにおける返金を要しないディスカウント部分の取扱い＞

【関連条項】第257条

第257条-Q1 証券化エクスポートジャヤーの裏付資産（購入債権）において返金を要しないディスカウント部分がある場合に、当該証券化エクスポートジャヤーに対して第257条に従い指定関数方式を適用する際、ディスカウント部分をどのように取扱うことが適當ですか。

(A)

証券化エクスポートジャヤーの裏付資産において返金を要しないディスカウント部分がある場合であって、当該証券化エクスポートジャヤーの所要自己資本の算出に当たって第257条に規定する指定関数方式を用いるときは、同条第4項に従って「自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる」とあります。具体的にどのような減額が可能か、指定関数方式の算出手順も含め以下にお示します。

## ① 所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ) の算出

$K_{IRB}$  とは第 258 条第 1 項において、「裏付資産のエクスポート・リスキーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合」と規定されています。当該証券化エクスポート・リスキーの裏付資産は購入債権であるので、第 169 条に規定されている通り、信用リスク・アセットの額は、「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの合計額」として  $K_{IRB}$  を算出する必要があります。また、第 258 条第 4 項において「所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポート・リスキーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポート・リスキーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。」と規定されていることにも留意が必要です。これらを踏まえると、当該証券化エクスポート・リスキーの  $K_{IRB}$  の算出は以下の通りとなります。

$$K_{IRB} = \{ (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \\ + (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \} \div EAD_{dilution}$$
$$EAD = EAD_{dilution} - (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%)$$

なお、 $EAD_{dilution}$  は、第 170 条第 6 項に規定されていますが、ここでは返金を要しないディスカウントであるため、ディスカウント部分を勘案せず、グロス・ベースで推計することになります。また、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、第 169 条ただし書きの規定により以下のように算出することとなります。

$$K_{IRB} = (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \div EAD$$
$$EAD = EAD_{dilution}$$

## ② 信用補完レベル (L) の算出

$L$  とは第 259 条第 1 項において、「裏付資産のエクスポート・リスキーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポート・リスキーに劣後する証券化エクスポート・リスキーの総額が占める割合」と規定されています。返金を要しないディスカウント部分の勘案については、第 257 条第 4 項に従って「自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる」ことから、ディスカウント部分を最劣後と見なすことにより、当該証券化エクスポート・リスキーの  $L$  を以下のように算出することとなります。

$$\begin{aligned}
 L &= \text{劣後する証券化エクスポージャーの額} \div EAD_{\text{dilution}} \\
 &= (\text{返金を要しないディスカウントの額} + \text{他の劣後する証券化エクスポージャーの額}) \div EAD_{\text{dilution}}
 \end{aligned}$$

### ③ エクスポージャーの厚さ (T) の算出

T とは第 260 条第 1 項において、「裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合」と規定されています。これに基づき、T を以下のように算出することになります。

$$T = (\text{所要自己資本の額の算出の対象となる証券化エクスポージャーの額}) \div EAD_{\text{dilution}}$$

このような手順を具体的な数値例を基に示したのが、以下の算出例です。(以下の例では、①の算出において希薄化リスク相当部分が重要でない場合を前提として、 $K_{\text{IRB}}$  を算出しています。)

＜前提条件 (図 1 を参照)  $\geq$  (単位百万円)

- ・裏付資産総額 : 1,612(ディスカウントを勘案しない額面ベースでの額)
- ・ディスカウント後の裏付資産総額 : 531
- ・ディスカウント金額 : 1,081 (=1,612-531)
- ・優先トランシェ金額 : 330
- ・劣後トランシェ金額 : 201
- ・ $K_{\text{IRB}}$  (金額) : 651、 $K_{\text{IRB}}$  (率) : 40% (=651 ÷ 1,612)
- ・エクスポージャーの実効的な個数 :  $N=9.97$
- ・裏付資産の加重平均 LGD : LGD=46%

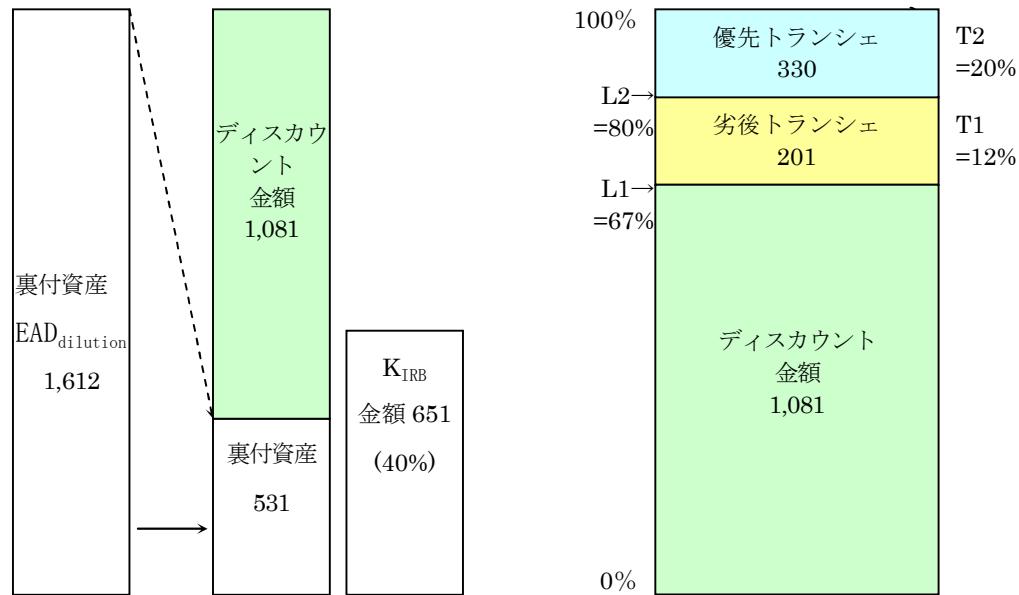
劣後トランシェ

- ・信用補完レベル  $L1=67\% (=1,081 \div 1,612)$
- ・エクスポージャーの厚さ  $T1=12\% (=201 \div 1,612)$

優先トランシェ

- ・信用補完レベル  $L2=80\% ((201+1,081) \div 1,612)$
- ・エクスポージャーの厚さ  $T2=20\% (330 \div 1,612)$

<図 1>



<算出結果>

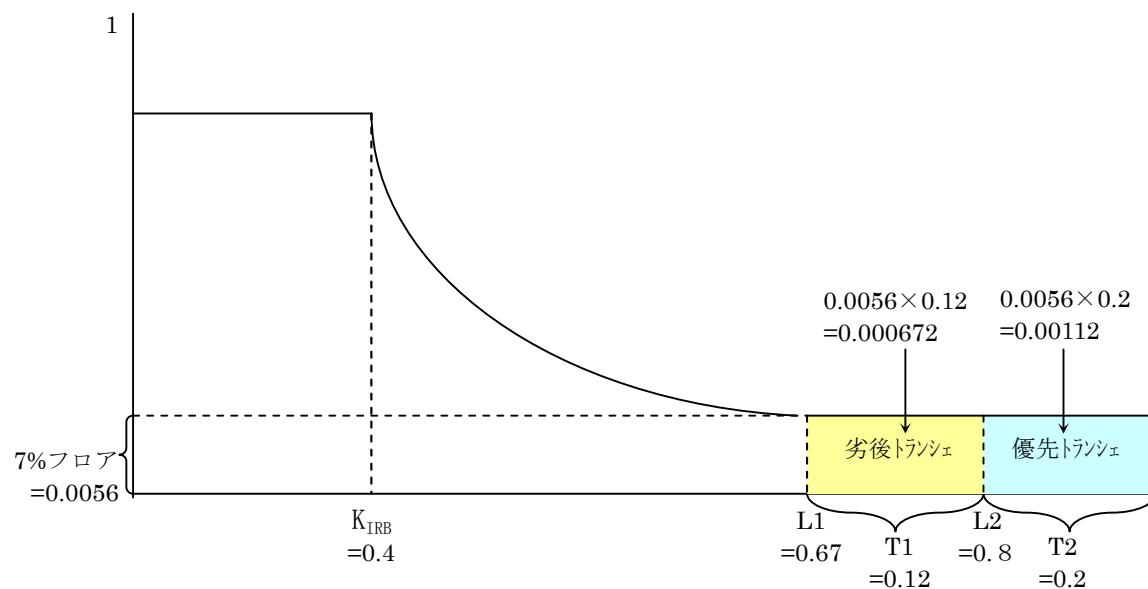
イ) (劣後トランシェの場合)

・所要自己資本 :  $0.0056 \times 0.12 \times 1,612 = 1.08$  (小数点第 3 位以下四捨五入)

ロ) (優先トランシェの場合)

・所要自己資本 :  $0.0056 \times 0.2 \times 1,612 = 1.81$  (小数点第 3 位以下四捨五入)

<図 2>



<指定関数方式>

【関連条項】第 257 条等

第 257 条－Q2 同順位の証券化エクスポージャーを複数の金融機関が保有している場合に、

指定関数方式に基づく所要自己資本の額はどのように算出すれば良いですか。

(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

同順位の証券化エクスポージャーを複数の金融機関が保有している場合に、指定関数方式を利用するときは、以下の 2 段階の計算を通じ、当該金融機関の保有する証券化エクスポージャーに係る所要自己資本の額を算出することとなります。

- ① 同順位の証券化エクスポージャーを「エクスポージャーの厚さ (T)」として、第 257 条に基づき所要自己資本の額を算出します。
- ② ①で算出した所要自己資本の額に、「当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの額の同順位の証券化エクスポージャーの総額に対する割合」を乗じます。

## 【附則<証券化エクスポージャー関係>】

<証券化エクスポージャーに関する経過措置>

【関連条項】附則第15条

附則第15条-Q1 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、標準的手法を採用する金融機関が「平成18年3月31日において保有する証券化エクスポージャー」について、「当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り」適用されますが、再証券化等によって保有する持分に変化が生じた場合でも、引き続き当該経過措置の適用を受けることは可能ですか。

(A)

附則第15条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務に過度な負担とならないよう配慮する見地から、証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです（詳細は、平成18年2月23日公表 別紙6<証券化>項番1を参照）。従って、証券化取引を積極的に行ってきました金融機関においては、当該経過措置の適用される期間中に、保有する証券化エクスポージャーについて再証券化や外部格付の取得、データの整備等のリスク管理の高度化に取組み、必要に応じリスクを第三者に移転するよう努めることが期待されます。

このような当該経過措置の趣旨に鑑みますと、再証券化によって一定程度の信用補完率の圧縮が可能となる等のリスクを第三者に移転する試みは、経済実態上、平成18年3月31日において保有していた証券化エクスポージャーのリスクの一部を移転したに過ぎないことから、引き続き附則第15条の適用を受けることは可能と考えられます。なお、経済実態上の変化がない証券化エクスポージャーの変化（例えば、ターボ償還条項の発動により持分が増加する場合等）に対する当該経過措置の適用の可否は、個々の状況を踏まえ検討を行うこととしますが、一般的には、平成18年3月31日に保有していた証券化エクスポージャーと比較して新たなリスクを引き受けているか否かによって判断することになると考えられます。

<証券化エクスポージャーに関する経過措置の算出例>

【関連条項】附則第15条

附則第15条-Q2 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されますか。（平成18年7月28日追加、平成19年5月9日修正、平成25年9月20日修正）

(A)

附則第15条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券

化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです。従って、当該経過措置は、標準的手法を採用する金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されます。もっとも、附則第 15 条において「第 249 条の規定にかかわらず」と規定されているように、調整項目として普通株式等 Tier1 資本又はコア資本（以下「普通株式等 Tier1 資本等」という。）~~基本的項目~~からの控除の対象となる「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」及び第 247 条第 1 項第 2 号に規定される「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」については、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に対する上限を設定する際の対象からは除外されます。また、保有する証券化エクspoージャーのリスクの度合いに応じ上限を変化させるとともに、劣後部分の保有度合いを上限に反映することを目的として、信用リスク・アセットの額に対する上限の設定に際し、保有する証券化エクspoージャーの信用リスクの度合いを表す下記の掛目（劣後比率）を、原資産のエクspoージャーの額に乘じることを可能とします。

$$\text{「劣後比率」} = \frac{\text{「保有する証券化エクspoージャーの額」}}{\text{「保有する証券化エクspoージャーの額」} + \text{「保有する証券化エクspoージャーに劣後する証券化エクspoージャーの総額」}}$$

なお、当該金融機関が保有する証券化エクspoージャーと同順位の証券化エクspoージャーが存在する場合は、「保有する証券化エクspoージャーの額」に同順位の証券化エクspoージャーの額を含めることとなります。また、その際には、上記の算式で導出された比率に、当該金融機関が保有する証券化エクspoージャーの額の同順位の証券化エクspoージャーの占める割合を乗じた比率が、原資産のエクspoージャーの額に乘じる「劣後比率」となります。

標準的手法を採用する金融機関が、オリジネーター及び投資家それぞれの場合の具体的な信用リスク・アセットの計算方法については、以下の事例を御参照下さい。

<金融機関がオリジネーターの場合>

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 X はクラス C 受益権（無格付）のみを継続保有する場合について考えますと（法人税等の効果は、単純化のため考慮しません。）、

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラス A 受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242
クラス B 受益権（優先受益権）	6.06 %	3,939
クラス C 受益権（劣後受益権）	18.18 %	11,818
合計	100 %	65,000

この場合、売却益は売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000+クラス B 受益権の公正価値額 4,000）－取引関連費用（例えば 500）－売却原価（53,181）=319 となり、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」として 319 が基本的項目普通株式等 Tier 1 資本等から全額控除する扱いとなります。また、第 5 条第 2 項第 1 号ホ等第 247 条の規定に基づき保有する劣後受益権より「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」（=319）を控除した額 11,499（=11,818-319）は、第 249 条第 2 項に従い 1,250% のリスク・ウェイトが適用されることになります「証券化エクスポージャーの控除項目」として自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、金融機関 X が証券化を行わず、65,000 の住宅ローンを保有していた場合の信用リスク・アセットの額は、新告示（同附則第 2 条第 1 項に規定する新告示をいう。以下附則第 15 条及び附則第 11 条に関する Q&A において同じ。）においては 22,750（=65,000×リスク・ウェイト 35%）、旧告示（同附則第 6 条第 1 項に規定する旧告示をいう。以下附則第 15 条及び附則第 11 条に関する Q&A において同じ。）においては 32,500（=65,000×リスク・ウェイト 50%）となることから、32,500 をクラス C 受益権に対する信用リスク・アセットの額とすることができます（上記で規定される劣後比率は 100%（=11,000 ÷（11,000 + 0））となり、上限に影響を与えません）。

従って、金融機関 X は、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」である 319 を普通株式等 Tier 1 資本等基本的項目から控除した上で、32,500 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

＜金融機関が投資家の場合＞

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 Y がクラス B 受益権（無格付）の半分（=2,000）を購入した場合について考えます。（法人税及び信用補完機能を持つ I/O ストリップスについては、単純化のため考慮していません。）

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

この場合、金融機関 Y が保有しているクラス B 受益権は、無格付のため、第 249 条第 1 項の規定により 1,250%のリスク・ウェイトが適用されることとなります「自己資本控除」の扱いとなり、「証券化エクスポージャーの控除項目」として、自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、原資産である 65,000 の住宅ローンの信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750 (=65,000×リスク・ウェイト 35%)、旧告示においては 32,500 (=65,000×リスク・ウェイト 50%) となります。これらを、金融機関 Y が保有するクラス B 受益権（=2,000）の上限として用いることは、証券化取引実務への「激変緩和措置」という当該経過措置の趣旨に反するほか、優先劣後構造という証券化のリスク特性を適切に反映しないことになるため、上記で規定される劣後比率 13.3% (=4,000 ÷ (4,000+11,000) × (2,000 ÷ 4,000)) を原資産のエクスポージャーの額に適用することを可能とし、新告示においては 3,033.3 (=8,666.7×リスク・ウェイト 35%)、旧告示においては 4,333.3 (=8,666.7×リスク・ウェイト 50%) を附則第 15 条における原資産の信用リスク・アセットの額とします。従って、金融機関 Y は、4,333.3 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

(注) 「証券化エクスポージャーの控除項目」については、今後、国際的な議論を踏まえ、その 50%を基本的項目から、残りの 50%を補完的項目から控除する取扱いとする可能性があり、引き続き検討しています。

<証券化エクスポージャーに関する経過措置>

【関連条項】附則第15条

附則第15条-Q3 証券化エクスポージャーに関する経過措置において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を算出する際に用いる原資産の額は、証券化取組み時点の額で良いですか。（平成19年3月23日追加）

(A)

証券化エクスポージャーに関する経過措置においては、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることが可能です。その際の原資産の額及び附則第15条-Q2に規定される「劣後比率」については、自己資本比率を算出する時点のものを基本的に想定しています。もっとも、実務上の困難がある場合には、当該エクスポージャーについて一貫性をもって利用することを前提に、証券化を取組んだ時点の原資産の額及び「劣後比率」を、用いることも可能とします。

<証券化エクスポージャーの経過措置>

【関連条項】附則15条

附則第15条-Q4 複数の金融機関等が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合に経過措置を適用するときは、原資産の信用リスク・アセットの額は原資産に含まれる自行債権の信用リスク・アセットの額として良いですか。（平成19年5月9日追加）

(A)

中小企業金融公庫の買取型証券化案件のように、複数の金融機関等（以下、オリジネーター金融機関等）が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合で、附則第15条に基づき証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用するときは、オリジネーターである標準的手法を採用する金融機関が保有する証券化エクスポージャーが他のオリジネーター金融機関等が譲渡した原資産のリスクを一切引き受けないかたちになっている限りにおいて、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を、当該金融機関が譲渡した原資産の信用リスク・アセットの額（旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大きい方）とすることが可能です。なお、金融機関が投資家の場合は、当該金融機関は、案件全体に投資していることから、案件全体の原資産の信用リスク・アセットの額（旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大きい方）を、自らが保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限とすることが可能となります。

## 【マーケット・リスク】

### 【第9章（マーケット・リスク）関係】

<ストレス・バリュー・アット・リスク>

【関連条項】第274条第3項第9号

第274条-Q1 「適切なストレス期間を含む十二月」はどのように特定されますか。（平成23年9月12日追加）

(A)

「適切なストレス期間を含む十二月」とは、銀行のポートフォリオに関連する市場リスク・ファクター等が大きく変動することにより、金融システム全体に重大な損害が発生した期間を含む連続した12ヶ月間をいいます。

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「Revisions to the Basel II market risk framework」(平成21年7月13日公表)のパラグラフ718(Lxxvi)(i)においては、多くのポートフォリオで、2007年/2008年の12ヶ月間がストレス期間に当たることが例示されていますが、銀行は、当該記載も踏まえつつ、自行のポートフォリオのリスク特性等に照らし、適切なストレス期間を含む12ヶ月を特定することが必要となります(注)。

なお、ストレス・バリュー・アット・リスク計測の趣旨に鑑み、「適切なストレス期間を含む十二月」については、特定後も適時に(例えば、市場が大きく変動した場合、ポジションに大きな変更が生じた場合等)及び定期的な検証を行い、必要がある場合にはこれを見直すことが求められています。

(注) 内部モデル方式を用いていない銀行が新規に内部モデル方式の承認申請する場合には、「適切なストレス期間を含む十二月」の特定を含めて、第272条の金融庁長官の承認を受けることが必要となります。他方で、既に内部モデル方式の使用の承認を受けている銀行が新たに「適切なストレス期間を含む十二月」を特定する場合には、第278条に基づいて、金融庁長官に変更に係る届出を行うことが必要となります。

## 【オペレーショナル・リスク】

### 【第10章（オペレーショナル・リスク）関係】

<粗利益>

【関連条項】 第304条第1項及び第2項、第305条第3項

第304条-Q1 一年間の粗利益を計算する場合は、どのように考えればよいのですか。

(平成20年3月31日修正)

(A)

基礎的手法および粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、自己資本比率の計算基準時点が9月末または3月末となる場合は、その各時点を基準時点とする1年前までの、連続した2半期の粗利益の合計値とします。当該計算基準時点が6月末または12月末となる場合には、各々直前の3月末または9月末において算出した粗利益を、そのまま当該計算基準時点における粗利益とします。

また、「直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合」(第304条第1項)および「年間合計値が負の値である場合」(第305条第1項)の判断においても、同様の取り扱いとします。

<粗利益>

【関連条項】 第304条第2項、第305条第3項

第304条-Q2 粗利益におけるアウトソーシングと役務取引等費用の関係は、どのように整

理されるのですか。

(A)

アウトソーシングの費用は、通常、役務取引等費用として計上されるものをいいます。アウトソーシングの費用が、役務取引等費用以外の勘定科目として計上されている場合において、役務取引等費用には含まれていないことが明確に識別可能な場合は、役務取引等費用の全体を粗利益から除くことができます。

<粗利益>

【関連条項】 第304条第1項及び第2項、第305条第3項

第304条-Q3 連結ベースの粗利益はどのように算出すればよいのですか。

(A)

連結ベースで基礎的手法または粗利益配分手法を適用する場合は、原則として、連結修正仕訳後の粗利益を算出することになります。

また、連結ベースで先進的計測手法を採用し、一部の法人単位に対して基礎的手法また

は粗利益配分手法を部分的に適用する場合や、先進的計測手法の部分適用における2%および10%基準を適用する場合の粗利益についても同様の取り扱いとなりますが、この場合において、内部取引部分を切り出すことができない場合には、当該法人単位の連結修正仕訳前の粗利益を用いることになります。

なお、第304条第2項における「他の者」には、連結自己資本比率算定上の連結の範囲（親銀行等がある場合は、当該親銀行等の連結範囲）に含まれる法人を含めないこととします。従って、当該法人に対する支払費用が役務取引等費用に含まれる場合は、自己資本比率の算定上、当該費用を粗利益から除く取り扱いとなります。

#### <粗利益>

##### 【関連条項】第304条第1項、第305条第1項

第304条-Q4 法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関が基礎的手法または粗利益配分手法を採用する場合、「一年間の粗利益」についてどのように考えればよいのですか。（平成19年3月23日追加）

(A)

基礎的手法及び粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、原則として、「バーゼルⅡに関するQ&A」第304条Q-1に基づいて、算出されることとなります。

ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、当該「一年間の粗利益」について、自己資本比率の計算基準時点が3月末となる場合は、その時点を起算点とする1年前までの一事業年度の粗利益とします。当該計算基準時点が9月末となる場合には、採用している基礎的手法または粗利益配分手法により直前の3月末において算出したオペレーショナル・リスク相当額を、そのまま当該計算基準時点におけるオペレーショナル・リスク相当額とすることとなります。

#### <粗利益>

##### 【関連条項】第304条第1項、第305条第1項

第304条-Q5 合併、会社分割、事業の譲渡、株式の取得／譲渡、株式交換、株式移転等（以下、「再編成」という。）により、銀行の連結の範囲に、連結対象外であった法人・事業が新たに加わる、あるいは、連結対象であった法人・事業が除かれるなどの事象が生じた場合、基礎的手法又は粗利益配分手法の計算において、粗利益をどのように計算すれば良いですか。（平成22年3月31日追加）

(A)

粗利益の計算方法としては、形式的に連結損益計算書上の計数を遡及するのではなく、再編成後の業務実態を考慮し、法人・事業単位で遡及する必要があります。すなわち、例えば、期中にA法人が連結対象となる場合には、A法人の過去の粗利益を遡及した上で連結

損益計算書上の粗利益の計数に加算し、期初時点ではB法人が連結対象から外れる場合には、B法人の過去の粗利益を遡及した上で、連結損益計算書上の計数から減算するなど、再編成後の業務実態を考慮した計算を行うこととなります。(図1参照)

なお、再編成後の業務実態の在り方は様々であり、やむを得ない事情で、法人・事業単位での遡及が困難な場合や、法人・事業単位の粗利益が非常に僅少で、自己資本比率への影響が非常に軽微である場合なども想定されることから、こうした場合には、各金融機関にて合理的な計算方法を判断の上、事前に当局に計算方法を相談するなど、適切な計算に努めることが重要です。やむを得ない事情として、下記のような例が考えられます。

- ・ 金融機関Xの連結の範囲に、法人が新設された場合
- ・ Xの連結子会社の粗利益を過去に遡る過程で、当該子会社も再編成が行われているなど非常に複雑な計算を要する場合

また、再編成後の粗利益を反映させるタイミングについては、下記「再編成が行われた時期」に対して、下記パターン①を原則としますが、子法人等の決算スケジュール等の相違や適時に遡及困難な事情などを考慮し、下記パターン②とすることでも差し支えありません。ただし、一決算期間において、パターン①との間で数値上の差異が甚大である場合、開示において注記を付すなど、適切な対応が必要です。

再編成が行われた時期	パターン①	パターン②
〔法律上、中間決算が義務付けられている金融機関の場合〕		
Y年4月1日からY年9月末までの間	Y年9月末	(Y+1)年3月末
Y年10月1日から(Y+1)年3月末までの間	(Y+1)年3月末	(Y+1)年9月末
〔法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関の場合〕		
Y年4月1日から(Y+1)年3月末までの間	(Y+1)年3月末	(Y+2)年3月末

図 1－遡及方法の例（表内の数字は各年度の粗利益を指す。）

	(Y-2) 年度	(Y-1) 年度	Y 年度
〈金融機関 X の連結損益計算書の粗利益〉			
金融機関 X (単体)	90	100	110
A 法人			50
B 法人	10	20	
金融機関 X (連結)	100	120	160
〈再編成後を考慮した粗利益の計算〉			
A 法人	+60	+70	+30
B 法人	-10	-20	
金融機関 X (連結)	150	170	190

<粗利益配分手法>

【関連条項】第305条第1項、別表第一

第305条-Q1 別表第一の業務区分に配分した粗利益が負の値となる場合は、どのような取扱いになるのですか。

(A)

配分した業務区分の粗利益が負の値となる場合には、当該負の値に当該業務区分に対応する掛目を乗じることとなります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第306条

第306条-Q1 国内で粗利益配分手法の採用を予定している金融機関について、海外現地法人が基礎的手法を採用せざるを得ない場合は、どのような取扱いになるのですか。

(A)

グループ連結ベースで粗利益配分手法を採用する一方、海外現地法人における粗利益配分手法の採用が、現地当局からの要請により、やむを得ず認められない場合は、当該海外現地法人は当該現地当局に対してのみ、基礎的手法により算出した額をオペレーションナル・リスク相当額として届け出ることが認められ、グループ連結ベースでは粗利益配分手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算出することとなります。その場合においては、当該海外現地法人においても粗利益配分手法の要件を充足する必要があります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第306条

第306条-Q2 粗利益配分手法について、どのような承認プロセスとなりますか。

(平成19年3月23日追加)

(A)

粗利益配分手法の3月末からの採用を希望している金融機関は、原則として、前年の5月頃（第1回）及び11月頃（第2回）に行われる全2回のセルフアセスメント・アンケートを提出する必要があります。

ただし、既に粗利益配分手法の承認を受け、当該手法を採用している金融機関と、他の金融機関（採用手法は問わない。）との合併等が行われ、新たな金融機関又は連結グループが構成された場合、当該金融機関、当該連結グループ及び当該グループに含まれる傘下の金融機関（以降、「当該金融機関等」という。）は、当該合併等の後に行われる直近のセルフアセスメント・アンケート（第1回又は第2回）のみを提出することにより、粗利益配分手法の承認の申請を行うことができます。

なお、当該合併等の後に行われる直近の自己資本比率の開示が、当該直近のセルフアセスメント・アンケートの実施以前に行われる等、やむを得ない事情により、当該金融機関

等が上記の原則及び但し書きの取り扱いとは異なる取り扱いを希望する場合においては、個々の状況に応じて個別具体的に判断することとなります。当該合併等が具体的に予定されている場合は、早めに当局に相談してください。

<オペレーション・リスク全般>

【関連条項】第307条第2項第3号括弧書き

第307条-Q1 オペレーション・リスクと、法務リスク、戦略リスクおよび風評リスクとの関係はどのように整理されるのですか。

(A)

オペレーション・リスクには、法務リスク（法務リスクによる損失には、監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等も含まれます）が含まれ、戦略リスクおよび風評リスクは含まれません（ただし、これらのリスクを各金融機関の判断で内部管理上、オペレーション・リスクとして捕捉することは差し支えありません）。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第308条

第308条-Q1 持分法適用会社には、粗利益配分手法の適格性基準が適用されるのですか。

(A)

持分法適用会社についても、適格性基準が適用されることが望ましいですが、必ずしもこれを義務付けるものではありません。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第308条第6号

第308条-Q2 「オペレーション・リスク損失のうち重大なもの」に当たるかどうかは、具体的にどのように判断するのですか。

(A)

オペレーション・リスク損失のうち重大なものに当たるかどうかについては、粗利益配分手法を採用する予定の金融機関内部において、実態に照らして合理的に基準を策定し、当該基準に基づき収集を行うこととなります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第311条

第311条-Q1 グループ連結ベースで先進的計測手法を適用し、子銀行についても先進的計測手法を適用する場合は、当該子銀行の計測手法として、連結ベースで先進的計測手法により計算したリスク相当額を配分する手法も認められるのですか。

(A)

原則として、銀行は、妥当であると認められた場合に、連結ベースで先進的計測手法により計算したリスク相当額を配分する手法（以下「配分手法」といいます。）を用いてオペレーショナル・リスク相当額を子銀行に配分することができます。ただし、配分手法を用いる場合において、銀行は配分手法の妥当性を監督当局に説明できなければなりません。配分手法を用いる場合は、子銀行のテール付近のリスクプロファイルが子銀行のオペレーショナル・リスク相当額に適切に反映され、かつ、内部でリスク管理・削減の対象とされている必要があります。（その結果、子銀行等に配分されるオペレーショナル・リスク相当額を合計した額は、連結ベースのオペレーショナル・リスク相当額と一致しない場合もあります。）

ただし、監督当局（外国の当局を含む。）が重要であると認めた子銀行については、銀行持株会社または親銀行を頂点とする連結の範囲においては、当該銀行持株会社または親銀行から当該子銀行への配分手法の使用は認められず、当該子銀行は単独（スタンド・アローン）で先進的計測手法によりオペレーショナル・リスク相当額を計算しなければなりません。

#### ＜先進的計測手法＞

##### 【関連条項】 第313条（銀行持株会社告示第291条）

第313条-Q1 グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合に、傘下の子銀行においても別途承認を得る必要はあるのですか。

(A)

グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合は、子銀行において単独（スタンド・アローン）で計算を行うか配分手法を用いるかに関わらず、親銀行等（銀行持株会社または親銀行）における承認に加え、傘下の子銀行においても、別途先進的計測手法（粗利益配分手法を部分適用する場合は、粗利益配分手法）の承認が必要となります。

#### ＜先進的計測手法＞

##### 【関連条項】 第315条第3項第5号

第315条-Q1 財務会計処理額とオペレーショナル・リスク損失(認識)額とは、整合的でなければならないのですか。

(A)

財務会計処理額とオペレーショナル・リスク損失(認識)の額とは、必ずしも整合的である必要はありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号

第315条-Q2 機会費用や逸失利益もオペレーショナル・リスク損失として収集しなければならないのですか。

(A)

いわゆる機会費用や逸失利益については、当面の間、必ずしも規制上のオペレーショナル・リスク損失の額に含める必要はありません。ただし、各金融機関の判断で内部管理上、機会費用や逸失利益をオペレーショナル・リスク損失の額に含めることや、データを収集し内部管理上使用することは望ましいことであり、これを妨げるものではありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号

第315条-Q3 同一の原因に基づく損失事象が、複数の期を跨いで複数回発生する場合に、その内部損失データの整理の方法として、下記のいずれの方法をとればよいのですか。

1. 最初に損失が発生した時期に全て合算する。
2. 最後に損失が発生した時期に全て合算する。
3. それぞれ合算せずに損失が発生した都度収集する。

(A)

同一の原因に基づく損失事象が、複数の期を跨いで複数回発生する場合において、内部損失データは、原則として、各金融機関が内部で定める客観的な基準に基づいて整理されることになり、当該整理の方法が、内部の計量方法において想定されている損失事象の特性と整合的であることおよび継続して使用していることを条件として、上記の3通りの方法のうち、いずれの方法も用いることができます。

ただし、第315条第3項第5号イに規定するオペレーショナル・リスク損失の額および回収額を業務区分ごとに損失事象の種類に応じて配分する場合においては、上記3. の方法によることとします。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号イ

第315条-Q4 粗利益の業務区分への配分方法と内部損失データの業務区分への割当方法は、整合的でなければならないのですか。

(A)

リスク管理上、内部損失データの割当方法が合理的であることを当局に証明できる場合には、粗利益の業務区分への配分方法と、内部損失データ収集上の業務区分への割当方法は、必ずしも一致していなくても差し支えありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号口及びハ

第315条-Q5 「すべての業務における一定の閾値」は、地域（国）や法人単位ごとに異なる設定が許容されるのですか。

(A)

閾値の適用がオペレーショナル・リスク相当額の算出に重要な影響を与えないことを前提として、業務区分、損失事象、地域（国）または法人単位等により異なる閾値を設定しても差し支えありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号ニ

第315条-Q6 オペレーショナル・リスク相当額の計量を行う際に用いる内部損失データについては、回収実績等を反映した後（ネット）のオペレーショナル・リスク損失の額を用いてもよいのですか。（平成22年3月31日修正）

(A)

オペレーショナル・リスク相当額の計量においては、適切に内部損失データが収集されていることを条件として、ネットのオペレーショナル・リスク損失の額を用いても差し支えありません。但し、保険による回収実績を反映した後のオペレーショナル・リスク損失の額を用いる場合、第320条の要件を満たす必要があります。

また、その場合においても、グロスのオペレーショナル・リスク損失の額についても収集・蓄積しなければならず、当該損失の額については各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために適切に活用することが必要です。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号ト

第315条-Q7 マーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク・データベースにおいてすべて特定されている必要がありますか。

(A)

すべて特定されている必要があります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第6号

第315条-Q8 外部損失データをシナリオ作成における参照情報等に使用する等、オペレーショナル・リスクの計量モデルに直接投入しない方法も認められますか。

(A)

第 315 条第 3 項第 6 号に規定する要件を満たした上で、シナリオの作成や業務環境および内部統制要因の勘案において外部損失データを適切な方法により使用していると認められれば、計量モデルに直接当該外部損失データを投入しない場合においても、第 315 条第 3 項第 3 号に規定する外部損失データにかかる要件を満たしているものと考えられます。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q9 顧客からの手数料を数年間に渡り本来定められた金額より多く徴収しているが、発覚後、当該超過部分の金額を当該顧客に払い戻し、会計上の損失処理を行った場合は、内部損失データの対象となるのか。(平成 23 年 9 月 12 日追加)

(A)

「バーゼル II に関する Q&A」第 315 条-Q1 にあるとおり、オペレーショナル・リスク損失の金額と財務会計処理額は整合しないことがあります。例えば間にあるように過年度の手数料の過徴収が判明し、これを払い戻した額については財務会計上は損失に計上することになりますが、オペレーショナル・リスク上の内部損失データの対象とする必要はありません。

また、財務会計上の損失処理額のうち、過年度の決算相違による修正等において、キャッシュフローに変動がなく計数の計上タイミングのみの修正の場合も内部損失データの対象とする必要はありません。

ただし、手数料の過徴収の払い戻し等が明らかな銀行の誤処理に基づくものでなく、オペレーショナル・リスク事象に起因する訴訟等（訴訟上又は訴訟外の解決、調停、示談又は訴訟を提起されるリスクを避ける目的で、金融機関が自主的に支払った場合等を含む。）の結果として生じた場合の払い戻した額は別の損失として内部損失データの対象となります。なお、決算訂正によって当局から課された制裁金、修正申告によって生じた附帯税等追加的に生じた損失は、いずれの事象においても、内部損失データの対象となります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 318 条、第 319 条

第 318 条-Q1 粗利益配分手法を採用している金融機関が、グループ連結ベースで先進的計測手法に移行しようとする場合、子銀行を除く子会社について部分適用として基礎的手法を用いることが認められますか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

当該金融機関及び子会社が第 318 条及び第 319 条の要件を充足している場合、当該子会社について部分適用として基礎的手法を用いることができます

<先進的計測手法>

【関連条項】第319条第1項第3号

第319条-Q1 「法人単位の粗利益が、銀行の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める」かどうか、および「先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超える」かどうかは、何年間の判定によるのですか。また、一旦2%以上の粗利益を計上して、先進的計測手法を適用した場合、次年度以降は、当該業務区分または法人単位の粗利益が2%以上か未満かにかかわらず永続的に先進的計測手法を用いてよいのですか。(平成22年3月31日修正)

(A)

先進的計測手法における重要性の原則のうち、各法人単位の粗利益が銀行グループ（最上位の銀行または銀行持株会社）の2%以上を占めるかどうかの基準および先進的計測手法を採用しない法人単位の粗利益の合計が10%以下であるかどうかの基準についての計算方法は、原則として、3年間の粗利益の平均値により、半期に一度の頻度で判定することとなります。

先進的計測手法の承認を受けた銀行は、第317条に基づき承認が取消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければなりません（第312条第2項）。従って、粗利益が2%を下回った場合においても、やむを得ない場合を除き、先進的計測手法を継続使用しなければなりません。

一方で、当初の粗利益が2%を下回っており先進的計測手法を適用していなかった法人単位において、その後粗利益が2%を上回った場合には、第316条第2項に照らして、改善計画を提出した上で先進的計測手法の適用に向けた取り組みを行うこととなります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第319条第1項第3号

第319条-Q2 先進的計測手法の部分適用の特例における「粗利益の2%」基準を適用するに当たり、孫会社についてはどのように判断すればよいのですか。

(A)

第319条第1項第3号における「粗利益の2%」基準に該当するか否かについては、金融機関の子会社、孫会社それぞれの単体ベースの粗利益をもとに、法人単位ごとに判断することとなります。

## 【附則<オペレーショナル・リスク関係>】

<旧告示におけるオペレーショナル・リスクの取扱い>

【関連条項】附則第 11 条等

附則第 11 条-Q1 事業の全部または一部について、旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、新告示に基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出する必要がありますか。

(A)

第 146 条および附則第 11 条に基づき、事業の全部または一部について旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、当該部分について、新告示に基づきオペレーショナル・リスク相当額を算出して自己資本比率を計算する必要はありません。

## 【附則】

＜旧告示におけるオペレーショナル・リスクの取扱い＞

【関連条項】附則第 11 条等

附則第 11 条-Q1 事業の全部または一部について、旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、新告示に基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出する必要がありますか。(平成 25 年 9 月 20 日削除)

(A)

第 146 条および附則第 11 条に基づき、事業の全部または一部について旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、当該部分について、新告示に基づきオペレーショナル・リスク相当額を算出して自己資本比率を計算する必要はありません。

＜証券化エクスポージャーに関する経過措置＞

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条-Q1 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、標準的手法を採用する金融機関が「平成 18 年 3 月 31 日において保有する証券化エクスポージャー」について、「当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り」適用されますが、再証券化等によって保有する持分に変化が生じた場合でも、引き続き当該経過措置の適用を受けることは可能ですか。(平成 25 年 9 月 20 日削除)

(A)

附則第 15 条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務に過度な負担とならないよう配慮する見地から、証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです(詳細は、平成 18 年 2 月 23 日公表 別紙 6 <証券化> 項番 1 を参照)。従って、証券化取引を積極的に行って來た金融機関においては、当該経過措置の適用される期間中に、保有する証券化エクスポージャーについて再証券化や外部格付の取得、データの整備等のリスク管理の高度化に取組み、必要に応じリスクを第三者に移転するよう努めることが期待されます。

このような当該経過措置の趣旨に鑑みますと、再証券化によって一定程度の信用補完率の圧縮が可能となる等のリスクを第三者に移転する試みは、経済実態上、平成 18 年 3 月 31 日において保有していた証券化エクスポージャーのリスクの一部を移転したに過ぎないことから、引き続き附則第 15 条の適用を受けることは可能と考えられます。なお、経済実態上の変化がない証券化エクスポージャーの変化(例えば、ターボ償還条項の発動により持分が増加する場合等)に対する当該経過措置の適用の可否は、個々の状況を踏まえ検討を行うこととしますが、一般的には、平成 18 年 3 月 31 日に保有していた証券化エクスポージ

~~ヤーと比較して新たなリスクを引き受けているか否かによって判断することになると考えられます。~~

~~＜証券化エクスボージャーに関する経過措置の算出例＞~~

~~【関連条項】附則第15条~~

~~附則第15条-Q2 証券化エクスボージャーに関する経過措置は、金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されますか。（平成18年7月28日追加、平成19年5月9日修正）（平成25年9月20日削除）~~

(A)

~~附則第15条において規定される証券化エクスボージャーに関する経過措置は、証券化エクスボージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです。従って、当該経過措置は、標準的手法を採用する金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されます。もっとも、附則第15条において「第249条の規定にかかわらず」と規定されているように、基本的項目からの控除の対象となる「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」及び第247条第1項第2号に規定される「信用補完機能を持つI/Oストリップス+については、証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額に対する上限を設定する際の対象からは除外されます。また、保有する証券化エクスボージャーのリスクの度合いに応じ上限を変化させるとともに、劣後部分の保有度合いを上限に反映することを目的として、信用リスク・アセットの額に対する上限の設定に際し、保有する証券化エクスボージャーの信用リスクの度合いを表す下記の掛目（劣後比率）を、原資産のエクスボージャーの額に乘じることを可能とします。~~

$$\text{「劣後比率」} = \frac{\text{「保有する証券化エクスボージャーの額」}}{\text{「保有する証券化エクスボージャーの額」} + \text{「保有する証券化エクスボージャーに劣後する証券化エクスボージャーの総額」}}$$

~~なお、当該金融機関が保有する証券化エクスボージャーと同順位の証券化エクスボージャーが存在する場合は、「保有する証券化エクスボージャーの額」に同順位の証券化エクスボージャーの額を含めることとなります。また、その際には、上記の算式で導出された比率に、当該金融機関が保有する証券化エクスボージャーの額の同順位の証券化エクスボージャーの占める割合を乗じた比率が、原資産のエクスボージャーの額に乘じる「劣後比率」となります。~~

~~標準的手法を採用する金融機関が、オリジネーター及び投資家それぞれの場合の具体的な信用リスク・アセットの計算方法については、以下の事例を御参照下さい。~~

~~＜金融機関がオリジネーターの場合＞~~

~~オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 X はクラス C 受益権（無格付）のみを継続保有する場合について考えますと（法人税等の効果は、単純化のため考慮しません。）。~~

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

~~売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。~~

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラス A 受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242
クラス B 受益権（優先受益権）	6.06 %	3,939
クラス C 受益権（劣後受益権）	18.18 %	11,818
合計	100 %	65,000

~~この場合、売却益は売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000 + クラス B 受益権の公正価値額 4,000） - 取引関連費用（例えば 500） - 売却原価（53,181） = 319 となり、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」として 319 が基本的項目から全額控除する扱いとなります。また、第 247 条の規定に基づき、保有する劣後受益権より「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」 (= 319) を控除した 11,499 (= 11,818 - 319) は、「証券化エクスボージャーの控除項目」として自己資本から控除することとなります（注）。~~

~~こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスボージャーに関する経過措置を適用する場合、金融機関 X が証券化を行わず、65,000 の住宅ローンを保有していた場合の信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750 (= 65,000 × リスク・ウェイト 35%)、旧告示においては 32,500 (= 65,000 × リスク・ウェイト 50%) となることから、32,500 をクラス C 受益権に対する信用リスク・アセットの額とすることができます（上記で規定される劣後比率は 100% (= 11,000 ÷ (11,000 + 0)) となり、上限に影響を与えません）。~~

~~従って、金融機関 X は、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」である 319 を基本的項目から控除した上で、32,500 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。~~

~~<金融機関が投資家の場合>~~

~~オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 Y がクラス B 受益権（無格付）の半分 (=2,000) を購入した場合について考えます。（法人税及び信用補完機能を持つ I/O ストリップスについては、単純化のため考慮していません。）~~

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

~~この場合、金融機関 Y が保有しているクラス B 受益権は、無格付のため、第 249 条第 1 項の規定により「自己資本控除」の扱いとなり、「証券化エクスボージャーの控除項目」として、自己資本から控除することとなります（注）。~~

~~こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスボージャーに関する経過措置を適用する場合、原資産である 65,000 の住宅ローンの信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750 (=65,000 × リスク・ウェイト 35%)、旧告示においては 32,500 (=65,000 × リスク・ウェイト 50%) となります。これらを、金融機関 Y が保有するクラス B 受益権 (=2,000) の上限として用いることは、証券化取引実務への「激変緩和措置」という当該経過措置の趣旨に反するほか、優先劣後構造という証券化のリスク特性を適切に反映しないことになるため、上記で規定される劣後比率 13.3% (=4,000 ÷ (4,000 + 11,000)) × (2,000 ÷ 4,000) を原資産のエクスボージャーの額に適用することを可能とし、新告示においては 3,033.3 (=8,666.7 × リスク・ウェイト 35%)、旧告示においては 4,333.3 (=8,666.7 × リスク・ウェイト 50%) を附則第 15 条における原資産の信用リスク・アセットの額とします。~~

~~従って、金融機関 Y は、4,333.3 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。~~

~~(注) 「証券化エクスボージャーの控除項目」については、今後、国際的な議論を踏まえ、その 50% を基本的項目から、残りの 50% を補完的項目から控除する取扱いとする可能性があり、引き続き検討しています。~~

~~<証券化エクスボージャーに関する経過措置>~~

~~【関連条項】附則第 15 条~~

~~附則第 15 条-Q3 証券化エクスボージャーに関する経過措置において、当該証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の上限を算出する際に用いる原資産の額は、証~~

券化取組み時点の額で良いですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加) (平成 25 年 9 月 20 日削除)

(A)

~~証券化エクスポージャーに関する経過措置においては、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることが可能です。その際の原資産の額及び附則第 15 条-Q2 に規定される「劣後比率」については、自己資本比率を算出する時点のものを基本的に想定しています。もっとも、実務上の困難がある場合には、当該エクスポージャーについて一貫性をもって利用することを前提に、証券化を取組んだ時点の原資産の額及び「劣後比率」を、用いることも可能とします。~~

<証券化エクスポージャーの経過措置>

【関連条項】附則 15 条

附則第 15 条-Q4 ~~複数の金融機関等が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合に経過措置を適用するときは、原資産の信用リスク・アセットの額は原資産に含まれる自行債権の信用リスク・アセットの額として良いですか。(平成 19 年 5 月 9 日追加) (平成 25 年 9 月 20 日削除)~~

(A)

~~中小企業金融公庫の買取型証券化案件のように、複数の金融機関等(以下、オリジネーター金融機関等)が共同で自らの債権を裏付けとした資産担保証券を組成した場合で、附則第 15 条に基づき証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用するときは、オリジネーターである標準的手法を採用する金融機関が保有する証券化エクスポージャーが他のオリジネーター金融機関等が譲渡した原資産のリスクを一切引き受けないかたちになっていく限りにおいて、当該金融機関が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限を、当該金融機関が譲渡した原資産の信用リスク・アセットの額(旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大い方)とすることが可能です。なお、金融機関が投資家の場合は、当該金融機関は、案件全体に投資していることから、案件全体の原資産の信用リスク・アセットの額(旧告示を適用した場合と新告示を適用した場合の大い方)を、自らが保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の上限とすることが可能となります。~~

以 上